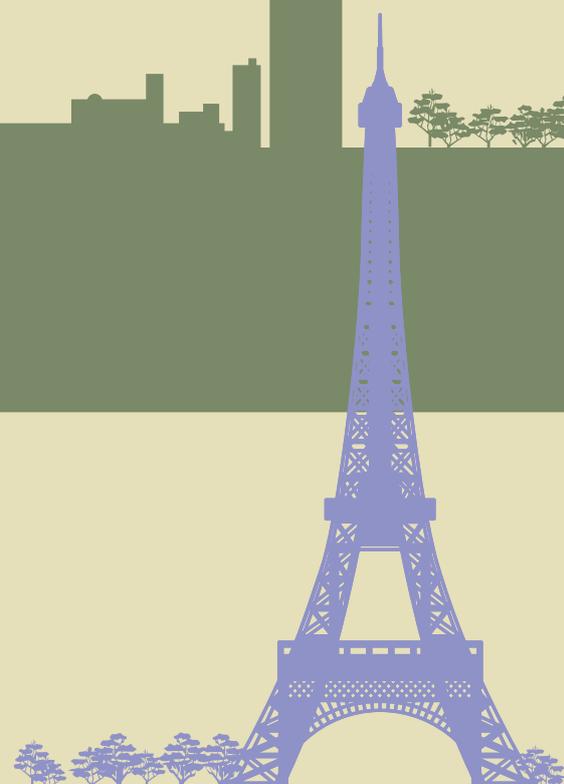


Works
Report

2009

欧米主要国の雇用労働政策



2009年の
緊急雇用対策

欧米主要国の雇用労働政策

2009年の緊急雇用対策



イントロダクション

「100年に一度の危機」といわれる今回の経済不況。終戦以来の危機とを感じる人も多く、バブル崩壊を経験した日本においても深刻化し、政権交代をもたらす一因となった。日米欧においても景気回復の遅れが反映し、雇用情勢は厳しい状況に置かれている。日本の2009年8月の完全失業率は5.5%と、前月に比べ0.2ポイント低下したが、有効求人倍率は0.42倍と過去最悪の水準となり予断を許さない状況下にある。欧米の失業率をみると、米国の9月の失業率は9.8%と悪化し、26年ぶりの高水準を更新した。また欧州でもユーロ圏16カ国の8月の失業率は9.6%に上昇している。

日本政府は「緊急雇用対策」として、大規模な予算を投入し、雇用調整助成金の支給など雇用維持を中心とした施策がとられているが、この状況の下、欧米諸国はどのような政策を打ち出しているのだろうか。

2008年からの経済危機。2009年に入り、主要国の緊急雇用対策の骨格が少しずつ明らかになってきた。施策はまだ計画段階や、途中のものもあり、雇用回復の兆候や即効性などその効果は見えていない。極めて表層的で緩い内容はあるが、国による政策の方向性や違い、日本でも参考にできるプログラムはあるのか、米国、英国、フランスの施策について、緊急的にまとめてみた。現段階で言えることは、下記のとおりである。

緊急雇用対策の特徴

米国は、2009年2月に最大規模の7,870億ドルを投じた景気対策法を成立させ、2010年末までに約350万人の雇用保護・雇用創出を目標に掲げた。

“国を再生させる”この大規模な計画を実行するためには、税金の無駄、非効率、不要な支出をなくすることが重要だと、Recovery.comを開設し、ウェブサイトの情報公開し国民が監視できるようにした。中間報告では、8月までに約60~110万人の雇用維持または雇用創出がなされたとしている。国の再生計画の主な施策として、「グリーンカラージョブ」と称する環境関連の雇用をはじめ、公共事業の中でも、エネルギー、インフラ、教育、医療、住宅、科学・技術など将来につながる分野に特化し、集中的な支援を行っている。職業訓練においても、医療や環境など高成長が見込める業種の職業訓練や、若年者向けの雇用創出機会として、サマーユースエンプロイメントを実行。企業の協力を仰ぎ、約28万人の若年者に就労経験、職業訓練の機会を与えた。また、非自発的離職者にもエンプロイアビリティと所得を向上させるプログラムを実行している。施策のもう1本の柱はセーフティネットの強化である。景気対策法では、失業保険や生活保護の給付額の引き上げや適用範囲の拡大がなされた。2009年度に限り失業給付を一部非課税にする、また特定の求職者を新規採用した企業には連邦税を控除するなど、少ない財源を効率的に分配するべく緊急的な対応がとられている。

英国では、1998年より開始された就業支援「ニューディール」プログラムを軸にバラエティに富んだ雇用施策を継続して展開し、雇用創出してきた。この実績をもとに2008年10月に発表した失業者の再就職支援（3年間で1億5,800万ポンド）をはじめとして既存のプログラムを拡充している。英国が最も力を入れているのは「再就職」のための職業訓練やサポートで、緊急雇用対策では特に人員整理者の早期救済に力を入れており、2009年3月までに約1,000社が「迅速対処サービス」の

支援を受けた。また、低技能の失業者のためのスキルアップ訓練も拡充している。ニューディールの特徴の1つとして挙げられるのは、民間会社の活用であるが、緊急雇用対策においても欧州基金が7,900ポンドを投じて、既存のプログラムを拡充している。今では先進国の多くが行う求職者へのきめ細かなパーソナルサービスは、ニューディールが基本的なモデルで官民が創り出したものである。ジョブセンタープラスでも2年間で13億ポンドを投じて、求職者がパーソナル・アドバイザーとの再就職のためのアクションプラン作成を充実化させるなど、就職に効果のあるサービスを向上させる。また、2009年10月より新たに「フレキシブル・ニューディール」を開始した。過去の成果を踏襲して、若年失業者、長期失業者、中高年者、ミュージシャンなど細分化されたプログラムを統合しすべての求職者向けに作られた施策であり、今後も注視すべき内容である。

フランスの緊急雇用対策は、新たな方向性を指し示している。週35時間労働制と逆行し、超過勤務を奨励するなど、国を再生させるための支援としては実に大胆な施策が掲げられた。2008年8月に政府が掲げた雇用労働政策目標は、労働の奨励（週35時間労働制の改革、超過勤務の奨励、有給休暇の買い取り）、再就職の奨励（ワーキングプアの所得改善や就業意欲の向上）、失業者向けの個別支援（公共職業安定所の改革）などである。特徴として、労働者への意識改革から着手していることが挙げられる。これは2008年より2008年7月に可決した「求職者の義務と権利に関する法律」が顕著である。公共職業安定所から紹介された就職先企業は正当な理由なく2回以上断ることができない。公共職業安定所の手厚い支援との引き換えに、求職者への強い義務を課している。手厚い社会保護だけでなく両翼を備えた施策へと方向転換された。緊急雇用対策では、これらを踏まえて失業に留まらない施策を打ち出している。職業訓練や失業手当のヴァリエーションの多さは他の国にはないものとなった。

本レポートでは、米・英・フランスの「緊急雇用対策」を中心に取り上げたが、EU全体ではどのような施策をとっているかを付記しておく。欧州委員会雇用総局欧州雇用戦略CSR・地域開発担当のレナート・ジャンセンス氏によると、欧州27カ国の2008年から2009年の失業率の変化をみると、過去1年で大きく影響を受けているのはスペイン、アイルランド、バルト三国であり、影響が少ないのは、ドイツ、ルーマニア、オランダ、ベルギーであるという。欧州における施策は主に4つで、1つめは賃金以外の諸経費、社会保障費などの削減で、27カ国が実施しているものである。2つめは、既存の雇用維持策で、代表的なものは労働時間の短縮であり、欧州では浸透している。時短で減少した賃金は政府の助成金で補てんする。3つめは、インフラへの投資。4つめは付加価値税の軽減によって消費を喚起することである。2009年11月に欧州を訪問したが欧州各国のいたる所で公共工事を行っており、聞くと雇用対策の工事も含まれていた。

各施策の主な対象は、低所得者や非典型雇用者、エントリーレベルの労働者であり、所得の向上のための税制優遇や職業訓練も実施している。国別に労働市場政策の特徴をみると、デンマーク、フィンランドでは職業紹介所の機能強化、スペイン、フィンランドでは求職者に対してのガイダンスを増加。ブルガリア、チェコでは失業給付の期間短縮により、労働市場への復帰を促す。イタリアでは求職者が求職活動に非協力的な場合に、失業給付の減額やサービスの停止などの制裁措置をとるなど、国の特性に合わせたさまざまな措置がとられているようだ。また、欧州では「相互活動計画＝経験を互いに学び合う」という方法をとっているのが特徴であろう。

欧州全体をみると、欧州社会基金を積極的に活用している。200億ユーロのうち、グローバル化調整基金として5ユーロが配分されているが、一番早く適用したのは、最も打撃を受けた自動車産業・ボルボ社である。同社が500人の従業員を解雇した際に、新しい仕事を探す際の求職活動費用として、1,500万ユーロを支援した。同基金は、翌年の2009年には、ノキア、デル、大手建設会社が

その適用を受けている。

一方、経営サイドはこの経済不況をどう見ているのか。欧州レベルの経営者団体中央組織で34カ国40団体が加盟するビジネス・ヨーロッパの社会問題局長スティーブン・ダエスリール氏は、欧州各国のばらつきは労働市場の規制と密接な関わりがあると指摘している。スペインでは有期雇用で短期労働者を調整弁とし、ドイツやベルギーでは、雇用契約を保持しつつ、職場単位や短期でも申請できる柔軟な時短措置をとっている。景気の復興後にすぐに元に戻れるよう熟練者を手放さない。これは前回の不況時の教訓から学んだ施策であるという。

また、欧州レベルでは「フレキシキュリティ」の方向性を打ち出している。当然ながら経営側はフレキシビリティに力を入れ、労働側はセキュリティに力を入れているが、互いに歩みよることでバランスのとれた労働市場をつくり出すことが可能となる。柔軟性の高い労働市場が整備されたとき、それに対応できる高い技能が必要とされるため、人材への投資、高度な職業訓練が重要視される。個人・企業・政府それぞれがレベルアップを図る必要があるとしている。

ドイツ経営者同盟で労働市場を担当する Dr. ドーマス・グンサー氏も、ドイツとスペインの政策の違いは時短労働であると指摘する。ドイツの失業者は約330万人だが、時短労働により110万人の失業防止効果があったという。国が24カ月間、減少した労働時間分の賃金を60~67%まで保障する。言い換えると、経営者は24カ月景気が回復するのを待てる施策である。ドイツの時短制度は84年前から存在するが、緊急的対応として、①6カ月から段階的に24カ月へと期間を延長、②手続き・審査の簡素化、③職場単位で労働時間10%削減から適用、④期間の柔軟化（すぐに元に戻せる）⑤熟練者を手放さない（景気回復時に対応）など、企業が利用しやすい仕組みへとシフトした。目先の短期施策ではなく、今回はあくまでも緊急的措置であることを念頭に置き、景気が回復した際に、ロスなくすぐに「戻す」ことができるよう準備を怠らない。先を見据えておくことが重要だとしている。

一方、時短労働の間に職業訓練を実施する場合、訓練費と社会保障費は国が負担する仕組みもあるが、訓練の参加者は2万5,000人と少ない。緊急雇用対策時の時短の場合、毎週労働時間が変化するような状況下であり、労働者が職業訓練コースに参加しにくいためである。

欧州の1年間の「緊急雇用対策」の取り組みとその効果、展望については、2009年11月に欧州委員会がレポートをまとめる予定であるので、参照されたい。

経済不況の影響が少ないといわれるドイツでも日本と同じように新政権が誕生し、構造改革の最中であるが、基本的には、社会保険、社会保障、生活保護の3つの社会保障制度の強い基盤、豊富な財源が国を支えていることも付記しておく。また、本レポートでも雇用対策と並べて、「公的扶助制度」を取り上げた。文中にある各国の図表をみると一目瞭然であるが、失業給付~生活保護までの仕組みが非常に細部に規定されている。いわゆる縦割り行政によるひずみも少なく、日本と異なる部分では、失業か生活保護かという二者択一ではなく、即就業できない者を社会復帰させるための段階的な手段を持つことがあげられるだろう。

11月の欧州の経済予測では、景気は底を打ったとしているが、「緊急雇用対策」は、各国とも現在も続いている。追加対策を打ち出す国や、米国でも失業給付の一部期間を延長するなど、日々変化に対応している。本レポートで取り上げた施策は、まだ結果の出していないものも多いが、欧州の取り組みにもあるように、各国の経験を互いに学び合うことが大切であり、今後も注視していきたい。

【目次】

米国

I. 雇用政策

I-1. 連邦労働省の2010年度予算	1
I-2. ワグナー・ペイザー法に基づく雇用サービス (Wagner-Peyser Funded Employment Services)	1
I-3. WIA成人向けプログラム (WIA Adult Program)	2
I-4. WIA非自発的離職者向けプログラム (WIA Dislocated Worker Program)	2
I-5. 若年者向け雇用関連施策	3
WIA若年者向けプログラム (WIA Youth Program)	
ジョブ・コア (Job Corps)	
ユースビルド (YouthBuild)	
登録養成訓練 (Registered Apprenticeship)	
I-6. 高齢者向け雇用関連施策	5
高齢者地域サービス雇用プログラム (Senior Community Service Employment Program)	
高齢労働者イニシアティブ (Aging Worker Initiative)	
I-7. 急成長業種における職業訓練	7
キャリアパスウェイズ・イノベーション・ファンド (Career Pathways Innovation Fund)	
グリーンジョブズ・イノベーション・ファンド (Green Jobs Innovation Fund)	

II. 公的扶助制度

II-1. 失業給付	9
連邦・州失業保険 (Federal-State Unemployment Insurance)	
2008年緊急失業給付 (Emergency Unemployment Compensation 2008)	
延長給付 (Extended Benefits)	
災害失業援助 (Disaster Unemployment Assistance)	
貿易再調整給付 (Trade Readjustment Allowances)	
個人事業主支援 (Self Employment Assistance)	
II-2. 生活保護	20
貧困家族一時扶助 (Temporary Assistance for Needy Families)	
補足的保障所得 (Supplemental Security Income)	
一般扶助 (一般扶助 (General Assistance))	
栄養補給支援制度 (Supplemental Nutrition Assistance Program)	
女性・乳幼児向け特別栄養補給支援制度 (Special Supplemental Nutrition Program for Women, Infants and Children)	

III. 緊急雇用対策

III-1. 公共事業による雇用創出	31
III-2. 就業支援および職業訓練の拡充	32
WIA成人向けプログラム	
若年者向け緊急施策	
非自発的離職者向け緊急施策	
急成長業種における職業訓練	
高齢者地域サービス雇用プログラムの拡充	
雇用サービスを通じた再就職支援の迅速化	
貿易調整支援制度の拡充	

Ⅲ-3. 失業給付および生活保護制度の強化	38
緊急失業給付制度の実施期間延長	
失業給付の増額	
失業給付の非課税化	
州レベルでの失業保険制度改革を推進するインセンティブの支給	
延長給付の一時的全額国庫負担	
州政府に対する利子の支払いの一時免除	
生活保護制度の強化	
Ⅲ-4. 仕事機会税控除額の適用範囲拡大	40
Ⅲ-5. コブラ保険料の補助	41
<参考>	42

英国

I. 雇用政策

I-1. 政府の主な雇用施策	43
ニューディール (New Deal)	
エンプロイメントゾーン (Employment Zones)	
フレキシブル・ニューディール (Flexible New Deal)	
I-2. 雇用施策、職業訓練施策の予算	44
I-3. 若年者向け雇用関連施策	44
若年失業者向けニューディール (New Deal for Young People)	
コネクションズ・サービス (Connexions Service)	
養成訓練 (Apprenticeships)	
タイム・オフ (Time Off)	
職業訓練に関連する最近の動向	
I-4. 高齢者向け雇用関連施策	47
中高年向けニューディール (New Deal for 50 Plus)	
リンケージ・プラス (LinkAge Plus)	

II. 公的扶助制度

II-1. ジョブセンタープラス庁で支給する給付	48
II-2. 求職者給付 (Jobseeker's Allowance: JSA)	48
拠出制求職者給付 (Contribution-based Jobseeker's Allowance : JSA-C)	
所得調査制求職者給付 (Income-based Jobseeker's Allowance : JSA- I)	
受給権利の喪失や支給停止、例外要件	
求職者給付に関連したその他の給付	
II-3. 所得補助 (Income Support: IS)	52
II-4. 就労不能給付 (Incapacity Benefits: IB)	53
II-5. 雇用および生活補助手当 (Contribution-based Employment and Support Allowance: ESA)	54
拠出制雇用および生活補助手当 (Contribution-based Employment and Support Allowance: ESA-C)	
所得連動制雇用および生活補助手当 (Income-related Employment and Support Allowance: ESA- I)	

III. 緊急雇用対策

III-1. 概要	58
-----------	----

【目次】

Ⅲ-2. 就業支援策	58
失業者のスキルアップを通じた再就職支援	
ジョブセンターのサービス向上を中心とする再就職支援	
教育、交通、住宅部門等への資本投資で雇用創出	
長期失業者の就業支援強化	
労働者の就業機会拡大とスキルアップ	
大学の改築プロジェクトで1万人の雇用創出	
法定整理解雇手当の週当たり支払額の上限引き上げ	
Ⅲ-3. 職業訓練・見習い訓練支援策	62
中小企業向け職業訓練支援の拡充	
養成訓練の強化	
高度な職業訓練の提供	
白書“New Opportunities”で発表された施策	
Ⅲ-4. 若年者向け緊急対策	64
若年者向け職業訓練の強化	
若年失業者の就業支援に14億ポンド	
若年支援キャンペーン「Backing Young Britain」	
16、17歳に教育や職業訓練の場を提供	
<参考>	66

フランス

I. 雇用政策

I-1. 雇用・労働政策の主な施策	67
労働の奨励	
再就職の奨励	
失業者向け個別支援とコーチング	
労働市場の改善	
I-2. 若年者向け雇用施策	69
Pass emploi（就職までの道のり）	
自立支援（Contrat d'autonomie）	
社会活動参入契約（C I V I S）	
I-3. 高齢者向け雇用施策	70
労使間で「セカンド・キャリア」を考慮する	
50歳以上の労働者の採用促進	
I-4. 雇用援助契約（Contrat aidé）	71
交互訓練契約（Contrat en alternance）	
商業セクターにおける雇用援助契約	
非商業セクターにおける雇用援助契約	
I-5. 雇用・労働政策の2009年度予算	78
就職および再就職支援	
経済の変動に対応するための支援、および雇用促進	
雇用の質の向上、労使関係の改善	
労働・雇用政策の概念、管理、評価	

II. 公的扶助制度

II-1. 概要	81
失業者と求職者の定義	
失業手当受給者数とカバー率	
II-2. 失業保険制度 (Régime d'assurance chômage)	84
雇用復帰支援手当 (Allocation d'aide au retour à l'emploi : ARE)	
再就職支援特定手当 (Allocation spécifique de reclassement : ASR)	
再就職補償手当 (Indemnité différentielle de reclassement)	
II-3. 連帯制度 (Régime de solidarité)	87
特定連帯手当 (Allocation de solidarité spécifique : ASS)	
待機一時手当 (Allocation temporaire d'attente : ATA)	
II-4. 社会保護 (Prestation de protection sociale)	89
積極的連帯所得 (Revenu de solidarité active : RSA)	
高齢者連帯手当 (Allocation de solidarité aux personnes âgées : ASPA)	
年金相当給付 (Allocation équivalent retraite : AER)	
成人障害者手当 (Allocation aux adultes handicapés : AAH)	
II-5. 社会活動参加契約 (Contrat d'insertion dans la vie sociale : CIVIS)	95

III. 緊急雇用対策

III-1. 概要	96
III-2. 零細企業向け「社会保険料の雇用主負担ゼロ制度」の導入	96
III-3. 人員整理対象者向け職業支援制度の拡充	97
一時帰休制度の拡張	
職業移行契約(CTP)の拡大	
III-4. 就職困難者向け雇用援助契約の拡大	97
III-5. ワンストップ機関 Pôle emploi の設置の加速化	97
III-6. 失業者向け開業支援	98
III-7. 企業の雇用調整計画に対する警告	98
III-8. 積極的連帯所得を導入するまでのつなぎ対策	98
III-9. 職業訓練制度と失業手当制度の改善促進	98
職業訓練制度の改善に関する協定書	
熟練契約の増加	
個別訓練受講権のポータビリティ性の確保	
繰延初期教育訓練の導入	
職業訓練を必要とする低資格労働者および求職者向け訓練の増加	
失業手当制度の協定書	
III-10. 若年者向け緊急雇用施策	100
施策の支出総額	
職業訓練の強化	
長期的社会参加のための支援	
ZUS居住者向け施策	
<参考>	105



米国の
雇用労働政策

I. 雇用政策

米国では、連邦労働省雇用訓練局（ETA）が、主に地域の労働力開発システムを通じて、職業訓練、就業支援、失業給付の支給といった様々な労働力開発サービスを提供している。

I - 1. 連邦労働省の2010年度予算

2009年5月、オバマ大統領が連邦議会に提出した2010会計年度（2009年10月～2010年9月）の予算教書の詳細¹に、連邦労働省の予算として約1,045億ドルの歳出が盛り込まれた。同省の発表によると、133億ドルの裁量性予算²のうち、前年の予算から10%多い約17億ドルを非自発的離職者向け失業給付や労災保険の支払いを含む労働者保護制度に充てるという。就業支援および訓練施策には約90億ドルの予算が盛り込まれ、環境関連の職業訓練施策に対する5,000万ドルの歳出も含まれている。

1: 予算教書とは、米大統領が議会に示す予算の編成方針。一般教書、大統領経済報告と並び「3大教書」と呼ばれ、毎年2月初めに議会に提出される（出所：外務省）。2010年度の予算教書は、例年と異なり、概要と詳細の2部に分けて発表された。詳細は、2月に発表された概要に具体的な項目を盛り込んだものである

2: 米連邦政府予算の歳出には裁量性予算（discretionary spending）と義務性予算（mandatory spending）がある。裁量性予算は予算全体の3分の1を占め、各省庁やプログラムに対して毎年議会が割り当てる予算である。義務性予算は、社会保障、メディケア、食料配給券のように、政府に支出が義務付けられている予算。（出所：三菱東京UFJ銀行ワシントン駐在員事務所）

図表1 主な就業支援・訓練施策の裁量性予算 (単位：100万ドル)

施策名	2006年	2007年	2008年	2009年 (注1)	2010年 要求額
成人向け就業支援および訓練活動	857	864	849	861	861
非自発的離職者向け就業支援および訓練活動	1,337	1,471	1,446	1,341	1,413
若年者向け活動	940	940	924	924	924
キャリアパスウェイズ・イノベーション・ファンド	0	0	0	125	135
グリーンジョブズ・イノベーション・ファンド	0	0	0	0	50
ジョブ・コア	1,557	1,578	1,598	1,683	1,701
ユースビルド	0	49	58	70	114
高齢者地域サービス雇用	432	483	521	571	575
州の失業保険および雇用サービスの運営(注2)	3,339	3,340	3,451	4,187	4,101

注1：景気対策法「米国再生・再投資法」をもとに支給された48億ドルの追加予算権限は含まない

注2：2009年度から外国人就労許可（Foreign Labor Certification）制度の予算も含む

※10万ドル以下は切捨て

出所：“FY 2010 Department of Labor Budget in Brief”、連邦労働省

I - 2. ワグナー・ペイザー法に基づく雇用サービス (Wagner-Peyser Funded Employment Services)

1933年に制定されたワグナー・ペイザー法により、雇用サービス（Employment Service）と呼ばれる公共職業紹介の制度が全米に設置された。その後、1998年に労働力投資法（WIA）によって同法は改正され、各州政府が運営する雇用サービスはワンストップキャリアセンター制度の一部として統合された。

雇用サービスは、技能レベルや適性の評価、就職活動におけるワークショップ、職業訓練や職業の紹介など、就業者および失業者を対象とする雇用関連サービスを指

す。失業保険の給付期間が満了するまでに就職先を見つけられる確率が低い受給者（衰退産業の元労働者や長期失業者など）を情報システムで特定し、個別サービス計画を立て、早期にワンストップキャリアセンター内外の適当な就業支援および職業訓練サービスにつなげる再就職支援サービス（Reemployment Services）³や、求人票の作成、求人条件と求職者のマッチング、就職フェアの開催、リストラやレイオフにおける支援といった雇用主向けのサービスも含まれる。

サービスはワンストップキャリアセンターで受けることが可能で、基本（Core）、重点的（Intensive）、訓練（Training）の3段階に分類される。基本サービスには、セルフサービスまたは職員による技能レベルや職業適性のアセスメント、コンピュータ端末または印刷物を使った求人情報の検索支援、職業紹介、訓練や雇用統計などに関する情報の提供が含まれる。重点的サービスは、基本サービスを受けても就職できない、あるいは雇用の維持や転職のために更なるサービスを受ける必要があるとワンストップキャリアセンターの職員が判断した失業者や就業者を対象とするサービスで、スキルレベルやニーズを把握する総合的なアセスメント、個別就職活動計画の作成、キャリアガイダンスなどが含まれる。訓練サービスは基本サービスと重点的サービスを受けてもまだ就職できない、あるいは雇用を維持できない失業者および就業者を対象とし、職業訓練、スキルの向上、識字教育などが含まれる。

サービスの受給者は、2008年度で1,604万9,678人に上った⁴。

3: 1993年に制定された失業補償改正法（Unemployment Compensation Amendments）により、すべての州政府に対し、労働者プロファイリング・再就職支援サービス（WPRS）システムの設置が義務づけられた。失業保険の初回申請の受付時に収集した職歴、在職期間、学歴などの情報をもとに、失業保険の給付を使い果たす確率が高い失業者を統計式で割り出す。該当者は再就職支援活動に参加しなければ、給付は停止される

4: “FY 2010 Congressional Budget Justification”、連邦労働省

I - 3. WIA成人向けプログラム（WIA Adult Program）

18歳以上の就業者および失業者の就職率、定着率、所得の向上を目標としたWIAに基づく就業促進策。技能教育や職業紹介サービスを提供するとともに、雇用主が必要な人材を確保できるよう支援する。サービスはワンストップキャリアセンターで受けることが可能で、雇用サービスと同様、基本、重点的、訓練の3段階に分類される。基本サービスは18歳以上であれば誰でも利用することが可能だが、予算が限られる場合は低所得者や生活保護の受給者が優先される。訓練サービスでは、各自がプロバイダの中から目的に合った職業訓練や基礎力向上プログラムを選択し、個別訓練口座（Individual Training Accounts）と呼ばれるバウチャーを使って訓練を受講する。2008年度には282万8,728人がサービスを受給した。このうち、訓練参加者数は10万9,676人に上った⁵。

5: “FY 2010 Congressional Budget Justification”、連邦労働省

I - 4. WIA非自発的離職者向けプログラム（WIA Dislocated Worker Program）

工場閉鎖や大量の人員解雇などにより職を失い、元の業種や職種に戻れる確率が低い者、地域経済の停滞や自然災害が原因で失業した個人事業主、世帯主となった元主婦を含む18歳以上の非自発的離職者を対象とする就業支援および訓練施策。成人向けプログラムと同様、ワンストップキャリアセンターで3段階に分類されたサービスを受けることが可能。ETAは訓練形態として、①個別訓練口座、②カスタマイズ訓

練、③OJT、④登録養成訓練、⑤地域団体による訓練を州政府に推奨している。迅速対応（Rapid Response）制度⁶や、国家緊急補助金（National Emergency Grants）⁷も非自発的離職者向けプログラムに含まれる。参加者数は2008年度で39万6,158人に上った⁸。

6: 工場の閉鎖や大量の人員削減によって失業が見込まれる労働者やその雇用主の迅速な再就職を支援し、職業訓練を提供する

7: 拠点あたり50人以上に影響を及ぼす工場閉鎖や大量解雇といった、定率予算に基づく通常の非自発的離職者向け制度では対応しきれない緊急事態が発生した場合に州政府に交付される任意予算

I - 5. 若年者向け雇用関連施策

1) WIA若年者向けプログラム（WIA Youth Program）

識字能力の欠落、学校中退者、ホームレス、家出、里子、妊婦、児童を扶養している、犯罪歴があるなど何らかの雇用への障壁を抱える14～21歳の低所得者を対象とした就学および就職支援施策。州政府から支給された予算をもとに、各地方自治体がワンストップキャリアセンターと協力し、夏季雇用機会の提供、職業訓練、リーダーシップ能力開発、カウンセリング、メンタリング、有給・無給の就労体験、育児や住宅に関連する支援といったサービスを提供する。参加者数は2008年度で24万7,609人、1人あたりのコストは3,732ドルに上った⁹。

8: “FY 2010 Congressional Budget Justification”、連邦労働省

9: “FY 2010 Congressional Budget Justification”、連邦労働省

2) ジョブ・コア（Job Corps）

学校中退者など基礎教育や職業訓練を必要とする16～24歳の低所得者を対象とした寄宿制の教育および職業訓練施策。参加者は、全米122カ所に設置されたジョブ・コア・センターの寮で生活しながら、しつけ、算数・読み書きといった基礎教育と100種類以上の職種に対応した職業訓練を受ける。キャリアカウンセラーなどによる就職支援も行われる。参加費は食費や宿泊費も含めすべて無料で、参加者には生活手当が支給される。参加期間は8カ月から最長で2年間と個人の学習や訓練のペースによって異なるが、就職に必要な知識や社会性を身につけるため、最低1年間在籍することをジョブ・コアは奨励している。

卒業後は最長1年間、住宅、ストレスマネジメント、お金の管理、育児、法的支援、就職や定着に関する様々なアフターサポートを受けることができる。各ジョブ・コアの運営は、競合入札によって選ばれた民間の営利・非営利団体に委託されている。2008年度の新規参加者数は6万1,709人に上った¹⁰。

10: “FY 2010 Congressional Budget Justification”、連邦労働省

プエルトリコ バランキタス・ジョブ・コア・センター

プエルトリコ国内に3カ所あるジョブ・コアの1つ。収容人数は男子 90 名、女子 95 名。敷地内には寮、カフェテリア、医療センター、プール、室内バスケットコート、レクリエーションセンターがある。

同ジョブ・コアではビジネステクノロジー、事務、セメント工、警備、施設管理、電気技師、救急救命士、小売販売、准看護師の9職種における職業訓練を実施している。学科には、GED（高等学校卒業程度認定試験）対策以外に、英語が母国語ではない生徒のためのESLプログラムも含まれる。通常の職業訓練を終了し、大学やカレッジが定める学力水準を満たす生徒は、地元の大学やカレッジで上級キャリア訓練（ACT）を受けることができる。ACT期間中、生徒はセンターに住みながら1年間（National Office of Job Corps の承認があれば2年間）通学する。

卒業時には、住居費や交通費等を補助する手当が1,200ドル支給されるほか、キャリアアカウンティングや移転に関する相談といった就職支援サービスを最長6カ月間受けることができる。

3) ユースビルド (YouthBuild)

1992年の「住宅・地域開発法（Housing and Community Development Act）」の下、米国住宅都市開発省（HUD）が開始した若年者向け職業教育施策。高校を中退し、経済的に恵まれない16～24歳の若者が、低所得者やホームレス向け住宅の建設や修繕の仕事に従事し、建設業における技能を身につけると同時に、高校卒業資格の取得を目指す。2007年度から、管轄がHUDからETAに移管された。訓練期間は6カ月～2年間で、訓練終了後は1年間のアフターサービスを受けられる。

参加者は、教室での講習と建設現場での訓練を毎週交互に受ける。講習内容は、読み書き、算数、リーダーシップ能力や決断力の向上、労働習慣の習得、時間管理、キャリアプランの構築、面接対策など様々である。現場での実地訓練では、熟練労働者の監督の下、大工、解体、石工、塗装、修繕など建設業界に就職するために必要なスキルを体得することができる。

ETAは、2010年度からグリーン産業関連の職業訓練に重点を置いている。業界公認の資格取得を促進するため、エネルギー省やHUDといったグリーンジョブの創出に関わる連邦政府機関との連携を強化していく計画だ。参加者数は2008年度で3,733人に上った¹¹。

11: “FY 2010 Congressional Budget Justification”、連邦労働省

4) 登録養成訓練 (Registered Apprenticeship)

建設や製造といった伝統産業や医療、IT、エネルギー、通信といった新興産業のニーズに合わせたOJTと学科講習の機会を与えることを目的とする訓練施策。1937年に制定された「全国養成訓練制度法（National Apprenticeship Act）」（通称フィッツジェラルド法）に基づき開始された。

UPSやCVSファーマシーを含む大手および中小企業、事業主団体、または労使団体がスポンサーとなり、訓練プログラムをETA内のOffice of Apprenticeshipまたは州政府に登録する。そして、業界の基準に基づく訓練および学科指導を提供

している。2009年現在、25万以上の事業主を代表する約2万9,000のスポンサーが存在する¹²。

12: E T A

参加条件はプログラム主催者が決定する。通常は、学校の成績、職歴、面接に基づくが、適性テストなどが含まれる場合もある。対象年齢は16歳以上となっているが、危険な職種の場合は18歳以上に限定される。訓練中は熟練職人の賃金の約40～50%に相当する賃金が支払われ、技能レベルが向上するごとに引き上げられる。訓練修了者の平均時給は、2008年現在で23.94ドル（年収4万9,795ドル）に上る¹³。

13: E T A

職種は、長距離トラックの運転手、自動車整備工、配管工、れんが工、コンピュータープログラマー、歯科助手、消防士、園芸家、保険査定員、調理師、廃水処理工場のオペレーター、環境アナリストなど、1,000種類以上に上る。最近では医療、IT、先端製造、地理空間テクノロジー、運輸における訓練の促進に重点が置かれている。

訓練期間は1～6年と職種やプログラムによって大幅に異なるが、通常は4年で修了する。年間の訓練時間は通常、OJTが2,000時間で、学科講習が144時間以上（推奨）となっている。修了生には修了証書が授与される。2007年には、21万2,000人以上が訓練に参加し、約3万5,000人が修了した¹⁴。

14: E T A

訓練費用は参加事業主がそのほとんどを負担しているが、その代わりに、一部の州では税額控除や労働力開発関連の助成金を受けることができる。

米国調理連盟（American Culinary Federation: ACF）

17歳以上の高卒者または同等の資格を持つ者を対象とし、訓練期間は2～3年。参加者は、プログラムを通じて連邦労働省およびACFに学生料理人として登録し、プログラムを開始する。2年課程の場合は、実地訓練を4,000時間、12の必須科目（食品の安全性、栄養学、調理初級、製パン初級、監督者マネジメント講習、等）を合計576時間修了することが必要（3年課程の場合は、実地訓練時間が6,000時間、学習時間が576時間）。養成訓練を修了すると、Certified Culinarian、Certified Pastry Culinarian、Certified Sous Chef、Certified Working Pastry Chefのいずれかの受験資格が与えられる。

I - 6. 高齢者向け雇用関連施策

1) 高齢者地域サービス雇用プログラム

（Senior Community Service Employment Program）

所得が連邦貧困基準の125%（2009年度現在、1万3,538ドル¹⁵）以下の55歳以上の高齢者の経済的自立を促進するOJT施策。1965年の「米国高齢者福祉法（Older Americans Act）」によって設立された。公共機関や非営利団体におけるパートタイム（週平均20時間労働、年間1,300時間以内）のコミュニティサービス活動に従事しながら、民間セクターでの就職に必要な技能や就労経験を習得する。主な訓練先には、学校、図書館、病院、老人ホーム、保育所、公園、コミュニティカレッジ、フ

15: “FY 2010 Congressional Budget Justification”、連邦労働省

ードバンク（食料配給所）などが含まれ、訓練中には連邦、州、または地域の最低賃金が支払われる。履歴者や面接に関するワークショップ以外に、コミュニティカレッジなどでPCやカスタマーサービスなどの訓練も受けることが可能。年に最低2回、スキルレベルや興味分野のチェックを受け、個別就職計画を作成する。2008年度の参加者数は、推計8万7,194人に上った¹⁶。

16: “FY 2010 Congressional Budget Justification”、連邦労働省

2) 高齢労働者イニシアティブ (Aging Worker Initiative)

現在、55歳以上の高齢者は米国の人口の22.6%を占めるが、その人数は2006年から2016年にかけて36.5%増加すると推定される。一部の地域や業種では、労働力不足の解消に訓練を積んだ高齢者を必要とする事業主が増えると見込まれるが、高齢者を対象とする現在の公共の就業支援および訓練サービスは十分とはいえない。そこで、連邦労働省は2009年7月30日、55歳以上の高齢者の能力向上や成長産業における就業を促進するため、職業訓練や就業支援を提供する「高齢労働者イニシアティブ (Aging Worker Initiative: Strategies for Regional Talent Development)」を創設した。そして、インディアナ、ルイジアナ、メイン、メリーランド、ミシガン、ペンシルバニア、テキサス、バーモント、ワシントン、ウィスコンシンの10州に拠点を置く10の非営利団体や労働力投資委員会に、助成金を約1,000万ドルずつ支給した。同省は高齢者層のニーズに関する理解を深め、最適な公共労働力投資モデルを構築し、それを全米に導入することを目的としている。

訓練は、再就職を希望する非自発的離職者、通常の退職年齢に達した後も働き続けるために訓練を必要とする者、障害や英語力など何らかの雇用への障壁を抱える者を対象とする。訓練の対象業種は、医療、環境に優しいエコ建設、IT、製造など、助成金の受給団体によって異なる。

ミシガン州マコム/セントクレア郡労働力投資委員会

米国大手自動車メーカーが拠点を置くミシガン州では、不況の影響が色濃く表れている。特に同州南東部は、全米で最悪の失業率を記録した地域の1つで、地域経済の低迷や主要産業の衰退により、多くの高齢労働者が雇用を失い、退職を余儀なくされている¹⁷。しかし、キャリアパスの構築、必要な職業訓練の特定、起業のためのガイダンスを提供する上で、高齢者は独特のニーズを持っているにもかかわらず、州内のワンストップキャリアセンターでは彼らに対する特別な配慮やサービスの最適化が行われていないのが現状だ。

そこでマコム/セントクレア郡労働力投資委員会は、ミシガン州エネルギー・労働・経済成長局、CVSやバンク・オブ・アメリカといった企業、デトロイト市労働開発局、ワンストップキャリアセンター、地元の教育機関、商工会議所、世界最大の高齢者団体AARPの支部などと提携し、連邦労働省から支給されたWIA関連の助成金97万9,400ドルと「Michigan No Worker Left Behind¹⁸」制度の予算をもとに、下記の対策を講じている。

- ・労働力開発担当の職員を対象に、キャリア探索、適切なキャリアラダーの構築、職業訓練の選択、基礎力の構築、就職活動の支援、アセスメントといったサービスを高齢者に提供する「Older Worker Navigator」を30名養成する訓練を実施する
- ・高齢者が学位や資格を短期間で取得できるよう、過去の職歴や訓練歴をもとに単位を付与するマコム・コミュニティカレッジの「Portfolio Credit for Prior Learning」プログラムを拡充する

<成果予測>

・ Older Worker Navigator によるサービスの受給者数	2,823 人
・ 教育および訓練活動の参加者数	1,397 人
・ 学位および資格の取得者数	1,117 人
・ 就職者数	894 人

17: 連邦労働省が2009年9月30日に発表した全米主要都市の8月の失業率によると、47の大都市圏の中で最も失業率が高かったのは、ミシガン州のデトロイト・ウォレン・リポニア地域で、17.0%だった
(出所: “Metropolitan Area Employment and Unemployment Summary”, 労働統計局, 2009年9月30日)

18: ミシガン州で2007年から実施されている失業者や低賃金労働者対象の施策。大学やコミュニティカレッジの授業料を最長2年無料化し、製造業などの衰退産業から医療やバイオテクノロジーといった成長産業への転向を後押しする

I - 7. 急成長業種における職業訓練

**1) キャリアパスウェイ・イノベーション・ファンド
(Career Pathways Innovation Fund)**

2010年度予算案により、コミュニティカレッジにおけるキャリアパスウェイ・プログラムの強化に重点を置くため、「コミュニティベース職業訓練助成金 (Community-Based Job Training Grants)¹⁹」を「キャリアパスウェイ・イノベーション・ファンド」に名称変更することが提案された。キャリアパスウェイ・プログラムを教育訓練供給機関、事業主、労働力投資システムと連携して開発または拡充しているコミュニティカレッジ、コミュニティカレッジのコンソーシアム、2年制の短大に助成金を支給する。

キャリアパスウェイ・プログラムとは、医療、法執行、クリーンエネルギーなど地域で需要の高い業種における就業促進を目的とした職業教育である。失業者、生活保護受給者、低技能者、低賃金労働者を含む様々な労働者に対応するため、複数の出入り口が設けられている。また、移民など大学の教育課程を受ける準備が十分

19: コミュニティカレッジや専門学校の訓練供給機関としての役割を強化し、雇用主のニーズに即した職業訓練を提供することを目的とした助成金制度

できていない者も受講できるよう、成人向け基礎教育やE S L（第2言語としての英語学習）といったサポートサービスとも接続している。

まだ比較的新しい取り組みではあるが、オハイオ州やワシントン州など一部の州は、キャリアパスウェイ・モデルを導入し、コミュニティカレッジによる人材育成活動と地域の労働力および経済開発システムとの連携促進を既に始めている。予算の使い道には訓練の供給以外に、カリキュラムの開発、教職員の採用、機器の購入なども含まれる。

2) グリーンジョブス・イノベーション・ファンド (Green Jobs Innovation Fund)

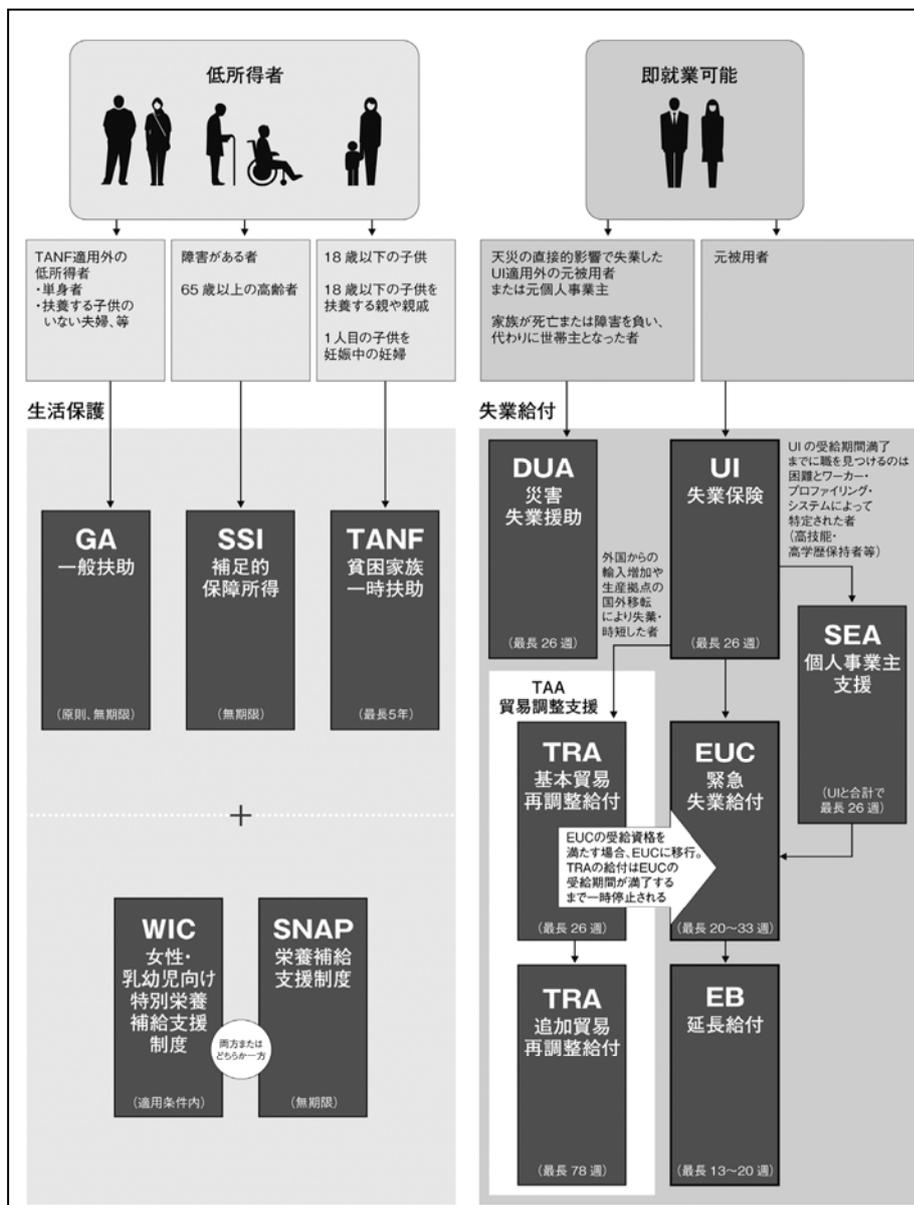
2010年度予算案で試験プロジェクトとして新設された環境産業における職業訓練への助成金支給策。2009年2月の景気対策法「米国再生・再投資法（American Recovery and Reinvestment Act）」によって承認された急成長業種における職業訓練を促進する助成金制度²⁰を、補完かつ拡充することを目的とする。連邦労働省は現在、①環境関連業職種におけるプレ・アプレンティスシップ（Pre-Apprenticeship）²¹および登録養成訓練制度の強化、②環境産業に特化したキャリアパスウェイ・プログラムへの助成金支給、③キャリア開発サービスが行き届かない地域のコミュニティ団体と労働力投資制度の連携を強化する対策への奨励金支給といった戦略を検討している。同省は約25～60の団体に助成金を支給する計画で、8,300人の訓練参加を見込んでいる。

20: III - 2. 4) 参照

21: 養成訓練に参加するための準備プログラム。メイン州でのプログラムは、高校2～3年生を対象とし、実施期間は1～2年間。高校での学業と1,000時間以内のOJT（学期中または夏季のパート・フルタイム労働）を組み合わせたものである。修了生にはメイン州アプレンティスシップ・カウンシルからプレ・アプレンティスシップ修了証書が授与される。養成訓練制度に進むかどうかは個人が選択する。その場合、プレ・アプレンティスシップ中のOJT時間がカウントされる

II. 公的扶助制度

図表2 米国の失業給付および生活保護制度



出所 連邦労働省、保健福祉省、社会保障庁、州の労働力開発局等のウェブサイトより作成

II - 1. 失業給付

米国の主な失業給付制度には、州政府が支給する失業保険 (UI)、UIの受給期間が満了した失業者に連邦政府が支給する緊急失業給付 (EUC)、失業率が急上昇した州に居住し、UIの受給期間が満了した失業者の給付期間を延長する延長給付 (EB)、大規模災害で被災した失業者向けの災害失業援助 (DUA)、外国貿易の影響を受け失業した貿易関連労働者に所得補助を与える貿易再調整給付 (TRA)、長期失業の可能性が高いUI受給者を特定し、起業を促進する個人事業主支援 (SEA)

が含まれる。この他に、連邦政府機関の職員向け失業給付（Unemployment Compensation for Federal Employees）や退役軍人向け失業給付（Unemployment Compensation for Ex-servicemembers）もあるが、本書では省略する。

図表 3 失業給付の受給率

	2009 年第 2 半期	過去 1 年間
失業率（注 1）	9.1%	7.6%
失業者数（注 2）	1,410 万 5,000 人	1,179 万 3,000 人
受給申請者数：		
通常の制度 （UI、UCFE、UCXを含む）	618 万 6,900 人	482 万 7,500 人
すべての制度	873 万 500 人	648 万 6,000 人
受給率（失業者に占める受給者の割合）：		
通常の制度（UI、UCFE、UCX を含む）	44%	41%
すべての制度	62%	55%
失業保険の適用となる被雇用者数	1 億 3,272 万人	1 億 3,307 万 5,000 人
民間労働力人口	1 億 5,469 万 7,000 人	1 億 5,460 万 4,000 人
適用事業主（注 3）	763 万 5,000 人	766 万 8,000 人

注1: 失業者数が民間労働力人口に占める割合（労働統計局）

注2: 1クォーターの12週目に積極的に求職活動を行っている16歳以上の失業者の平均人数。レイオフ中で30日以内に新しい職場に出社する予定の者も含む（労働統計局、季節調整前）

注3: 失業税の課税対象となる事業者数

UI = 州政府が支給する通常の失業保険

UCFE = 連邦政府機関の職員向け失業給付

UCX = 退役軍人向け失業給付

出所：“Unemployment Insurance Data Summary 2nd Quarter”、連邦労働省

1) 連邦・州失業保険（Federal-State Unemployment Insurance）

自己都合以外の理由で失業した労働者に所得補助を与えるため、1935年に社会保障法（Social Security Act）によって連邦・州失業保険（UI）制度の設立が承認された。米国の失業保険制度の特徴は、ETAが制度全体を管轄しているが、管理運営は連邦法によって定められたガイドラインの下に各州の失業保険局が行っていること、そして被雇用者自身は保険料を拠出せず、事業主のみが納付する点にある。

同制度は、給付金を支給することで、失った賃金の一部を一時的に補い、非自発的の失業者を保護すること、そして失業者の購買力を高めることで不況期の経済を安定させることを目的としている。

【根拠法】

社会保障法（1935年）、連邦失業税法（1939年）

【受給対象者】

失業税を支払う事業主の下で働いた経験を持ち、一定の基準を満たす被雇用者。連邦政府職員、鉄道職員、軍人は別の失業給付制度が存在するため、UIの適用外となる。

【適用事業主】

事業主は、連邦失業税と州失業税の両方を支払わなければならない。連邦失業税の適用条件は下記のとおり。州失業税の適用条件は、約半数の州で連邦法と異なる。

- ・ 暦年のいずれの四半期にも賃金支払総額が 1,500 ドルを超える
- または
- ・ 1人以上の従業員を暦年で 20 週（連続していなくても可）雇用していた

ただし、家庭内労働者または農業従事者の雇用主は、一般の事業主と適用条件が異なる。

a. 家庭内労働者の雇用主

暦年のいずれの四半期にも家庭内労働者に現金で支払った賃金総額が 1,000 ドル以上の雇用主。家庭内労働者には、ベビーシッター、ヘルパー、清掃労働者、運転手、乳母、庭師、付き添い看護師（プライベートナース）などが含まれる。

b. 農業従事者の雇用主

- ・ 暦年のいずれの四半期にも、農業従事者に現金で支払った賃金総額が 2 万ドル以上である
- または
- ・ 週あたり 1 日以上、合計 20 週（連続していなくても可）農業従事者を 10 人以上雇用していた

【受給要件】

州によって多少異なるが、基本は下記の通りである。

- a. 離職前の基準期間²²に、州法で定められた一定額以上の所得または一定の雇用期間があること

22: base period. 多くの州は「給付申請前の 5 クォーターの最初の 4 クォーター」と定義する。例) 6 月（4-6 月期）に失業した場合、前年の 12 月までの 12 カ月間の所得が考慮される

ニューヨーク州における受給要件

- ・ 基準期間において、少なくとも 2 クォーター（6 カ月間）就労し、給与を得ていたこと
- ・ 基準期間に含まれる 1 クォーターの賃金が 1,600 ドル以上であること
- ・ 基準期間に得た賃金の合計が、賃金が最も多かったクォーターの 1.5 倍以上であること

- b. 就労能力または可能性があり、積極的に求職活動を行っていること

ほとんどの州では、受給申請と職業安定所への求職登録を行うことで就労能力があるとみなされる。州によっては 4 週間に 1 度以上、職業安定所を訪問することが法律により義務付けられているところもある。

就労の可能性とは、就職する準備が整い、かつ就職しようとする意思がある

ことを意味する。職業安定所から紹介された適職（下記参照）を正当な理由なく断ったり、求職者が就く能力や意思のある適職の種類や就労条件が大幅に制限されている場合は、就労意欲や能力がないとみなされる場合がある。

受給者は、積極的に求職活動を行っていることを証明するため、すべての活動を書面に記録し、職業安定所に提出しなければならない。例えばニューヨーク州では、求人との問い合わせを行った事業所名（住所と電話番号）、日付、問い合わせ方法（電話、飛び込み、履歴書の送付）、応募した職種、応募結果を記録することが義務付けられている。

ニューヨーク州における「適職」の定義

- ・ 適職とは、訓練または就労経験を持ち、適度な適性があると思われる仕事のことを表す。第一専門分野で仕事が見つかる見込みがない場合、最近就いていたすべての職種に該当する仕事を探さなければならない。
- ・ UI の受給開始から 14 週目以降は、訓練または経験がない仕事を紹介されたとしても、その賃金が地域の当該職種で支払われている一般賃金と同等で、なおかつ基準期間の中で最も所得が多かった四半期の賃金の 80%以上に相当し、本人に遂行能力があるとみなされた場合、この仕事を受けなければならない。拒否した場合、受給資格を喪失することがある。
- ・ 紹介された仕事の勤務先が自宅から多少離れていても、適度な距離であれば拒否することは認められない。自家用車の場合は通勤時間が 1 時間、公共交通機関の場合は 1.5 時間が適度な通勤距離とみなされる。

＜パートタイム労働者＞

多くの州ではフルタイムで働く能力や意思があることがUIの受給要件となっている。しかし、一部の州²³では、基準期間中の労働形態の大半がパートタイムだった、またはパートタイムでしか働けない正当な理由があるなど一定の基準を満たす場合は、パートタイム労働のみの希望者も受給が認められることがある。また、失業期間中にパートタイム労働に就いたとしても、所得が一定額内であれば、ワイオミング州など一部の州では給付が一部支給される。

23: National Employment Project によると 51 州・地区中 19 州

ニューヨーク州では、1 週間あたりの所定労働日数が 4 日未満で、なおかつ賃金総額が 405 ドル以下であれば、パートタイムで働きながら給付を受けられる。給付額は労働日数 1 日あたり 25%減額されるが、給付期間は週当たりの給付額が上限に達するまで、または給付年の終了まで延長される。賃金が 405 ドルを超えた場合、労働日数に関係なく、その週の給付は停止される。

例) 週当たりの労働日数が 3 日で、賃金が 405 ドル以下、元々の給付額が 100 ドルの場合、給付額は 25 ドル（ $\$100 - \$100 \times 25\% \times 3$ 日）に減額される。

【給付水準】

州ごとに異なり、給付額の全米平均は 2007 年現在で 287.73 ドル。週当たりの給付額の上限の最高額は、マサチューセッツ州の 628 ドルである（2009 年 7 月現在）²⁴。

給付年（給付申請した週の翌週から 1 年間）に支払われる最高給付額も州によ

24: “Significant Provisions of State UI Laws”、連邦労働省、2009 年 7 月

って異なる。

給付額の算出方法も州によって異なる。約半数の州では、基準期間の中から所得が最も多かった四半期を選び、その四半期の所得の合計に一定の利率（通常 26 分の 1）をかけて、週当たりの給付額を算出する。

ニューヨーク州では、基準期間の中で最も所得が多かった四半期の所得の 26 分の 1 が、週当たりの給付額となる。ただし、最も所得が多かった四半期の所得が 3,575 ドル以下の場合、週当たりの給付額はその 25 分の 1 となる。同州における週当たりの給付額の上限は 405 ドルである²⁵。

25: “A Handbook for Persons Claiming Benefits under the New York State Unemployment Insurance Law”、ニューヨーク州労働局

【給付期間】

給付期間はほとんどの州で最長 26 週（マサチューセッツ州では 30 週）となっている。

【財源】

財源には連邦失業税と州失業税の 2 種類があるが、一定の基準を満たす事業主は連邦失業税が大幅に控除されるため、実質的には州失業税が主な財源となっている。事業主から徴収した連邦失業税は、連邦失業信託基金（U T F）に積み立てられる。U T F の積立金は、U I 制度の運営、資金枯渇の恐れがある州への融資、延長給付（E B）などに充てられる。

a. 連邦失業税

事業主が負担し、被雇用者には課せられない。税率は、「連邦失業税法」に基づき、課税対象となる賃金支払額の 6.2%。課税対象となる賃金ベースは、暦年に従業員 1 人あたりに支払われた賃金 7,000 ドル。州失業税を期限前に支払っている事業主は、最高 5.4% 控除される。従って、連邦失業税の純税率は 0.8% (6.2% - 5.4%) となり、税額は従業員 1 人あたり年間 56 ドル (7,000 ドル × 0.8%) となる。ただし、景気減速などの影響で失業基金が枯渇し、連邦政府から融資を得ている州では、州政府が 2 年以内に返済できない場合、控除率が引き下げられる。

b. 州失業税

税率は、2007 年現在、全米平均で 2.42%²⁶。税率および課税対象となる賃金額は州によって異なる。また、税率は各事業主に与えられた失業税口座の残高に応じて決まるため、同じ州でも事業主によって異なる。なお、アラスカ、ニュージャージー、ペンシルバニアの 3 州でのみ、被雇用者からも州失業税が徴収される。

26: “Significant Measures of State UI Tax Systems 2008”、連邦労働省、2008 年 10 月

ニューヨーク州における州失業税の初年度の税率は、2009 年現在で 4.1%。2 年目以降は各事業主の失業税口座の残高に応じて翌年の税率が決められる。2009 年現在の上限は 9.7%、下限は 1.3%。課税対象となる賃金は従業員 1 人あたり 8,500 ドルである²⁷。

27: ニューヨーク州労働局

【管理運営機構】

連邦法のガイドラインに基づき、各州政府が運営。受給要件、給付額、給付期間は、U I の申請が提出された州の失業保険法によって定められている。ただし、申請した州と所得を得た州が異なる場合は、基本的には賃金が支払われた州の法律が適用される。

2) 2008 年緊急失業給付 (Emergency Unemployment Compensation 2008)

州政府から支給される失業保険 (U I) の給付期間が満了した失業者に対し、連邦政府から緊急失業給付 (EUC08) が最長 20 週間給付される 2008 年 6 月に設立された時限措置。もともとは、失業者が大量に発生した 1935 年の大恐慌時代に設立された制度である。

2 段階制になっており、3 カ月間の季節調整済み失業率が平均で 6% に達した州では給付期間がさらに 13 週間延長され、最長 33 週の EUC08 が給付される。

【根拠法】

Supplemental Appropriations Act (2008 年)、Unemployment Compensation Extension Act (2008 年)

【受給要件】

- ・ U I または延長給付 (E B) の給付期間が満了していること
- ・ 基準期間に一定以上の所得または雇用期間があること (州によって詳細は異なる)

【給付水準】

週当たりの給付額は U I と同額だが、最大給付額は州によって異なる。2009 年 8 月現在、第 1 段階での週当たりの給付額の全米平均は 300.88 ドル、第 2 段階では 279.33 ドルとなっている²⁸。

カリフォルニア州の最大給付額は段階によって異なる。第 1 段階の時点では下記のいずれか少ない方。

- ・ U I の最大給付額の 80%
- ・ U I の週当たりの給付額の 20 倍

第 2 段階での最大給付額は下記のいずれか少ない方。

- ・ U I の最大給付額の 50%
- ・ U I の週当たりの給付額の 13 倍

28: "Emergency Unemployment Compensation 2008 (EUC08) Summary data for State Programs", 連邦労働省、2009 年 8 月

【給付期間】

最長 20~33 週

【財源】

連邦政府

【管理運営機構】

連邦労働省と各州政府

3) 延長給付 (Extended Benefits)

3カ月間の季節調整済み失業率が平均で 6.5%に達し、また前年同期間の水準を 10%上回った州は、EB制度の適用が連邦労働省により認定される。認定を受けた州の政府は、UIおよびEUC08の給付期間が満了した失業者を対象に、給付期間を最長 13~20 週間延長する。

【根拠法】

Federal-State Extended Unemployment Compensation Act (1970 年)

【受給要件】

- ・ UIとEUC08の給付期間が満了している、もしくは給付額が最大に達していること
- ・ 積極的に就職活動を行っていること

【給付水準】

週当たりの給付額はUIと同額

【給付期間】

基本は最長 13 週だが、失業率が上昇した一部の州では給付期間が最長 20 週に延長される。

【財源】

連邦政府が 50%、州政府が 50%

ワシントン州のEB

ワシントン州は2008年10～12月の平均失業率が6.6%に達したため、翌年の2月11日付けで連邦労働省からEB制度の適用が認められた。同州の雇用保障局は、2月22日から対象者への申請用紙の郵送を開始した。

受給要件の1つである就職活動の条件はUIよりも厳しく、週当たり4社以上に連絡し、就職活動記録をワストップキャリアセンターに電話またはインターネットで提出しなければならない。この条件を満たさない場合は、4週間以上就労し、所得がEBの週当たりの給付額の4倍に達するまで、EBの給付は停止される。

給付期間は受給者の給付期間が満了するまでか、もしくは同州の失業率が基準を下回ってEB期間が終了するまでとなる。EB期間の終了後は、最大給付額に達していても給付は停止される。その場合、受給者にはEB期間の終了理由と終了日、最終の給付日を記した通知が届く。

週当たりの給付額はUIと同額。最大給付額は、同州が3カ月平均の失業率が8%を超え、同年5月3日付で高度EB期間に突入したことで引き上げられた。2009年9月現在の最大給付額は、下記のいずれかの少ない方。

- ・週当たりの平均給付額の20倍
- ・UIの最大給付額の80%

4) 災害失業援助 (Disaster Unemployment Assistance)

大統領が非常事態を宣言するほどの大規模災害で被災し、その影響で失業したが、UIの対象にならない被雇用者および個人事業主、または家族が死亡または障害を負い、代わりに世帯主となった者に所得補助を与える制度である。

【根拠法】

ロバート・T・スタッフォード災害救助および緊急援助法 (Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act, 1998年)

【受給条件】

- ・UIの適用外である
- ・非常事態宣言が発令された地域で就業していた、事業を運営していた、あるいは就業および起業する予定だった
- ・災害の直接的影響によって職場が破壊され、働くことができない
- ・災害の直接的影響によって怪我をし、働くことができない
- ・遂行することのできなくなった仕事が第一の収入源だった
- ・世帯主が死亡したため、一家の大黒柱として代わりに家族を支えなければならない

【給付水準】

給付額はUIに関する州法に基づいて決定される。最大給付額はUIと同額。

【給付期間】

非常事態宣言の発令日から最長 26 週間

【財源】

連邦政府の災害救援基金（Disaster Relief Fund。President's Disaster Fund とも呼ばれる）。大統領が非常事態宣言を行うと、連邦緊急事態管理庁（Federal Emergency Management Agency）²⁹ から連邦労働省に資金が交付される。

29: 洪水、ハリケーン、地震、火災といった災害時に国民の救助や物資援助などを行う国土安全保障省の下部組織

【管理運営機構】

州政府

5) 貿易再調整給付（Trade Readjustment Allowances）

外国からの輸入増加や生産拠点の国外移転により、失業または労働時間が短縮された貿易関連の労働者を対象とする失業対策「貿易調整支援（Trade Adjustment Assistance）（TAA）」における支援の一環。連邦労働省に署名を提出し、TAAの対象者に認定されると、UIの給付期間満了後に「貿易再調整給付（TRA）」という所得補助が支給される。ただし、職業訓練をフルタイムで受講している、又は修了することが条件となる。所得補助以外に、地元のワンストップキャリアセンターを通じて、再就職支援や職業訓練を受けることもできる。

【根拠法】

取引法（1974 年）

【受給要件】

- a. 製造会社に勤めていること
- b. 署名提出日前の 12 カ月間に一定人数（従業員数 50 人未満の場合、3 人。従業員数 50 人以上の場合、従業員の 5%）以上の従業員が一時解雇された、あるいは一時解雇の危機に瀕していること
- c. 下記のいずれかを満たすこと
 - ・外国からの輸入増加が売上や生産量の減少、レイオフの大きな原因となっている
 - ・米国外の特定の国に生産拠点が移転した
 - ・米国外に生産拠点が移転し、同様の製品の輸入が増加された、あるいは増加の可能性がある
 - ・部品の供給業者、最終組み立て業者、仕上げ担当業者としての取引を失ったことで、売上または生産量の減少や人員の一時解雇が生じた

【給付水準】

UIと同額

【給付期間】

基本TRAが最長 26 週支給される。それでもまだ職を見つけられない者には、

TAA公認訓練を受講していることを条件に、追加TRAが最長78週³⁰支給される。

30: 2009年2月の景気対策法「米国再生・再投資法」の成立により、給付期間が最長52週から78週に延長された

【その他支援】

TAA対象者に認定されると、TRA以外に下記のような支援を受けることができる。

a. 再就職支援

- ・カウンセリング
- ・履歴書の書き方や面接スキルに関するワークショップ
- ・キャリアアセスメント
- ・職業紹介

b. 転職活動手当

通勤圏内に適当な仕事が見つからない場合、通勤圏外における転職活動に伴う交通費や生活費の90%（最高1,250ドル）の払い戻しを請求できる。

c. 引越手当

通勤圏外に移転する必要がある場合、引越し費用の90%（最高1,250ドル）の払い戻しを請求できる。

d. 職業訓練

既存の労働市場において仕事を確保するために必要なスキルを持ち合わせていない労働者は、職業訓練を最長104週間受けることができる。訓練には、講習、OJT、事業主のニーズに合わせてカスタマイズされた訓練、基礎教育（識字、英語など）が含まれる。

e. 医療保険料税額控除

コブラ（COBRA）保険³¹の加入者や個人で医療保険に加入している者は、毎月の保険料の65%に対し、税額控除を受けることができる。

31: Consolidated Omnibus Budget Reconciliation Act（通称COBRA法）に基づき、離職した元従業員とその家族は、勤め先で加入していた健康保険プランを、一定期間（通常18カ月間）維持できる制度。ただし、離職後の保険料は全額自己負担となる

【財源】

連邦政府

【管理運営機構】

連邦労働省

6) 個人事業主支援 (Self Employment Assistance)

UIの給付期間が満了するまでに職を見つけるのは困難と労働者プロファイリングシステムによって判断された高技能や高学歴保持者を含む失業者を対象とする早期就職促進制度。2009年現在、デラウェア、メイン、メリーランド、ニュージャージー

ヤージー、ニューヨーク、オレゴン、ペンシルバニアの7州のみが同制度を自発的に導入している。実行可能な事業案を持ち、訓練やカウンセリングにフルタイムで参加することが支援を受ける条件となる。対象者は、U I の受給要件の1つである就職活動の義務が免除される代わりに、起業準備に専念しなければならない。U I と同額の起業手当だけでなく、研修、事業計画やフィジビリティスタディに関するカウンセリングといった起業支援を受けられる。

【根拠法】

北米自由貿易協定施行法（1993年）

【受給要件】（原則）

- ・ U I の受給要件を満たすこと
- ・ U I の給付期間が満了する前に再就職に成功する確率が高いとみなされること
- ・ 実行可能な事業計画を提出すること
- ・ 個人事業主支援（S E A）公認の訓練プログラムに参加すること

【給付水準】

給付額はU I と同額

【給付期間】

U I と合計で最長26週

【財源】

州政府の失業補償基金（Unemployment compensation fund）

【管理運営機構】

各州政府

ペンシルバニア州のS E A

ペンシルバニア州政府は 1998 年から 18 歳以上を対象とした S E A 制度を実施している。同制度の受給要件には、基本的な要件以外に、U I の受給期間が 1 週間以上、10 週間以内で、S E A 参加契約書に署名することが含まれている。また、プログラム修了後も事業の状況について 3 年間報告しなければならない。

対象者は給付を受給するほか、マーケティングや免許取得や中小企業向け融資に関するアドバイス、不動産業者や銀行の紹介を受けることができる。

訓練供給機関の 1 つであるリーハイ・カーボン・コミュニティカレッジでは、S E A 受給者に対し、33 時間の座学講習、15 時間のビジネスカウンセリング、様々な人脈構築の機会を提供している。

II - 2. 生活保護

米国の主な生活保護制度には、貧困家族一時扶助（TANF）、補足的所得保障（SSI）、一般扶助（GA）、栄養補給支援制度（SNAP）、女性・乳幼児向け特別栄養補給支援制度（WIC）が含まれる。

1) 貧困家族一時扶助（Temporary Assistance for Needy Families）

扶養児童のいる低所得世帯に給付金を支給する制度。1996年の福祉改革法の成立により、要扶養児童家族扶助（AFDC）、就労機会・基礎技能訓練（JOBS）、緊急扶助（EA）の3つの福祉制度が廃止され、代わりに福祉への依存からの脱却と就労による自立支援を目的とし、給付金の支給と就業支援を統合した「貧困家族一時扶助制度（TANF）」が設立された。TANFは、①児童が自宅または親戚宅で養育されるよう貧困世帯の扶助、②就労準備、就職、結婚を促進し、政府からの給付に依存する低所得児童扶養者の削減、③婚外妊娠の発生の予防・減少における年間数値目標の設定、④ふたり親世帯の形成と維持の促進を目的としている。TANF受給者は、給付金以外に、就業支援、職業訓練、カウンセリング、育児手当、住宅支援や交通費の補助といった支援も受けられる。

【根拠法】

社会保障法（1972年）、個人責任および就労機会調整法（1996年）

【受給対象者】

子供を扶養する低所得世帯

- ・ 18歳以下(高校にフルタイムで通っている場合は19歳以下)の子供を扶養する親や親戚
- ・ 1人目の子供を妊娠中の妊婦（および同居する配偶者）

【受給要件】（州によって詳細は異なる）

- ・ 子供を扶養していること
- ・ 世帯所得が一定水準以下であること
- ・ 資産総額（預金、株式、証券、未使用の不動産など。自宅、家具、自動車は含まない）が一定額（主に2,000ドル）以下であること
- ・ 就労活動に従事すること
- ・ 米国民であること

【給付水準】

州によって月当たりの最大給付額は異なる。また世帯ごとの給付額は所得や資産調査をもとに決定される。ほとんどの州が給付金の受け取り方法として電子給付送金（EBT）カードと呼ばれるデビットカードを導入しており、後述の栄養補給支援制度（SNAP）や女性・乳幼児向け特別栄養補給支援制度（WIC）制度と併用されている。

図表4 フロリダ州における月額最大給付額（2006年10月現在）（単位：ドル）

世帯人員	家賃など住居費の負担がない	毎月の住居費が50ドル以下	毎月の住居費が50ドル以上
1人	95	153	180
2人	158	205	241
3人	198	258	303
4人	254	309	364
5人	289	362	426

出所：“Temporary Assistance for Needy Families : An Overview of Program Requirements”、2006年10月、フロリダ州児童福祉局

【給付期間】

州によって異なるが、連邦政府の基準は生涯で合計5年までとなっている。ただし連邦政府は、孤児や家庭内暴力の被害者など全受給者の20%に対し、罰則なしで給付期間を延長することを州政府に認めている。

例えば、テキサス州での給付期間は6カ月となっている。学歴、就労経験、経済状況に応じて更新可能で、合計12～36カ月受給できる。

【自立支援】

a. 就労義務

16～60歳の健常者は、受給開始直後、または遅くとも2年以内に就労活動に従事することが義務づけられている。就労活動には、補助金なし／補助金ありの就労、職業訓練、OJT、求人検索、就労体験、社会奉仕活動、職業教育、GED（高等学校卒業程度認定試験）対策講習などが含まれ、各州でTANF受給者の就業を促進する様々な対策が講じられている。就労義務を満たさない場合、給付額が一時的に減額されるか、または受給資格を喪失する。減額の幅や罰則期間は州によって異なる（罰則期間は2002年現在、ほとんどの州で1カ月または基準を満たすまでとなっている）。

- ・ひとり親世帯は週当たり平均30時間（6歳未満の児童を持つ場合は20時間）の就労が義務
- ・ふたり親世帯は週当たり平均35時間（連邦政府から育児手当を受給している場合は55時間）
- ・ただし、適切な保育サービスが見つからないという理由で就労基準を満たせない6歳未満の児童を持つひとり親世帯を、州政府が罰することは禁じられている

ワシントン州TANFプログラム「ワークファースト」における就業支援

ワシントン州政府は、TANF受給者向けに様々な就業支援プログラムを提供している。プログラム参加者は、職能評価、就職活動計画の作成、履歴書作成や面接対策といった就労準備活動を終えた後、就職活動を始める。そして、就職カウンセラーとともに随時計画の見直しや求人検索などを行う。職歴や経験、興味に応じて、就労体験やコミュニティカレッジでの学位取得プログラムといった職業訓練も受けることができる。

同州ではさらに、就職に成功したTANF元受給者の定着と所得の増加を助ける「キャリア・サービス・プログラム」をワンストップキャリアセンターを通じて提供している。週当たりの労働時間が30時間以上であれば参加が可能で、コーチング、個別就職計画の作成、職業訓練の紹介といったサービスを受けられる。参加者には月額50ドルの手当が最長6カ月支給される。さらに、同州の雇用保障局が提供する雇用支援活動に参加すると、「ボーナス」（参加時に150ドル、4カ月目に100ドル、6カ月目に100ドル）が支給される。

b. 個人開発口座 (Individual Development Account)

TANF受給者が「個人開発口座 (IDA)」に貯蓄した勤労所得に対し、プログラムの運営団体 (非営利団体や政府機関) が、1ドルにつき平均1ドルを上乗せして拠出する制度。これに連邦政府からの追加拠出も上乗せされ、単身者は最高2,000ドル、夫婦は4,000ドル貯蓄できる。低所得世帯の資産形成の支援と金融教育の促進を目的に1998年の「Assets for Independence Act」によって設立された。TANF受給者は、純資産 (自動車1台と自宅は除く) が総額1万ドル以下であればプログラムに参加可能。個人開発口座に貯蓄された所得は、TANFの受給要件や給付額を決定する際に控除されるため、貯蓄があってもTANFの給付額が減ることはない。貯蓄の使い道は、①初めてのマイホームの購入、②スモールビジネスの資本金、③高等教育や訓練に限られている。

【財源】

連邦政府の補助金および州政府

【管理運営機構】

連邦保健福祉省

【給付実績】

月間平均受給者数は379万1,678人 (2008年6月現在)³²

32: “TANF Caseload Data 2000-2008”、連邦保健福祉省

2) 補足的保障所得 (Supplemental Security Income)

補足的保障所得 (SSI) は、生活に最低限必要な衣食住のニーズを満たせるよう、高齢者と障害者に給付金を支給する社会保障庁の生活保護制度である。職歴や現在の就労状況は問われず、民間および公共のホームレス保護施設の入所者も適用される。障害を持つとみなされるには、12カ月以上継続する、または死に至ると予

測される身体的または精神的機能障害により、実質的稼働活動（S G A）に従事できないことが条件。一定額以上の所得（2009年現在、視覚障害者の場合は月収が平均1,640ドル以上、それ以外の障害者は平均980ドル以上³³⁾がある場合、S G Aに従事しているとみなされ、給付対象外となる。

33: “2009 Red Book”、社会保障庁

S S Iの給付期間は無制限で、受給者に就労義務は課せられないため、同制度はT A N Fの受給要件を満たさない低所得者を保護する役割を果たしている。S S I受給者には、S N A P（カリフォルニア州を除く）とメディケイド（低所得者向け公的医療扶助）の受給資格が自動的に与えられる。

【根拠法】

社会保障法（1972年）

【受給対象者】

- ・ 65歳以上の高齢者
- ・ 障害者（18歳以下の子供も含む）

【受給要件】（全米共通）

- ・ 不労所得（社会保障給付、失業給付、労災、年金、家賃収入等）が一定額以下（2009年現在、単身者で月額694ドル未満、夫婦で1,031ドル未満³⁴⁾であること
- ・ 勤労所得（賃金、自営業による純益、ロイヤルティなど）が一定額以下（2009年現在、単身者で月額1,433ドル未満、夫婦で2,107ドル未満³⁵⁾であること
- ・ 資産総額が単身者や子供は2,000ドル以下、夫婦は3,000ドル以下であること（居住する建物や土地、自動車、生活用品、額面金額1,500ドル以下の生命保険、生業や自活につながるような所持品などは含まれない）

34: “A Guide To Supplemental Security Income (SSI) For Groups and Organizations”、社会保障庁、2009年1月

35: “A Guide To Supplemental Security Income (SSI) For Groups and Organizations”、社会保障庁、2009年1月

【給付水準】

毎年1月、議会で物価上昇率に応じて連邦政府の最大月額給付額が決定される（2009年現在、単身者が674ドル、夫婦が1,011ドル³⁶⁾）。ほとんどの州・地区で州政府からの補助金が上乘せされており、2009年8月現在の平均月額給付額は498.50ドルとなっている³⁷⁾。

36: 社会保障庁

37: “Monthly Statistical Snapshot, August 2009”、社会保障庁

毎月の給付額は所得、資産、居住環境に応じて決定され、配偶者や保護者の所得や資産も考慮される。

図表5 カリフォルニア州における月額最大給付額（2009年9月現在）（単位：ドル）

居住環境	高齢者	障害者	視覚障害者
<単身者>			
独居	850.00	850.00	913.00
食事付きケアホーム（非医療）	1,086.00	1,086.00	1,086.00
独居、調理設備なし	934.00	934.00	
他人の家に同居	643.52	643.52	722.66
未成年の障害者		739.00	
他人の家に同居する未成年の障害者		520.42	
<高齢者または障害者の夫婦>			
独居	1,489.00		
食事付きケアホーム（非医療）	2,172.00		
独居、調理設備なし	1,657.00		
他人の家に同居	1,204.64		
<視覚障害者の夫婦>			
独居			1,711.00
他人の家に同居			1,426.42
<高齢者または障害者の配偶者を持つ視覚障害者>			
独居			1,628.00
他人の家に同居			1,342.40

注1：数値は連邦政府と州政府からの給付の合計金額を表す

注2：最大給付額は毎年7月と11月に改定される。表中の数値は2009年7月時点のものを表す

出所：“Supplemental Security Income (SSI) in California”、社会保障庁、2009年9月

【給付期間】

受給条件を満たす限り、無期限（ただし、一部の移民または難民は最長7年）。受給要件を満たしているか、給付額が適切かを確認するため、郵送、電話、面談による審査が定期的に行われる。

【自立支援】

a. 就労チケットプログラム

1999年の「就労チケットおよび就労インセンティブ改善法(Ticket to Work and Work Incentives Improvement Act)」により、SSIおよび社会保障障害保険（拠出制、SSDI）受給者の経済的自立を促進する就業支援プログラム「就労チケットプログラム (Ticket to Work and Self-Sufficiency Program)」が設立された。同法は、就労開始後も継続して公的な医療保障を受けられるようにすることで、受給者の就労意欲を高めることを目的とする。

プログラムの参加条件を満たす18～64歳のSSI受給者は、社会保障庁から支給されたチケットを利用し、「エンプロイメント・ネットワーク (EN)」プロバイダに認定された民間のサービス供給団体や州の職業リハビリテーション機関の中から、自身の目標や目的に合ったプロバイダを選び、職業訓練、職業紹介、職業リハビリテーションサービスを無料で受ける。そしてENのスタッフと共に、就職目標と目標達成をサポートするためにENが提供する具体的なサービス内容を記した個別就労計画 (IWP) を作成する。チケットの利用は任意で、義務ではない。

b. 就労インセンティブ

働きながらSSIやメディケイドおよびメディケア（高齢者向け公的医療保険）も受給できるよう、「就労インセンティブ」と呼ばれる様々な特別規定が設けられている。

・ 自立達成計画（PASS）

SSIの規定では、所得や資産が増えるほど、給付額は通常減額される。しかし、就労意欲のある障害者は、自立達成計画（PASS）を作成し、それが社会保障庁に承認された場合、就学、職業訓練、起業準備など目標達成に必要な資金を一定期間貯蓄できる。この貯蓄は所得や資産とはみなされないため、SSI受給者はより多くの給付を受けることができる。

PASSには、就職または起業で就きたい仕事の内容、目標所得額、計画を実現するための具体的なステップ（日付つき）、目標達成に必要なサービスまたは品物の内容と推定金額と必要理由、支払方法、貯蓄計画（貯蓄額と貯蓄方法）、起業希望者は具体的な事業計画（事業内容、営業時間、ターゲットとする顧客層、競合他社、必要な品物やサービスとその金額、資金調達方法等）を記載しなければならない。

・ 勤労所得控除

勤労所得から月額65ドルが控除される。

・ 障害関連就労経費控除

職場までの交通費（タクシー代を含む）、通勤に使用する車椅子、学校や訓練に必要な教材、コーチングや履歴書添削などのキャリア関連サービス、ホームヘルパーなど、就労や訓練に必要な品物やサービスの購入にかかる経費は、SSIの受給要件や給付額を決定する際に勤労所得から控除される。

・ 自立に欠かせない固定資産の控除

自立のための手段として必要不可欠な資産は、SSIの受給要件を決定する際に控除される。株式や債券などの流動資産は含まれない。

- 商売に使用する資産（在庫など）または被雇用者として仕事に使用する個人資産（用具や機器など）
- 事業用途以外の資産（家庭で消費する野菜や家畜を育てるための土地など）総額6,000ドル
- 年間6%以上の割合で利益をもたらす非事業用資産（賃貸不動産など）総額6,000ドル

・ 職業リハビリテーション受講中の給付継続

健康状態が改善し、障害の定義を満たさなくなった場合でも、公認の職業リハビリテーションプログラム（就労チケットプログラムやPASSを含む）に積極的に参加することによって、プログラム修了時まで給付を受

けることができる。

・メディケイドの適用継続

職場に復帰し、所得が各州の基準を超えた場合でも、メディケイドの適用は継続される。

【財源】

SSI を運営するのは社会保障庁だが、財源は社会保障税ではなく、国の一般財源（個人や法人が支払う所得税）。

【管理運営機構】

社会保障庁が管理運営し、各地の社会保障事務所が窓口となっている。

【給付実績】

765 万 1,000 人（2009 年 8 月現在）³⁸

38: “Monthly Statistical Snapshot, August 2009”、社会保障庁

3) 一般扶助 (General Assistance)

単身者や児童を扶養しない夫婦など、TANF や SSI といった生活保護制度の受給要件を満たさない、または受給制限期間を超えた就労不能の低所得者に対し、州政府や地方自治体が独自の財源で実施する給付金支給制度の総称。州によって対象者、受給要件、給付水準は異なる。ニュージャージー州、ペンシルバニア州、ミネソタ州、メイン州、ワシントン州、イリノイ州など一部の州で導入されている。

イリノイ州のGA制度

イリノイ州シカゴ市は、TANF および SSI の受給要件を満たさない就労不能の低所得者に必要最小限の所得補助と医療保障を提供するGA制度を運営している。同州のGAには、単身者および児童を扶養しない夫婦向けの「Transitional Assistance (TA)」と、低所得世帯および妊婦向けの「Family and Children Assistance (GA-FCFA)」の2種類がある。

TAは、SSIの受給要件を満たさない単身者および児童を扶養しない夫婦を対象とし、SSIの受給申請結果待ちの障害者、直近1年の総所得が2,000ドル未満で過去7カ月間の月収が200ドル以下の55歳以上、介護のために自宅に待機しなければならない者、糖尿病や高血圧や発作を抑える処方薬を定期的に服用しなければならない者、高校や専門学校にフルタイムで通う20歳未満の者などが含まれる。受給要件は、資産が2,000ドル以下であること。給付額は月額100ドルである。

GA-FCFAは、TANFの受給要件を満たさない扶養児童を持つ低所得世帯および妊婦を対象とする。給付額は所得、居住地、世帯人員、世帯構成によって異なり、最大給付額はTANFと同額である。受給要件は、資産が単身者で2,000ドル以下、夫婦で3,000ドル以下であること。

4) 栄養補給支援制度 (Supplemental Nutrition Assistance Program)

低所得世帯に食費手当を支給する制度。2008年の「食料・保全・エネルギー法」の成立により、栄養価の高い食料の提供に重点を置くため、前身のフードスタンプ・プログラムから「栄養補給支援制度 (SNAP)」に制度名が変更された。2009年6月17日付けで、紙のバウチャーは廃止され、電子給付送金 (EBT) カードのみ利用可能となった。カードは、農務省に認可された食料品店やファーマーズマーケット (農産物直売所) で利用できる。購入できるのは食料品や食物の種のみで、酒類、タバコ、非食料品 (ペットフード、日用品、紙類)、栄養補給食品の購入、外食、テイクアウトには使えない。ただし一部の地域では、ホームレス、障害者、高齢者向けの低価格な料理を提供するレストランでも利用可能だ。

【根拠法】

フードスタンプ法 (Food Stamp Act, 1964年)、食料・保全・エネルギー法 (2008年)

【受給対象者】

低所得者。SSI受給者は自動的にSNAPの受給資格を与えられる。

【受給要件】 (全米共通)

- ・資産総額が2,000ドル以下 (家族に60歳以上の高齢者や障害者がいる場合は3,000ドル以下)
- ・毎月の世帯所得が連邦貧困ガイドラインの130%以下
- ・毎月の純所得 (世帯所得から保育費、住居費、その他支出を差し引いたもの) が連邦貧困ガイドラインの100%以下
- ・米国在住歴5年以上 (移民も受給可能)
- ・16~60歳の健全者は就労すること、または紹介された就業支援・職業訓練プログラムに参加すること

図表6 世帯人員別世帯所得の上限 (2009年10月~2010年9月) (単位:ドル)

世帯人員	月当たりの世帯所得 (貧困ガイドライン の130%)	月当たりの純所得 (貧困ガイドライン の100%)
1人	1,174	903
2人	1,579	1,215
3人	1,984	1,526
4人	2,389	1,838
5人	2,794	2,150

出所: 農務省食品栄養局

【給付水準】

給付額は所得や世帯人員に応じて決定される³⁹⁾。平均給付額は1人当たりで101ドル、世帯当たりで227ドル (2008年度現在)⁴⁰⁾。

39: 各世帯の給付額 = (世帯人員別最大給付額) - (純所得の30%)。

40: "Supplemental Nutrition Assistance Program: Frequently Asked Questions", 農務省食品栄養局

図表7 世帯人員別月額最大給付額（2009年10月～2010年9月）（単位：ドル）

世帯人員	最大給付額
1人	200
2人	367
3人	526
4人	668
5人	793

出所：農務省食品栄養局

【給付期間】

無期限。ただし、18～50歳の扶養児童や要介護者を家族に持たない健常者の場合、就労活動または職業訓練（週20時間）に参加しなければ、給付期間は3年間につき合計3カ月に制限される。

【財源】

連邦農務省

【管理運営機構】

連邦農務省食品栄養局

【給付実績】

月間参加者数は3,585万1,176人（2009年7月現在）⁴¹

41: 農務省食品栄養局

5) 女性・乳幼児向け特別栄養補給支援制度（Special Supplemental Nutrition Program for Women, Infants, and Children）

低所得の産前産後の女性および5歳以下の乳幼児を対象とした特別栄養補給制度。バウチャーが支給され、WICに参加する食料品店でプロテイン、カルシウム、鉄分、ビタミンAやビタミンCの含有量が多い特定の食品と交換できる。母子の身体測定と栄養指導も定期的に行われる。1994年、栄養補給制度としての役割を強調するため、前身の「Special Supplemental Food Program for Women, Infants, and Children」から「女性・乳幼児向け特別栄養補給支援（WIC）」に制度名が変更された。2009年度の連邦予算は68億6,000万ドルに上った⁴²。

42: “WIC Fact Sheet”、農務省食品栄養局

【根拠法】

児童栄養法（1966年）、健康なアメリカ人のための健康な食事法（Healthy Meals for Healthy Americans Act、1994年）

【受給対象者】

- ・ 妊婦（妊娠～産後6週間以内）
- ・ 産後6カ月以内の女性
- ・ 授乳中の女性（乳児が1歳になるまで）
- ・ 乳幼児（5歳まで）の親・養父母・祖父母・保護者

【受給要件】

- ・世帯所得が連邦貧困ガイドラインの185%以下
- ・身体測定や血液検査などから、医療または栄養上のリスク（貧血、低体重、栄養失調など）を抱えていると医師・看護師・栄養士に診断された者
- ・米国市民でない外国人も受給可
- ・TANF、SNAP、メディケイド受給者は自動的に所得基準を満たしているとみなされる

図表8 世帯人員別世帯所得の上限（2009年7月～2010年6月）（単位：ドル）

世帯人員	世帯所得 (年額)	世帯所得 (月額)
1人	20,036	1,670
2人	26,955	2,247
3人	33,874	2,823
4人	40,793	3,400
5人	47,712	3,976

※ハワイ州およびアラスカ州は適用外

※妊婦は2人としてカウントされる

出所：農務省食品栄養局

【配給量】

乳幼児の年齢や母親の状態によって、毎月の最大配給量やバウチャーで交換できる食料の種類が異なる。

<バウチャーで交換できる食品>

ベビーフード、粉ミルク、鉄分の多いシリアル、全粒粉のパン、野菜、果物、ジュース、豆腐、豆乳飲料、卵、牛乳、チーズ、ピーナッツバター、乾燥豆、ツナ缶

【給付期間】

通常の給付期間は6カ月～1年。受給要件を満たしている限り、再申請が可能。

【財源】

連邦農務省

【管理運営機構】

連邦農務省食品栄養局

【給付実績】

平均月間受給者数は推定約926万7,100人（2009年7月現在）⁴³

43: 農務省食品栄養局

Ⅲ. 緊急雇用対策

2009年2月17日、オバマ大統領は総額約7,870億ドルに上る米国史上最大規模の景気対策法「米国再生・再投資法（American Recovery and Reinvestment Act）」（通称リカバリー法）に署名した。減税、道路や橋といったインフラの整備、失業保険制度の改革、環境エネルギー、教育改革、医療制度の近代化など広範囲な対策が盛り込まれている。リカバリー法に基づく政府支出の透明性を目的に開設された政府サイトによると、7,870億ドルの内訳は下記のとおりである。具体的な予算の使途や支出額は各省庁が調整を行い、順次発表している。

図表9 リカバリー法で承認された歳出 (単位：億ドル)

分野	歳出額
減税*	2,888
州政府および地方自治体の財政支援**	1,440
インフラおよび科学	1,111
弱者の保護	810
医療	590
教育および訓練	530
エネルギー	430
その他	80

* 減税には、インフラおよび科学 150億ドル、弱者の保護 610億ドル、教育および訓練 250億ドル、エネルギー 220億ドルが含まれる。従って各分野の支出総額はインフラおよび科学が 1,260億ドル、弱者の保護が 1,420億ドル、教育および訓練が 780億ドル、エネルギーが 650億ドルとなる

**州政府および地方自治体への財政支援は、州政府や地方自治体による医療や教育制度の予算削減および増税を防ぐことを目的とする

出所：Recovery.gov

同年5月に失業率が9.4%と26年ぶりの高水準に達したのを受けて、オバマ大統領とバイデン副大統領はその翌月、リカバリー法の実行を加速させる「ロードマップ・トゥ・リカバリー」計画を発表した。計画には、若年者向け夏季雇用を12万5,000人分創出、空港98カ所と高速道路1,500本以上の修復・整備、教職員13万5,000人や警官5,000人の雇用保障、退役軍人医療センターや軍事基地や国立公園の設備改良、医療機関のサービス拡充といったプロジェクトが含まれている。オバマ政権は総力を挙げて取り組み、100日間で60万人以上の雇用を創出・維持する狙いだ。

米大統領経済諮問委員会（CEA）のクリスティーナ・ローマー次期委員長⁴⁴らが1月9日（※リカバリー法の成立前）に発表した報告書によると、景気対策が実現すれば、2010年第4四半期の時点で、対策を実施しなかった場合に比べ実質国内総生産（GDP）を3.7%押し上げ、雇用者数も約368万人増えると試算した。最も恩恵を受けるのは特に不況の打撃を受けている建設業と製造業で、創出された雇用全体の約30%を占めるといふ。建設や製造と同様、低所得者を多く雇用する小売と娯楽・ホスピタリティも大幅な雇用増が見込まれる。また失業率は、対策を実施しなかった場合約8.8%まで上昇するが、実施すれば約7.0%に抑えられると推定した。

44: カリフォルニア大学パークレイ校教授で大恐慌研究の第一人者

図表 10 2010 年第 4 四半期までの雇用創出効果（単位：人）

業種	雇用創出人数
建設	678,000
小売	604,000
娯楽・ホスピタリティ	499,000
製造	408,000
専門・企業向けサービス	345,000
政府	244,000
教育・医療	240,000
金融	214,000
卸売	158,000
その他サービス	99,000
運輸・倉庫	98,000
情報	50,000
鉱業	26,000
公益事業	11,000
合計	3,675,000

出所：“The Job Impact of the American Recovery and Reinvestment Plan”、米大統領経済諮問委員会、2009 年 1 月

C E A は同年 9 月、景気対策の経済および雇用効果に関する中間報告を発表し、対策を実施しなかった場合に比べ、8 月までに約 60 万～110 万人の雇用が創出または維持されたとの試算を示した。8 月末までに 7,870 億ドルのうち、減税を含めて 1,514 億ドルが支出され、また 1,282 億ドルの配分先が決定しているという。さらに、対策により 4－6 月期の実質 GDP は景気対策がなかった場合に比べ、約 2.3%押し上げられたという⁴⁵。

45: “The Economic Impact of the American Recovery and Reinvestment Act of 2009: First Quarterly Report”、米大統領経済諮問委員会、2009 年

Ⅲ - 1. 公共事業による雇用創出

オバマ大統領と運輸省は 2009 年 3 月、1950 年代のアイゼンハワー政権下の州間高速道路網建設事業以来、最大規模の 266 億ドルを高速道路や橋の建設・補修に投じると発表した。同大統領はこれにより「来年末までに 15 万人の雇用を創出または喪失を抑制できる」と述べた。既にメリーランド州など多くの地域で建設プロジェクトが開始されており、レイオフされた労働者が呼び戻されている。

景気対策のもう 1 つの柱が、環境・エネルギー分野への政策投資によって「グリーンカラージョブ」と呼ばれる環境関連の雇用を生み出す「グリーンニューディール」である。風力や太陽光などのクリーンな再生可能エネルギーの供給を今後 3 年間で倍増させ、また住宅や公共施設の省エネを促進することで、外国からの石油供給への依存を減らし、雇用を創出することを目的とする。リカバリー法の成立により、エネルギー省エネルギー効率・再生可能エネルギー局のプログラムやイニシアティブに対し、総額 168 億ドルの予算が割り当てられた。同法に基づく主な事業は下記のとおりである。

【エネルギー】

- ・住宅やビルや連邦政府施設の熱効率向上（断熱材導入の促進、改築、補修など）

- ・スマートグリッド（次世代送電網）の整備（建設や整備に必要な最新技術を習得した送電網労働者を育成する職業訓練も含む）
- ・風力、太陽光、地熱など再生エネルギー関連プロジェクト（発電所の建設や大学・企業・研究所による研究開発を促進するための補助金や融資保証）
- ・次世代自動車用電池の研究開発
- ・二酸化炭素を排出しない化石燃料の技術開発

【インフラ】

- ・道路や橋の建設および補修
- ・公共交通機関（通勤電車や鉄道など）の走行速度と収容能力の向上や整備
- ・空港への爆発物検知装置の導入
- ・省庁におけるITシステムの近代化
- ・廃水処理システムの改善

【教育】

- ・学校における近代的設備（科学室やPCルームなど）の導入
- ・特殊教育などプログラム終了の危機に瀕する教育プログラムへの補助金

【医療】

- ・医療記録の電子化
- ・地域医療センター（CHC）の改築
- ・医療従事者（医師、看護師、歯科医）の人材不足解消を目的とした訓練（奨学金、融資、補助金を含む）

【住宅】

- ・公営住宅の補修および近代化
- ・金融危機で中止された低所得者向け住宅建設プロジェクトの再開

【科学および技術】

- ・地方や公共施設（コミュニティカレッジや公立図書館など）におけるブロードバンドサービスの普及促進
- ・雇用機会の拡充を目的とした研究機関（米国国立科学財団やNASAなど）への予算投入

III - 2. 就業支援および職業訓練の拡充

オバマ政権は、リカバリー法の成立により今後2年間に350万件の雇用を創出・維持するという目的を掲げた。連邦労働省はこの目的を達成するため、医療やグリーンジョブなど急成長業種における職業訓練や、失業手当の給付期間の延長および対象者の拡大といった労働者や事業主の負担を軽減する施策を打ち出した。

リカバリー法の成立により、労働力投資法（WIA）に基づく就業支援および職業

訓練制度に、2008 プログラム年度（2009 年 6 月 30 日まで）の補正予算として総額 39 億 5,000 万ドルが投入された⁴⁶。連邦労働省は、全米 600 カ所以上に設置されたワンストップキャリアセンターを通じたサービスのレベルを向上させるため、このうち約 35 億ドルを各州に割り当てることを発表した。特に、早急な支援を必要とする低所得者や低技能者への対応強化と、若年者を対象とした夏季の雇用機会の創出に重点を置いている。

46: リカバリー法の下に支給された予算は2011年6月30日までに支出することが義務付けられている

図表 11 リカバリー法に基づく主な雇用関連施策の予算権限 (単位：100 万ドル)

施策名	2008 年	2009 年	リカバリー法	2010 年 要求額
成人向け就業支援および訓練活動	849	861	500	861
非自発的離職者向け就業支援および訓練活動	1,323	1,341	1,450	1,413
若年者向け活動	924	924	1,200	924
急成長業種における職業訓練	0	0	750	0
ジョブ・コア	1,598	1,683	250	1,701
ユースビルド	58	70	50	114
高齢者地域サービス雇用	521	571	120	575
雇用サービス	723	724	400	724

※10 万ドル以下は切捨て

出所：“FY 2010 Congressional Budget Justification”、連邦労働省

1) W I A 成人向けプログラム

W I A 成人向けプログラムに約 5 億ドルの予算が配分された。連邦政府は、予算を生活保護受給者やその他低所得者を対象とした訓練および重点的サービスに優先的に配分することを州政府に求めている。また、失業給付の受給要件を満たさない失業者が十分な職業訓練を受けられるよう、訓練期間中の所得補償（失業手当の給付額と同額、またはそれ以下）を支給することを認めている。

2) 若年者向け緊急施策

①サマーユースエンプロイメント

W I A 若年者向けプログラムに約 12 億ドルの予算が配分された。同プログラムには、就労体験、職業訓練、リーダーシップ開発など様々なサービスが含まれるが、景気刺激策では特に夏季（5 月 1 日～9 月 30 日）の若年者向け雇用機会の創出に重点が置かれている。雇用期間は 6～8 週間と地域によって異なる。週当たりの労働時間も地域によって異なる。雇用期間中は、最低賃金が支払われる。オリエンテーション期間中も手当が支払われるところもある。

また、就学も就労もしていない年齢の比較的高い若年に適用を拡大するため、サービスの受給年齢制限が従来の 21 歳から 24 歳に引き上げられた。

5 月から 9 月にかけてのサマーユースエンプロイメントの参加者数は、合計 28 万 3,919 人に上った⁴⁷。

47: “AARA 2009 – Monthly Participant Reports as of August 2009”、E T A、2009 年 9 月 30 日

ニューヨーク市サマーユースエンプロイメントプログラム (SYEP)

ニューヨーク市に住む年齢 14~24 歳の若年を対象。夏季に雇用および教育の機会を与える。就業先は政府機関、病院、サマーキャンプ、法律事務所、美術館、小売店、中小企業など。2009 年度の実施期間は 7 月 1 日~8 月 15 日までの 7 週間。応募期間は 4 月 20 日~5 月 22 日。

<2009 年度の成果>

- ・参加者数は 4 万 3,113 人 (14~15 歳が 25%、16~17 歳が 68%、18~19 歳が 22%、20 歳以上が 11%)
- ・応募者数は 10 万 3,189 人
- ・予算は 5,400 万ドル
- ・就業先の数は 8,688 カ所 (NPO 4,397 カ所、民間 2,562 カ所、公共機関 1,729 カ所)
- ・就業先全体の 30%が民間セクター
バーンズ&ノーブルズ、ベストバイ、CVS 薬局、イケア、JCペニーズ、ステールズ、ウォールクリーンズ、診療所、法律事務所、建築事務所、小売店など
- ・プログラムの中で、16 時間以上が教育・訓練 (就労準備、金融教育、キャリア探求、健康に関する教育) に費やされた
- ・週当たりの労働時間は 25 時間以内で、ニューヨーク州の最低賃金 7.25 ドルが参加者に支払われた

②ジョブ・コア

ジョブ・コアに対し、2 億 5,000 万ドルの予算が配分された。環境に優しいセンターを建設・改修し、雇用創出や経済の活性化を図る。また、グリーンジョブ関連の職業訓練プログラムの新設および既存のプログラムの拡充を行い、建設、製造、自動車業界での就職を促進する。

③ユースビルド

ユースビルドに対し、約 5,000 万ドルの予算が配分された。約 180 のプログラムに助成金が支給される予定で、グリーンジョブにおける職業訓練に重点が置かれている。資金投入により、プログラムの参加枠が約 3,100 名分増える見込みだ。

3) 非自発的離職者向け緊急施策

非自発的離職者に就業支援や職業能力の向上の機会を与え、エンプロイアビリティと所得を高める W I A 非自発的離職者向けプログラムに、約 14 億 5,000 万ドルが配分された。これには、自動車や繊維メーカーなどによる大規模な工場閉鎖や大量解雇など緊急事態が発生した州に助成金を交付する国家緊急補助金 (NEG) の予算約 2 億ドルも含まれる。この予算をもとに、就業支援、職能レベルのアセスメント、キャリアカウンセリング、職業訓練といったサービスを強化する。

NEG のサービス受給者数 (訓練やサポートサービスを含む) は 5 月から 9 月にかけて、合計 3,349 人に上った⁴⁸。

48: "AARA 2009 - Monthly Participant Reports as of August 2009", E T A, 2009 年 9 月 30 日

4) 急成長業種における職業訓練

再生可能エネルギーや医療といった「急成長および先端業種における職業訓練・職業紹介向け助成金交付制度 (Program Of Competitive Grants For Worker Training And Placement In High Growth And Emerging Industry Sectors)」に約7億5,000万ドルが充たされた。

①グリーンジョブ

ヒルダ・ソリス労働長官は2009年6月24日、「グリーンジョブ」における就業準備を促進するため、リカバリー法に基づき、総額5億ドルの助成金を支給するイニシアティブを発表した。同イニシアティブは5種類の助成金制度によって構成される。5種類のうち4種類は、再生可能エネルギーや省エネ関連の雇用に就くための職業訓練および労働者と求人者のマッチングを行うプログラムに助成金を支給する制度で、現在の景気後退期に解雇された労働者が「米国の外国からのエネルギー輸入への依存の軽減」につながる領域で職を見つけられるよう支援することを目的とする。

a. Pathways Out of Poverty Grants

失業者、高校中退者、犯罪歴がある者、貧困地域に住む経済的に恵まれない者に職業訓練および職業紹介サービスを提供する①複数の地域で地域団体とのネットワークを築く全国規模の民間NPOや、②地域の公共機関（コミュニティカレッジや労働力投資委員会など）に、総額約1億5,000万ドルの助成金を支給する制度。職業訓練は、「グリーンジョブ法⁴⁹」に記された省エネおよび再生エネルギー関連業種、または地域で雇用が創出されていることを証明できるその他成長産業の中の環境関連職種を対象としたものでなければならない。

49: Green Jobs Act of 2007。同法の制定により、WIAに職業訓練制度「Energy Efficiency and Renewable Energy Worker Training Program」を制定する条項が追加された。失業者、貧困に苦しむ者、学校中退者、退役軍人などを対象とした職業訓練、職業紹介、労働市場調査を促進する

【対象分野】

- ・ 熱効率の高い建物の建設および改修
- ・ 再生エネルギー電力
- ・ 省エネ自動車
- ・ バイオ燃料
- ・ 住宅・商業・工業セクター向けエネルギー効率の測定
- ・ 環境に優しい手法および原料を使った商品の製造

b. Energy Training Partnership Grants

失業者、国の環境およびエネルギー政策の転換による影響を受けた労働者、または技能向上訓練を必要とする者に対し、上記の省エネおよび再生エネルギーの分野における職業訓練および職業紹介サービスを提供する20~30のプロジェクトに、総額約1億ドルの助成金を支給する制度。このうち、約2,500万ドルは、自動車産業の衰退の影響を受けた地域を対象とするプロジェクトに支給される。支給対象は、①地域の非営利団体とネットワークを築く全米規模の

労務管理機関⁵⁰、または②労働組合、事業主団体、業界団体、労働力投資委員会、ワンストップキャリアセンターと提携を結ぶ州および地域規模の非営利団体。訓練には、有給の就労体験、OJT、登録養成訓練なども含まれる。

50: 理事会または運営組織の委員に使用者と労働者の代表が含まれる訓練基金、訓練信託基金、教育信託基金など

c. State Energy Sector Partnership and Training Grants

州労働力投資委員会に総額約1億9,000万ドルの助成金を支給する制度。グリーン経済の構築における州の重要な役割を強調することが目的の1つ。州労働力投資委員会は、労働力開発全般における州知事のビジョンと目標、そして州の省エネおよび再生エネルギー産業に対する具体的な政策を分析し、産業のニーズに即した職業訓練を提供するための包括的な戦略計画を策定することが求められる。そして、州の労働力開発機関、地域労働力投資委員会、ワンストップキャリアセンター、雇用主、労働組合と提携を結び、計画の指揮と技術援助を行う。訓練活動は、対象分野で求められるスキルやコンピテンシーの習得（学位や資格の習得も含む）につながり、訓練参加者の長期的なキャリア開発を促進するものでなければならない。

d. Green Capacity Building Grants

特定の層を対象とした環境関連の職業訓練を強化するため、連邦労働省の各雇用施策（ユースビルド、高齢者地域サービス雇用、全米農業労働者職業訓練プログラム、Women in Apprenticeship and Non-Traditional Occupations、Young Offender Grants など）において現在助成金を支給している団体に、総額約500万ドルの助成金を追加支給する制度。対象活動には、カリキュラムや教材やコンピテンシーモデルの開発・改訂、教員数や訓練受講者数の増加などが含まれる。訓練対象者は、失業者、国の環境およびエネルギー政策の方向転換による影響を受けている労働者、環境関連の技能向上訓練を必要とする者、経済的自立のために職を必要とする若年者、犯罪歴がある者、退役軍人が優先される。

②医療やその他急成長産業における職業訓練に対する助成金

連邦労働省は、医療やその他急成長産業における職業訓練および就業支援を提供する民間の非営利団体および公共機関（地域労働力投資委員会、ワンストップキャリアセンター、教育訓練機関、医療機関、慈善団体など）に対し、総額約2億2,000万ドル（45～65の各団体に約200～500万ドル）の助成金を支給すると発表した。このうち、約2,500万ドルは自動車産業の衰退の影響を受けた地域向けプロジェクトに配分される。

訓練の対象者は、非自発的離職者、失業者、キャリアアップやフルタイム雇用の確保や雇用の維持のために訓練が必要な就業者（低賃金労働者やパートタイム労働者など）で、具体的には生活保護受給者、高校中退者、退役軍人、移民などが含まれる。

【対象分野】

- ・看護（看護師、看護助手）
- ・コメディカル（医療助手、呼吸療法士、ファーマシーテクニシャン⁵¹、救

51: 薬剤師の助手として調査を専門に行う国家資格

- ・ 救命士、放射線技師、超音波検査士など
- ・ 長期療養（在宅介護スペシャリスト、介護士など）
- ・ 医療情報システム（診療情報管理士など）
- ・ 景気回復時に雇用増が見込まれる分野、技術革新で新たなスキルセットの習得を要する分野、または新興産業（IT、先進製造、ブロードバンドやワイヤレス、運輸や倉庫、バイオテクノロジー）

【対象活動】

- ・ 教室における職業訓練
- ・ 正規雇用につながるOJT
- ・ 登録養成訓練制度の開発および導入
- ・ インターンシップ
- ・ 基礎力訓練（成人向け基礎教育、就職準備訓練、ESL）
- ・ 技能レベル、適性、コンピテンシー、支援サービスのニーズを測る初期アセスメント
- ・ 就職活動支援、職業紹介、キャリアカウンセリング
- ・ 定着を助ける包括的戦略
- ・ カリキュラムの改訂

【医療に注力する理由】

不況の影響により、多くの業界でレイオフや雇用の喪失が起きている中、医療業界は依然、米国経済の大きな原動力となっている。労働統計局（BLS）の発表によると、2009年2月に全米で68万1,000件の雇用が喪失されたが、病院、長期療養施設、外来医療施設では同じ月に2万7,000件の雇用が新規創出されたという。さらに同局の推計によれば、医療業界では、2006年から2016年にかけて300万件の雇用が創出される見込みである⁵²。

52: "Federal Register / Vol. 74, No. 139 / Wednesday, July 22, 2009 / Notices", E T A

5) 高齢者地域サービス雇用プログラムの拡充

リカバリー法に基づき、高齢者地域サービス雇用プログラムに対し、総額1億2,000万ドルが配分された。特に医療、保育、教育、環境関連サービスといったリカバリー法で重点が置かれている成長産業でのコミュニティサービス活動に従事する高齢者数を増やすことを目的としている。これにより、既存の74のプログラム運営団体に対し、2008年度（2009年6月30日締め）の予算配分に比例した助成金が配分される。受給団体は、助成金をもとに、新しい受け入れ先の開拓や既存の受け入れ機関における枠の増加などを行うことが求められる。

6) 雇用サービスを通じた再就職支援の迅速化

ワンストップキャリアセンターを通じた就業者および失業者向けの基本サービスを強化するため、雇用サービスプログラムに約4億ドルの予算が配分された。このうち2億5,000万ドルは、失業給付の受給者向け再就職支援サービスに充当され

た。同サービスは、労働者プロファイリング・再就職支援サービス（W P R S）システムによって、失業給付を使い果たす確率が高い失業者を特定し、個人面談、グループカウンセリング、労働市場に関する情報、求人求職サイトの紹介、求人企業や徒弟制度の主催団体の紹介、職業訓練の紹介を行い、早期再就職を促すものである。再就職支援サービスの受給者は2009年8月現在で、合計190万9,628人に上った⁵³。

53: “AARA 2009 – Monthly Participant Reports as of August 2009”, E T A、2009年9月30日

7) 貿易調整支援制度の拡充

対象者が製造業だけでなく、外国貿易（外国品の輸入の急増やダンピングおよび輸出補助金といった不公平貿易）の影響を受けたサービス業（運送、検査、仕上げ、梱包を含む）の被雇用者にも拡大された。また、親事業者が外国製の部品に切り替えた場合、親事業者がT A Aの認定を受けなくても、下請事業者の被雇用者も対象に含まれるようになった。その他、中国やインドを含む米国外へのオフショアリングの影響を受けた者や、外国貿易の影響で商品価格が下落した農業および漁業従事者も対象となった。また、追加T R Aの最長給付期間が52週から78週に延長された。さらに、州に支給する2009年度および2010年度の年間の訓練予算が5億7,500万ドル（現行法では2億2,000万ドルが上限）に増額された。

III - 3. 失業給付および生活保護制度の強化

2月のリカバリー法の成立に伴い、失業保険や生活保護の給付額の引き上げや適用範囲の拡大など、失業者を保護する様々な対策が講じられた。

しかし、いまだ就職先を見つけられず、失業保険の給付切れが目前に迫る失業者は多い。低賃金労働者の権利を擁護するN P Oのナショナル・エンプロイメント・ロー・プロジェクトの試算によると、その数は年末までに130万人に上るという⁵⁴。

54: “Like it or not, here comes more stimulus”, CNNMoney.com、2009年10月21日

2009年9月、下院は失業率が8.5%を上回る27州で失業保険の給付期間を最長13週間延長する法案を可決した。しかし、延長の適用から除外された州の議員から反対の声が挙がった。

55: 毎年、事業主が支払う連邦失業税（2009年現在6.2%）には0.2%の付加税が含まれている。II - 1. 1) 参照

そこで翌月、リード上院院内総務を筆頭とする上院の民主党議員が妥協案として、失業保険の給付期間をすべての州で最長14週間延長する法案を提出した。失業率が8.5%を上回る州の延長期間はさらに6週長い最長20週とする。この法案を実現するためには約24億ドルの財源の確保が必要だが、民主党は2009年末に廃止が予定されている連邦失業税の付加税⁵⁵を2011年6月30日まで延長することで財源を捻出する計画だ。しかし、共和党議員はまだ使われていない景気対策の予算を充てるべきだと主張し、上院内で意見が分かれている。10月中には採決される見込みである⁵⁶。

56: 11月6日、オバマ大統領の署名によって、緊急失業給付の給付期間をすべての州で最長14週間延長する法律「Worker, Homeownership, and Business Assistance Act of 2009」が成立した。失業率が8.5%を上回る州では最長20週間延長する。対象者は、すべての失業給付の給付期間が切れた者、または年末までに切れる長期失業者。同法にはこの他、住宅購入者および企業向け税制優遇措置の延長および適用拡大も盛り込まれている

1) 緊急失業給付制度の実施期間延長

失業保険の給付期間を最長33週間延長する緊急失業給付（E U C O 8）制度は当初2009年3月31日に失効予定だったが、リカバリー法の成立により、2010年5

月 31 日まで実施期間が延長された。また申請期限が 2009 年 12 月 31 日までに延長された。政府の歳出額は総額 269 億 6,000 万ドルと見込まれる。

2) 失業給付の増額

州から最長 26 週間給付される通常の失業保険 (U I)、緊急失業給付 (E U C O 8)、延長給付 (E B)、貿易再調整給付 (T R A)、災害失業援助 (D U A)、個人事業主支援 (S E A)、連邦政府機関の職員向け失業給付 (U C F E)、退役軍人向け失業給付 (U C X)、短期給付 (Short-Time Compensation)⁵⁷ の給付額が、連邦追加給付 (Federal Additional Compensation) という名称で、2010 年 5 月 31 日まで自動的に週当たり 25 ドル増額された。増額分はすべて連邦政府の一般会計から支出され、歳出額は総額 88 億ドルに達すると見込まれる。増額分の支給は多くの州で 2009 年 3 月 1 日の週に開始された。

57: 従業員を一時解雇する代わりに労働時間を短縮し、喪失した賃金の一部を州政府が補償する制度。一部の事業主が自発的に同制度に参加している。2009 年 9 月現在、フロリダやバーモントなど 19 州が導入している (出所: フロリダ州労働力改革局)

3) 失業給付の非課税化

現行法では失業給付は連邦所得税の課税対象となっているが、2009 年度に限り、受給者 1 人当たり 2,400 ドルの失業給付が一時的に非課税となった。2,400 ドルを超過した分は課税対象となる。

4) 州レベルでの失業保険制度改革を推進するインセンティブの支給

低所得者やパートタイム労働者などへの U I の適用範囲拡大を行う州政府に対し、奨励金として総額 70 億ドルを支給することが発表された。2009 年 9 月現在、既に 32 州が奨励金を受給している⁵⁸。

58: 連邦労働省

【受給条件】

① U I の受給資格の判断または給付額の算出方法において、下記のいずれかの期間の所得を算出対象とすること。

- a. 直近のクォーターが含まれる「基準期間」
- b. 通常の基準期間では所得基準を満たさない低所得者 (多くはパートタイム労働者や季節労働者) に対しては、直近の四半期が含まれる「代替基準期間⁵⁹」

② 州法に下記の 4 つの条項のうち、2 つ以上が含まれていること。

- a. パートタイム労働のみを希望するパートタイム労働者に対し、その求職・再就職の能力および意思を認め、U I を支給する
- b. 下記のようなやむを得ない家庭の事情により離職した失業者の受給資格を認める
 - ・家庭内暴力
 - ・病気または障害を持つ直系家族の看護や介護
 - ・配偶者の勤務先が通勤圏外に移転した
- c. U I の受給資格をすべて喪失し、需要の高い職種における就職につながる

59: alternative base period. 給付が申請されたクォーターの直前のクォーターを含む 4 クォーター。州によっては給付が申請されたクォーターを含めるところもある

州政府またはW I A公認の職業訓練を受け、十分な進歩を示す衰退職種
元従事者を対象に、給付期間を最低 26 週間延長する

d. 扶養家族手当を週当たり 15 ドル以上に増額する

5) 延長給付の一時的全額国庫負担

州政府が費用の 50%を負担する E B を、2010 年 1 月 1 日まで連邦政府が全額負担することとなった。

6) 州政府に対する利子の支払いの一時免除

州失業税の積立金が枯渇し、連邦政府から融資を受けている州政府を対象に、利子の支払い及び発生を 2010 年 12 月 31 日まで一時免除することが決まった。

7) 生活保護制度の強化

① T A N F 関連の支出が増加した州や地方自治体に総額 50 億ドル(会計年度 2009 ~2010 年) の緊急支援金を支給する基金「Emergency Contingency Fund for State TANF」が設立された。具体的には、取扱件数、一時給付、補助金つき雇用の 3 項目が基準年(2007 年または 2008 年)より増加した州や地方自治体に対し、増加した支出の 80%を還元する。

②すべての S S I 受給者に定額給付金として 250 ドルが支給された。

③ S N A P に 200 億ドルの予算が配分された。これにより、2009 年 4 月 1 日から 2010 年 9 月 30 日まで、S N A P の全受給者を対象に、月当たりの最大給付額が 13.6%増額された(例: 4 人家族で 80 ドル上乗せ)。また、18~50 歳の扶養児童や要介護者を家族に持たない健常者の場合、就労活動または職業訓練(週 20 時間)に参加しなければ、通常給付期間が 3 年間につき合計 3 カ月に制限されるが、不況下での就職の難しさと緊急支援の必要性を鑑み、2010 年末までに限り、この制限は撤廃された。

④ W I C に総額 5 億ドルの予算が配分された。4 億ドルはコストまたは参加者数の増加で予算不足が生じている州政府に、そして残りの 1 億ドルは電子給付送金(E B T)カードや管理情報システムの導入や改良を進める州政府に支給される。

III - 4. 仕事機会税額控除の適用範囲拡大

仕事機会税額控除(Work Opportunity Tax Credit)は、1996 年の「中小企業雇用保護法(Small Business Job Protection Act)」によって設立された、特定の求職者層の採用を

促進する制度である。リカバリー法の成立により、失業中の退役軍人⁶⁰と就業も就学もしていない16～24歳の若年者⁶¹も対象となった。これにより下記の11種類に対象が拡大された。対象者を新規採用した雇用主は、連邦所得税が1人当たり2,400～9,000ドル控除される。ただし、一定期間以上の雇用期間があることが条件となる⁶²。控除額は対象者によって異なる。

【対象者】

- ・ T A N F の長期受給者（18 カ月間以上）
- ・ T A N F の短期受給者（9 カ月間）
- ・ S N A P を受給する、または障害を持つ退役軍人
- ・ 18～39 歳の S N A P 受給者
- ・ 職業リハビリテーションの訓練参加者または就労チケット⁶³の受給者
- ・ S S I 受給者
- ・ 18～39 歳の特定地域（エンパワーメント・ゾーン、リニューアル・コミュニティ、エンタープライズ・コミュニティ）⁶⁴の居住者
- ・ 特定地域（エンパワーメント・ゾーン、リニューアル・コミュニティ、エンタープライズ・コミュニティ）に住む 16～17 歳のサマーユースエンプロイメント参加者
- ・ 元服役者
- ・ 失業中の退役軍人
- ・ 16～24 歳の若年者

60: 過去1年間の失業給付の給付期間が4週間を超え、また過去5年間に米陸軍を除隊した者

61: 学位は高卒以下で、基礎力が欠落している者

62: サマーユースエンプロイメントの参加者は90日以上

63: S S I 受給者向け自立支援の1つ。II - 2. 2) 参照

64: 1993年にクリントン政権時代に開始された住宅都市開発省（HUD）および農務省管轄の地域再活性化対策。荒廃が進む特定の地区に拠点を置く企業に、連邦政府が補助金や優遇措置を与え、企業誘致を図る

III - 5. コブラ保険料の補助

2008年9月1日～2009年12月31日の間に離職し、個人の総所得が12万5,000ドル未満、夫婦の総所得が25万ドル未満の失業者に対し、コブラ（COBRA）⁶⁵保険料の65%を最長9カ月間補助する。具体的には、雇用主が月間保険料の65%を負担し、その分が連邦政府に支払う給与税の税額から控除される。

65: II - 1. 5) 参照

<参考>

ホワイトハウス (www.whitehouse.gov)

リカバリー法政府サイト (Recovery.gov)

労働省 (www.dol.gov)

運輸省 (www.dot.gov)

エネルギー省 (www.energy.gov)

農務省 (www.usda.gov)

保健福祉省児童・家庭局 (www.acf.hhs.gov)

社会保障庁 (www.ssa.gov)

ワシントン州雇用保障局 (www.esd.wa.gov)

ニューヨーク州労働局 (www.labor.state.ny.us)

ニューヨーク州若年・地域開発局 (www.nyc.gov/html/dycd/html/home/home.shtml)

ミシガン州エネルギー・労働・経済成長局 (www.michigan.gov/dleg)

フロリダ州労働力改革局 (www.floridajobs.org)

ジョブ・コア (<http://jobcorps.gov>)

下院歳出委員会 (<http://appropriations.house.gov>)

The Workforce Alliance (www.workforcealliance.org)

National Association of State Workforce Agencies (www.workforceatm.org)

National Employment Law Project (www.nelp.org)

ペンシルバニア州リーハイバレーワンストップキャリアセンター (www.careerlinklehighvalley.org)

英国の
雇用労働政策



I. 雇用政策

I - 1. 政府の主な雇用施策

1997年に発足した労働党政権は、長期失業者や若年失業者の就業意欲やスキルを高め、継続的な仕事に就かせることを重要課題として、1998年に、若年失業者、長期失業者を対象に、マンツーマンの集中的な就職活動サポートと職業訓練や就業体験とを組み合わせた就業支援プログラム「ニューディール」を開始した。また2000年には、失業率の高い特定地区の長期失業者を対象とした、民間委託による就業支援プログラム「エンプロイメントゾーン」をスタートさせた。

1) ニューディール (New Deal)

ニューディールは「Welfare to Work (福祉から就労へ)」政策の中心的なプログラムで、若年失業者、長期失業者、ひとり親、中高年失業者、障害者、失業者のパートナー、ミュージシャンといった特定の求職者グループにターゲットを絞り、各求職者グループのニーズに合わせた就業支援プログラムを1998年から段階的に開始している。参加者ひとりひとりにパーソナル・アドバイザー(専任のアドバイザー)がつき、就職活動を一貫してサポートする。就職困難者に対しては職業訓練や就業体験の機会を提供することにより、エンプロイアビリティを高め、継続的な雇用に就けるよう後押しする。プログラムの運営には、地方自治体をはじめ、民間企業やボランティア団体、大学などが参画し、参加者に対する職業教育・訓練や就業経験の場を設けている。

プログラム開始以降、プログラム参加者は370万人、就職者数は227万人に上る(2009年5月現在¹⁾)。

1: "Quarterly Statistical Summary",
労働・年金省、2009年8月12日

2) エンプロイメントゾーン (Employment Zones)

長期失業者が多く、失業率の高い特定地区において、柔軟性に富んだ画期的な方法で長期失業者の職業復帰を支援する就業支援プログラムとして2000年4月に開始。プログラム運営事業者はすべて入札によって決定され、成功報酬型をとっている。プログラム開始当初は15地区でスタートしたが、2003年の第2次入札で、運営地区が13地区に再編された。

プログラム開始以降、プログラム参加者は22万6,400人、就職者は11万人以上に上る(2009年4月現在²⁾)。

2: "Quarterly Statistical Summary",
労働・年金省、2009年8月12日

3) フレキシブル・ニューディール (Flexible New Deal)

2009年10月より、一部のニューディール(若年失業者、長期失業者、中高年者、ミュージシャン向け)とエンプロイメントゾーンの代替プログラムとして、フレキシブル・ニューディールがスタートした。フレキシブル・ニューディールでは、現在のように若年失業者や長期失業者といった対象者ごとにプロ

グラムを細分するのではなく、すべての求職者が同一のプロセスを進んでいく。

I - 2. 雇用施策、職業訓練施策の予算

ニューディールやエンプロイメントゾーン等の雇用施策を管轄しているのは労働・年金省であり、同省から予算配分される。職業訓練については、養成訓練（16～18歳）は児童・学校・家庭省の支出で、養成訓練および職業実地訓練（Work-based learning）、トレイン・トゥ・ゲインはイノベーション・大学・職業技能省³の支出となっている。

3: 2009年6月の省庁再編により、イノベーション・大学・職業技能省はビジネス・企業・規制改革省と統合し、新たにビジネス・イノベーション・技能省となった

図表1 労働・年金省の就業支援プログラムの支出と予算 (単位: 100万ポンド)

	05/06	06/07	07/08	08/09	09/10	10/11
經常予算 (DEL ⁴)	918	725	825	843	786	494
經常予算 (AME ⁵)	72	87	108	111	117	121
投資予算 (DEL)	#	#	4	-	-	-

4: Departmental Expenditure Limit, 裁量的・政策的な経費。3年間の枠

5: Annually Managed Expenditure, 年金や利払費等の義務的経費。毎年見直される

図表2 主な就業支援プログラムと職業訓練プログラムの支出と予算 (単位: 100万ポンド)

	05/06	06/07	07/08	08/09	09/10	10/11
ニューディール	417	390	450	-	-	-
エンプロイメントゾーン	92	110	123	-	-	-
養成訓練 (16～18歳)	592	587	593	637	705	776
養成訓練および職業実地訓練	232	218	263	319	353	375
トレイン・トゥ・ゲイン	142	194	331	357	777	1,023

出所: "Annual Report 2006 - 2007", "Annual Report 2005 - 2006", "Annual Report 2004 - 2005", "Annual Report 2003 - 2004", ジョブセンタープラス, "Responsibilities for Contracted Employment Provision", 労働・年金省, "Departmental Report 2008", イノベーション・大学・職業技能省

I - 3. 若年者向け雇用関連施策

1) 若年失業者向けニューディール (New Deal for Young People)

政府の就業支援プログラム「ニューディール」のうちのひとつで、6カ月以上求職者手当を受給している18～24歳の若年失業者を対象としたもの。参加者ひとりひとりにパーソナル・アドバイザーがつき、就職活動を一貫してサポートする。就職困難者に対しては職業訓練や就業体験の機会を提供することにより、エンプロイアビリティを高め、継続的な雇用に就けるよう後押しする。

なお、若年失業者向けニューディール対象者のプログラムへの参加は強制である。1998年4月のプログラム開始以降、プログラム参加者数はおよそ145万人、就職者はおよそ87万5,700人に上る(2009年5月現在⁶)。

6: "Quarterly Statistical Summary", 労働・年金省, 2009年8月12日

2) コネクションズ・サービス (Connexions Service)

イングランドに在住する13～19歳の若者を対象とした多面的、総合的な自立

支援サービス。若者に対して、学習、仕事、対人関係、健康などに関する情報やアドバイスを提供し、社会人としての生活への順調な移行の支援を目的とする。利用者である若者の声を運営に反映させる点が従来の施策とは異なっている。

3) 養成訓練 (Apprenticeships)

事業主が求めるスキルと労働者の持つスキルとのギャップの解消を目的とした職業訓練プログラム。現在、80以上の業職種で180以上の訓練が提供され、13万以上の事業主がプログラムに参加している⁷⁾。

7: National Apprenticeship Service
ウェブサイト

若年者向けの養成訓練には、参加者の年齢やスキルレベルに応じて、以下の3つがある。

①養成訓練 (Apprenticeships) と上級養成訓練 (Advanced Apprenticeships)

参加対象は16～24歳。雇用主のもとで働きながら見習い訓練を受けるのと並行して、カレッジなどで資格取得のための学習を行う。期間は1～5年間（職種や雇用主により異なる）。養成訓練はNVQ（全国職業資格）レベル2（または同等の資格）の取得を、上級養成訓練はNVQレベル3（または同等の資格）の取得を目指す。

②エントリー・トゥ・エンプロイメント (Entry to Employment)

2003年8月より開始。養成訓練に参加する準備が整っていない16～18歳が対象となる。基本スキルや職業能力の開発、自己啓発、社会性の育成を目的とする。

③若年養成訓練 (Young Apprenticeship)

2004年9月より開始。参加対象は14～16歳。プログラムに参加する生徒は学校に通いながら、週1、2日、職場や職業訓練機関で資格取得を目的とした学習や就業体験を行う。プログラム期間は2年間。

このほか、25歳以上の成人を対象とした成人向け養成訓練 (Apprenticeships for Adults) もある。

4) タイム・オフ (Time Off)

資格を持たない、あるいは、低資格 (NVQレベル2未満相当) で職業訓練の機会に恵まれない、16、17歳の労働者が、就業時間中に有給で学習や職業訓練に従事する権利。仕事に関連したスキルや資格の習得を目指す。なお、学習や訓練に従事中の18歳の者でも、資格取得のための学習や訓練を始めたのが16、17歳である場合、タイム・オフの権利がある。

5) 職業訓練に関連する最近の動向

①養成訓練に関する法案発表

2009年2月、旧イノベーション・大学・職業技能省により、養成訓練に関する法案「養成訓練、技能、児童、学習法案(The Apprenticeships, Children, Skills and Learning Bill)」が200年ぶりに発表された。法案の概要は以下の通り。

- ・16～19歳のすべての若年者に対して、教育や職業訓練を提供する
- ・全ての従業員に対して、就業時間中に職業訓練を受ける権利を与える

②養成訓練生の高等教育機関への進学を支援

2009年3月、旧イノベーション・大学・職業技能省は、養成訓練を修了し、訓練・教育の継続を希望する者に対して、高等教育機関でのディプロマや基礎学位⁸等の取得を支援することを発表した。

8: 事業主と高等教育機関が連携で提供する職業関連の資格

また、大学入試局の枠組みに養成訓練を組み込み、養成訓練から高等教育への移行を円滑化することや職業資格制度を刷新することが検討されている。

③2万人の義務教育修了者に社会奉仕活動の場を提供

「エントリー・トゥ・エンプロイメント」(I-3.3参照)の一環として、2009年9月から、年間2万人の義務教育修了者に対して、職業教育と合わせてフルタイムの社会奉仕活動の場を提供する。向こう2年間で、1億4,600万ポンドの予算を投じる。

④義務教育年齢の引き上げ

2008年11月に成立した「2008年教育・技能法(Education and Skills Act 2008)」により、英国では30年ぶりに義務教育年齢が引き上げられる。義務教育終了年齢は現在の16歳から、2013年に17歳に、2015年に18歳にと段階的に引き上げられる予定。義務教育年齢の若者はすべて、以下のいずれかの教育または職業訓練への参加が義務付けられる。

- ・フルタイムの教育または職業訓練(学校、継続教育カレッジ、ホームスクールを含む)
- ・養成訓練をはじめとする職業訓練(伝統的な徒弟制度を含む)
- ・週20時間以上雇用されている者、自営で働いている者、ボランティア活動をしている者については、パートタイムの教育や職業訓練

⑤養成訓練の最低契約賃金アップ

養成訓練の最低契約賃金が現行の週80ポンドから95ポンドに引き上げられる。政府の調査によると、養成訓練生の週平均賃金は170ポンド。養成訓練生は法定最低賃金の適用除外となっている。

I - 4. 高齢者向け雇用関連施策

1) 中高年向けニューディール (New Deal for 50 Plus)

6カ月以上、就労不能給付などの手当を受給している50歳以上の失業者を対象としたプログラム。対象者のプログラムへの参加は任意である。2000年4月のプログラム開始以降、19万4,000人以上が就職している(2009年5月現在⁹⁾)。

中高年向けニューディールでは、参加者はパーソナル・アドバイザーによる求職活動や就業に関するアドバイスを受ける。また、必要に応じて、参加者には職業訓練や就業体験の機会が与えられる。このほか、中高年向けニューディールを通して就職した者は、最高1,500ポンドの訓練補助金を申請することができる。

⁹: “Quarterly Statistical Summary”、
労働・年金省、2009年8月12日

2) リンケージ・プラス (LinkAge Plus)

政府の高齢者向け施策「オポチュニティ・エイジ」の一環として、2006年7月にスタートした50歳以上を対象としたワンストップセンターのパイロットプログラム。地域社会のサポートにより、中高年や高齢者が自立し活動的で充実した生活を送ることを目的とする。

ワンストップセンターでは、住宅、交通機関へのアクセス、医療サービス、就業アドバイス、ボランティア情報など多様なサービスが提供されている。

地方自治体、中央政府、各種団体、ボランティア組織が連携しプログラムを運営しているが、利用者のニーズを理解するために、50歳以上の地域住民も企画・運営に携わっている。

パイロット地区は、ロンドンのタワーハムレッツ、デヴォン、ランカスター、リーズ、ノッティンガムシャーなど8地区。予算は1,000万ポンド。

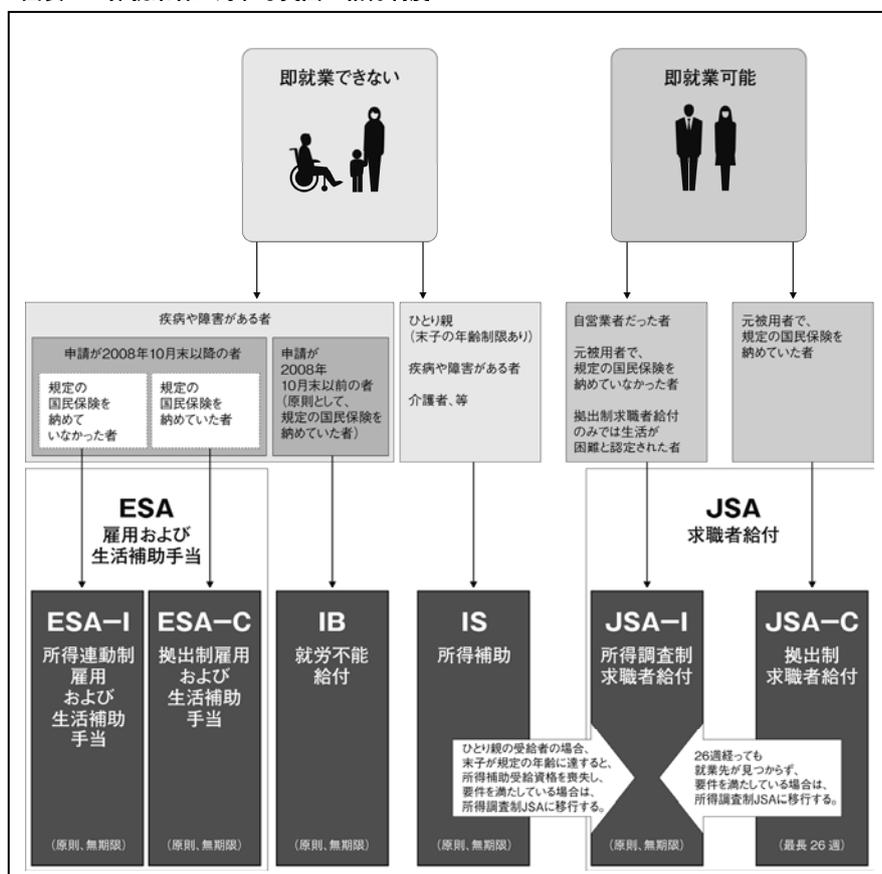
II. 公的扶助制度

II - 1. ジョブセンタープラス庁で支給する給付

ジョブセンタープラス庁（公共職業安定所）では、求職者給付、所得補助、就労不能給付、重度障害手当、出産手当、寡婦給付、労災障害給付、介護手当などの給付を行っている。

労働年齢の非就業者については、働く意思があり、働くことが可能な者には求職者給付、それ以外の者には所得補助や就労不能給付などが支給される。

図表 3 非就業者に対する英国の給付制度



出所：ジョブセンタープラス庁ウェブサイト等より作成

II - 2. 求職者給付 (Jobseeker's Allowance : J S A)

英国の求職者給付には、「拠出制求職者給付 (Contribution-based Jobseeker's Allowance)」と「所得調査制求職者給付 (Income-based Jobseeker's Allowance)」の2種類がある。「拠出制求職者給付」は一定の国民保険料を拠出していることを要件に最長 26 週間支給される。一方、「所得調査制求職者給付」は、一定の資力調査や受給要件を満たせば、原則として、国庫負担によって期間の上限なく支給される。

1) 拠出制求職者給付

(Contribution-based Jobseeker's Allowance : J S A - C)

【根拠法】

求職者給付法（1995 年）

【受給対象者】

原則として、18 歳以上、年金受給年齢（男性 65 歳、女性 60 歳）未満の英国居住者で、クラス 1¹⁰の国民保険納付者

10: 英国で被用者（従業員）として働き、規定額以上の収入を得る 16 歳以上、年金年齢未満の者

【受給要件】

- ・収入のある仕事に週平均 16 時間以上従事していないこと
 - ・就業能力があり、求職活動を積極的に行い、かつ直ちに就職できること
 - ・過去 2 年間のうち 1 年間、保険料を納付していること
 - ・パーソナル・アドバイザーとの間で求職者協定を締結し、2 週間に一度ジョブセンタープラスに来所すること
 - ・現在フルタイムの教育を受けていないこと
 - ・週 40 時間以上の就労が可能であること
- （ただし、すべての要件を満たしていなくても、受給できる場合もある。）

【給付水準】

職域年金や個人年金を受給している場合は減額される。ただし、週当たり 50 ポンドまでは控除となる。

週当たり支給額（2009 年 4 月現在¹¹）は以下の通り。

- ・ 16～24 歳：50.95 ポンド
- ・ 25 歳以上：64.30 ポンド

11: “Benefit and Pension Rates”、労働・年金省

【給付期間】

最長 26 週間

【財源】

保険料（国民保険の一部¹²）

12: 国民保険には拠出制求職者給付のほか、就労不能給付、退職年金、出産手当、遺族手当などが含まれる

【管理運営機構】

労働・年金省が管理運営し、実際の給付は同省所管のジョブセンタープラスで受ける。

【給付実績】

142 万人（求職者給付受給者総数）（2009 年 2 月現在¹³）

13: “Quarterly Statistical Summary”、労働・年金省、2009 年 8 月 12 日

2) 所得調査制求職者給付

(Income-based Jobseeker's Allowance : J S A - I)

【根拠法】

求職者給付法(1995年)

【受給対象者】

原則として18歳以上年金受給年齢(男性65歳、女性60歳)未満の英国居住者

【受給要件】

- ・収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと
 - ・就業能力があり、求職活動を積極的に行い、かつ直ちに就職できること
 - ・パーソナル・アドバイザーとの間で求職者協定を締結し、2週間に一度ジョブセンタープラスに来所すること
 - ・現在フルタイムの教育を受けていないこと
 - ・資産が1万6,000ポンド以下であること
 - ・収入のある仕事に週24時間以上従事しているパートナーがいないこと
 - ・週40時間以上の就労が可能であること
- (ただし、すべての要件を満たしてなくても、受給できる場合もある。)

【給付水準】

本人の年齢や世帯構成により支給額が異なる。また、障害児や要介護者がいるなど各世帯の事情を要件とした加算金がある。なお、収入¹⁴や6,000ポンド以上の資産がある場合は給付が減額される。

週当たり支給額(2009年4月現在¹⁵)は以下の通り。

- 独身者
 - ・16~24歳: 50.95ポンド
 - ・25歳以上: 64.30ポンド
- カップル: 50.95~100.95ポンド(両者の年齢に応じて異なる)
- ひとり親: 50.95~64.30ポンド(本人や扶養児童の年齢に応じて異なる)
- 加算金
 - ・家族手当: 17.30ポンド
 - ・障害児手当: 51.24ポンド
 - ・介護手当: 29.50ポンド、など

(複数の加算金の要件に該当する場合は、原則として、最も高額な加算金のみ受給可能。)

14: 給与、自営業による収入、一部のベネフィット(就労税控除、介護者手当、寡婦手当、等)、職域年金、個人年金

15: "Benefit and Pension Rates"、労働・年金省

【給付期間】

資力調査により低所得であることが確認され、求職者要件を満たしていれば、年金受給開始年齢まで、原則、無期限。ただし、受給期間が長期化すると、年齢等に応じてニューディールなどの就業支援プログラムへの参加義務

務が生じる。

【財源】

政府の一般財源（全額国庫負担）

【管理運営機構】

労働・年金省が管理運営し、実際の給付は同省所管のジョブセンタープラスで受ける。

【給付実績】

142 万人（求職者給付受給者総数）（2009 年 2 月現在¹⁶）

16: “Quarterly Statistical Summary”、労働・年金省、2009 年 8 月 12 日

3) 受給権利の喪失や支給停止、例外要件

a. 受給権利の喪失

正当な理由なく辞職したとジョブセンターによって判断された場合や懲戒免職の場合、26 週間、求職者給付の受給権利を喪失する場合がある。

b. 給付の支給停止

正当な理由なしに以下の行為を行った場合、求職者給付の支給が停止される。

- ・ 提示された仕事や職業訓練を断る
- ・ 求人は一切応募しない
- ・ 受け入れ先の職業訓練所に行かない
- ・ 職業訓練を途中でやめる
- ・ 仕事を辞める
- ・ 自らの不正行為により職業訓練や仕事をやめる

c. 16、17 歳で求職者給付を受給するための例外要件

16、17 歳で求職者給付を受給するための例外要件は以下の通り。

- ・ 親元を離れて暮らさなければならない
- ・ パートナーや扶養児童がいる
- ・ 求職者給付を受給しなくては生活が非常に困難である、など

4) 求職者給付に関連したその他の給付

①就職補助金（Job Grant）

求職者給付や所得補助等の手当を 26 週間以上受給していた者が週労働時間 16 時間以上の仕事に就いた際に支給される一時金。ひとり親および子供を持つ夫婦に対して 250 ポンド、独身者または子供を持たない夫婦に対して 100 ポンドの補助金が支給される。

②求職者給付困窮手当 (Jobseeker's Allowance hardship payments)

求職者給付の支給が打ち切られた場合、求職者給付困窮手当の受給が可能な場合がある。対象となるのは、扶養児童がいる、健康上の問題があるといった脆弱者グループに属する者。このカテゴリーに該当しない場合、2週間の待機期間を経れば、受給可能。給付額は通常の求職者給付額から20~40%を差し引いた額となる。

II - 3. 所得補助 (Income Support : I S)

低所得者の所得が一定水準に達するよう補足する非拠出制の給付。

【根拠法】

社会保障拠出給付法 (Social Security Contributions and Benefits Act 1992)

社会保障管理法 (Social Security Administration Act 1992)

【受給対象者】

16~60歳未満の低所得者 (ひとり親¹⁷、疾病や障害により就業できない者、介護のために就業できない者など)

17: 2008年11月から、所得補助受給要件となる末子の年齢が段階的に引き下げられており、2008年11月には12歳に、2009年10月には10歳に引き下げられた。また、2010年10月には7歳に引き下げられる予定

【受給要件】

- ・資産が1万6,000ポンド以下であること
- ・収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと
- ・フルタイムの教育を受けていないこと (例外あり)
- ・収入のある仕事に週24時間以上従事しているパートナーがいないこと

【給付水準】

本人の年齢や世帯構成により支給額が異なる。また、障害児や要介護者がいるなど各世帯の事情を要件とした加算金がある。なお、収入や6,000ポンド以上の資産がある場合は給付が減額される。

週当たり支給額 (2009年4月現在¹⁸) は以下の通り。

- a. 独身者
 - ・16~24歳: 50.95ポンド
 - ・25歳以上: 64.30ポンド
- b. カップル: 50.95~100.95ポンド (両者の年齢に応じて異なる)
- c. ひとり親: 50.95~64.30ポンド (本人や扶養児童の年齢に応じて異なる)
- d. 扶養児童: 56.11ポンド
- e. 加算金
 - ・家族手当: 17.30ポンド
 - ・障害児手当: 51.24ポンド
 - ・介護手当: 29.50ポンド
 - ・重度障害手当: 52.85ポンド

18: "Benefit and Pension Rates"、労働・年金省

- ・年金受給年齢手当
カップル：105.70 ポンド
- ・障害手当
独身：27.50 ポンド
カップル：39.15 ポンド
- ・障害手当割増金
独身：13.40 ポンド
カップル：19.30 ポンド
児童：20.65 ポンド、等
(複数の加算金の要件に該当する場合は、原則として、最も高額な加算金のみ受給可能。)

【給付期間】

原則、無期限。ただし、2004年4月より、ひとり親には、末子の年齢にかかわらず、ワーク・フォーカス（WF）面談¹⁹が義務付けられている。

19: 福祉への依存から自立し就労する可能性について重点的に話し合う面談。所得補助を受給するひとり親や就労不能給付を新たに申請する障害者、失業者のパートナーを対象に課せられる。パーソナル・アドバイザーは、参加者の就労意欲の有無や職歴、資格、職業訓練の必要性、介護・養育責任、健康状態などについて質問し、アドバイスを提供する

【財源】

政府の一般財源（全額国庫負担）

【管理運営機構】

労働・年金省が管理運営し、実際の給付はジョブセンタープラスで受ける。

【給付実績】

約 200 万人（2009 年 2 月現在²⁰）

20: “Quarterly Statistical Summary”、労働・年金省、2009 年 8 月 12 日

II - 4. 就労不能給付（Incapacity Benefit : I B）

疾病や障害により就労できない者を対象とした拠出制の給付。

【根拠法】

社会保障拠出給付法（Social Security Contributions and Benefits Act 1992）

【受給対象者】

原則、16 歳～年金受給年齢未満で、疾病や障害により就業できない者（法定疾病給付²¹受給期間を終えても就業できない者や法定疾病給付を受ける資格がない者など）

21 疾病や障害のため連続して 4 日以上就労できない者に対して、最長 28 週間、雇用者から支払われる手当

【受給要件】

- ・疾病が発症、または、障害を負ったのが年金受給年齢未満であること
- ・原則として、国民保険を納付していること、など

ただし、国民保険未納者でも、20歳以上で、疾病期間が28週間以上の場合は受給できることもある。

【給付水準】

2001年4月6日以降に就労不能給付の新規申請を行った者については、職域年金や個人年金を受給している場合は給付が減額される。ただし、週当たり85ポンドまでは控除となる。

週当たり支給額（2009年4月現在²²⁾）は以下の通り。

- a. 年金受給年齢未満
 - ・短期低額（申請開始～28週まで）：67.75ポンド
 - ・短期高額（29～52週まで）：80.15ポンド
 - ・長期（53週以降）：89.80ポンド
- b. 年金受給年齢
 - ・短期低額（申請開始～28週まで）：86.20ポンド
 - ・短期高額（29～52週まで）：89.80ポンド

（年金受給年齢の者は長期就労不能給付を受給できない。）

22: “Benefit and Pension Rates”、労働・年金省

【給付期間】

原則、無期限。ただし、2005年10月より、就労不能給付新規受給者にはWF面談（II - 3参照）が義務付けられている。

【財源】

国民保険料および国庫負担

【管理運営機構】

労働・年金省が管理運営し、実際の給付はジョブセンタープラスで受ける。

【給付実績】

243万人（重度障害手当受給者を含む）（2009年2月現在²³⁾）

23: “Quarterly Statistical Summary”、労働・年金省、2009年8月12日

II - 5. 雇用および生活補助手当（Contribution-based Employment and Support Allowance : ESA）

主に軽度の障害者の就業復帰促進を目的に、2008年秋にスタートした新たな手当。所得補助ならびに就労不能給付を新規に申請する者については、代わりとして、雇用および生活補助手当が給付されることになった。

雇用および生活補助手当には、「拠出制雇用および生活補助手当（Contribution-based Employment and Support Allowance）」と「所得連動制雇用および生活補助手当（Income-related Employment and Support Allowance）」の2種類がある。

1) 拠出制雇用および生活補助手当 (Contribution-based Employment and Support Allowance : ESA - C)

【根拠法】

福祉改革法 (Welfare Reform Act 2007)

【受給対象者】

原則として、16～60歳未満で、疾病や障害により就業できない者（法定疾病給付受給期間を終えても就業できない者や法定疾病給付を受ける資格がない者など）

【受給要件】

規定の国民保険を納付していること

【給付水準】

職域年金や個人年金を受給している場合は減額される。ただし、週当たり85ポンドまでは控除となる。

週当たり支給額（2009年4月現在²⁴⁾は以下の通り。

- a. 独身者
 - ・25歳未満：50.95ポンド（査定期間）、64.30ポンド（本期間）
 - ・25歳以上：64.30ポンド
- b. ひとり親
 - ・18歳未満：50.95ポンド（査定期間）、64.30ポンド（本期間）
 - ・18歳以上：64.30ポンド
- c. カップル：50.95～100.95ポンド（両者の年齢に応じて異なる）

24: "Benefit and Pension Rates"、労働・年金省

このほか、障害の度合いに応じて、就業関連活動手当（25.50ポンド）または支援手当（30.85ポンド）が加算される。

【給付期間】

原則、無期限。ただし、障害の程度により、WF面談（II - 3参照）が義務付けられている。

【財源】

保険料（国民保険の一部）

【管理運営機構】

労働・年金省が管理運営し、実際の給付は同省所管のジョブセンタープラスで受ける。

【給付実績】

17万6,000人（雇用および生活補助手当受給者総数）（2009年2月現在²⁵⁾）

25: "Quarterly Statistical Summary"、労働・年金省、2009年8月12日

2) 所得連動制雇用および生活補助手当 (Income-related Employment and Support Allowance : E S A - I)

【根拠法】

福祉改革法 (Welfare Reform Act 2007)

【受給対象者】

16～60歳未満で、疾病や障害により就業できない者（法定疾病給付受給期間を終えても就業できない者や法定疾病給付を受ける資格がない者など）

【受給要件】

- ・資産が1万6,000ポンド以下であること
- ・収入のある仕事に週24時間以上従事しているパートナーがいないこと
- ・年金受給年齢未満であること

【給付水準】

本人の年齢や世帯構成により支給額が異なる。また、障害児や要介護者がいるなど各世帯の事情を要件とした加算金がある。なお、一定以上の収入や6,000ポンド以上の資産がある場合は給付が減額される。

適当たり支給額（2009年4月現在²⁶⁾は以下の通り。

a. 独身者

- ・25歳未満：50.95ポンド（査定期間）、64.30ポンド（本期間）
- ・25歳以上：64.30ポンド

b. ひとり親

- ・18歳未満：50.95ポンド（査定期間）、64.30ポンド（本期間）
- ・18歳以上：64.30ポンド

c. カップル：50.95～100.95ポンド（両者の年齢に応じて異なる）

このほか、障害の度合いに応じて、就業関連活動手当（25.50ポンド）または支援手当（30.85ポンド）が加算される。

d. 加算金

- ・年金受給年齢手当
独身：34.85～65.70ポンド
カップル：66.65～97.50ポンド
- ・重度障害手当：29.50～105.70ポンド
- ・障害手当割増金（独身）：13.40ポンド

【給付期間】

原則、無期限。ただし、障害の程度により、WF面談（II - 3参照）が義務付けられている。

26: "Benefit and Pension Rates"、労働・年金省

【財源】

政府の一般財源（全額国庫負担）

【管理運営機構】

労働・年金省が管理運営し、実際の給付はジョブセンタープラスで受ける。

【給付実績】

17万6,000人（雇用および生活補助手当受給者総数）（2009年2月現在²⁷⁾）

27: “Quarterly Statistical Summary”、労働・年金省、2009年8月12日

Ⅲ. 緊急雇用対策

Ⅲ - 1. 概要

英国では、失業率が上昇している反面で、求人情数はおよそ 40 万件に上る。労働者のスキル不足や、求職者と人材を求める企業とのリンクが不十分であることが完全雇用を阻む要因となっている。英政府はまた、長期失業者を減らすには早期のサポート提供が必要であり、人員整理の対象となった労働者が職を失う前に次の仕事を見つけられるよう、また、失業者が速やかに次の仕事を見つけられるよう支援することが重要だとしている。

Ⅲ - 2. 就業支援策

1) 失業者のスキルアップを通じた再就職支援

2008 年 10 月、政府は失業者の再就職支援に向こう 3 年間で 1 億ポンドを投入することを発表した。現在、人員整理の対象となっている労働者や失業者のスキルアップを図り、現職の分野または新たな分野で継続的な仕事に就けるようサポートする。「トレイン・トゥ・ゲイン (Train to Gain) ²⁸」や「迅速対処サービス (Rapid Response Service) ²⁹」を拡充し、人員削減が顕著な産業で働く労働者や再就職支援を必要とする者を中心として支援を行う。

28: 2006 年からイングランドで実施されている政府の職業訓練支援プログラム。低技能労働者のスキルアップのための訓練を提供する雇用主に対して、助言や費用の補助などを行う

①トレイン・トゥ・ゲインの拡大

トレイン・トゥ・ゲインを人員整理対象者にも拡大する。職業訓練やサポートを提供することで、労働者のスキルアップを図り、ブランク期間なしに現職の分野または新たな分野の仕事に就けるようサポートする。労働者の新たなスキルの習得、資格の取得、現職とは異なる産業での O J T の受講などを後押しする。

29: 大規模な人員整理時の解雇者に対する、ジョブセンタープラス庁による特別支援サービス

②迅速対処サービスの拡充

迅速対処サービスを拡充し、大規模な人員整理だけでなく、小規模なものにも対応する。人員整理対象者の早期救済を目的に、既に予算を倍増している迅速対処サービスの予算を更に倍増する。これにより、小規模企業のリストラ（解雇者数が 20 名以上）もサービスの対象となった。2008 年 11 月のサービス拡大以降、迅速対処サービスを利用した企業数は 1,000 社に上る（2009 年 3 月 18 日現在 ³⁰）。

30: 2009 年 3 月 18 日付労働・年金省プレスリリース

なお、同年 12 月に、キャリアアドバイスや職業訓練の提供による就業支援施策を強化（以下参照）する目的で、予算を 5,800 万ポンド追加し、総額 1 億 5,800 万ポンドに増額することが発表された。

また、2009 年 2 月に、本施策の一環として、特に再就職が困難で付加的なサ

ポートを必要とする求職者およそ 6 万 6,000 人を対象とした民間プロバイダーによる求職活動支援策が発表された。対象となるのは、失業したばかりの者や失業期間が 6 カ月以上の者。欧州社会基金による既存の就業支援プログラムの延長および新たなプログラムに 7,900 万ポンドが投入される（新規のプログラム契約は 2009 年末頃開始予定）。

キャリアアドバイスや職業訓練の提供による就業支援施策を強化

キャリアアドバイスや職業訓練の提供による就業支援施策の強化を目的に、2008 年 12 月に 5,800 万ポンドの追加予算が発表された。失業して間もない者、または、失業するおそれのある者を主な対象とし、カレッジや職業訓練プロバイダーがサービスを提供する。具体的な内容は以下の通り。

- ・新たなスキルや就業前のトレーニングを必要とする者に対する短期の職業訓練の場を 4 万人分追加
- ・ジョブセンタープラスなどで提供するキャリアや訓練に関するアドバイスの運営強化
- ・失業者や求職者を雇い入れた企業に対して、当該従業員が既に資格を取得している場合でも、新たな資格取得のための訓練費用を支給する
- ・地域の連携を強化し、地域団体やカレッジが企業の人員削減に迅速に対応し、人員削減対象者に就業機会や職業訓練について速やかに通知するようにする

2) ジョブセンターのサービス向上を中心とする再就職支援

2008 年予算編成方針（2008 年 11 月発表）で、失業者の円滑な再就職を支援するために、労働・年金省に対して、向こう 2 年間で 13 億ポンドの追加予算を投じることが発表された。ジョブセンタープラスのサービスの向上や全国雇用パートナーシップ（National Employment Partnership : NEP）の実施等を通して、失業者の再就職支援をサポートする。

①ジョブセンタープラスのサービスの向上

- ・求職者手当新規申請手続きにかかる日数の短縮化
- ・履歴書作成・求職活動支援の強化、パーソナル・アドバイザーと共にアクションプランを作成する時間の拡大
- ・求職者に必要なスキルの特定
- ・職業訓練、保育、面接テクニック支援
- ・2009 年にフロントラインスタッフを 6,000 人増員し、閉鎖予定だったジョブセンタープラスオフィスの存続を維持

②全国雇用パートナーシップの開始

政府と大手民間企業などが協力し、景気後退により増加した失業者対策に取り組む新たなイニシアチブ。参加企業は、採用プロセスの迅速化、ジョブセンタープラスを通じた人材募集の促進、トレイン・トゥ・ゲインを利用した職業訓練の強化を図ることについて合意する。既に、大手スーパーのテス

コヤガス・電力会社のセントリカ、郵便事業会社のロイヤルメールなど 20 社がパートナーシップへの参加を表明している。

また、ブラウン首相が議長となり、参加企業のトップらと協議を行う。協議会では、人員整理対象者に対する政府の円滑な再就職支援を企業がどのようにサポートできるかということが議論される。参加企業はそれぞれの産業やサプライチェーンの代表として、できるだけ多くの企業が地域雇用パートナーシップ（以下参照）に参加するよう働きかける。

地域雇用パートナーシップ (Local Employment Partnerships)

2007 年 4 月に開始した就業支援プロジェクト。開始当初、3 年間で、25 万人の手当受給者に就業機会を与えることを目的としていたが、2 年間でその目標を達成。2009 年 4 月から規模が拡大され、2010 年末までに、合わせて 75 万人の就業支援を目指す。小売大手のアスダ、マークス&スペンサー、テスコをはじめ、およそ 2 万 6,000 の民間・公共セクターの事業主がジョブセンタープラス庁と提携し、手当長期受給者の就業支援を行っている³¹。ジョブセンタープラス庁とのパートナーシップ契約の内容には、以下のすべて、または、いくつかが含まれる。

- ・一定数（事業主が決定する）の地域の手当受給者に対して、2～4 週間の就業体験を提供する
- ・助成金付き就業オプション、職場体験、就業体験を希望するニューディール参加者を目標数受け入れる
- ・ジョブセンタープラス庁および学習技能評議会（LSC）と協力し、事業主のニーズに合った職業訓練を考案し、この訓練を修了した手当受給者に対して、面接または雇用を保証する
- ・手当受給者が働く心構えができるよう、自社従業員がボランティアで彼らのメンターとなることを奨励する
- ・応募要件や煩雑な手続きによって、地域の手当受給者が除外されることがないように、求人広告への応募方法を見直す

ジョブセンタープラスは地区または地域ごとにパートナーシップの窓口担当者を配置する。窓口担当者はパートナー企業と協力し、各地域に適した対策を講じたり、パートナー企業や LSC らとともに、職業訓練資金の調達先を探す。

31: 労働・年金省、2009 年 9 月 28 日付プレスリリース

③民間・ボランティアセクターとの提携強化

2009 年 10 月より、フレキシブル・ニューディールを開始。

また、2009 年度予算案（4 月下旬発表）では、ジョブセンタープラスによる個人向けサービスやフレキシブル・ニューディールによる長期失業者へのサポート提供の拡充を目的に、労働・年金省に対して、向こう 2 年間で 17 億ポンドの追加予算措置を取ることが発表された。

3) 教育、交通、住宅部門等への資本投資で雇用創出

2009 年中に、教育、交通、住宅部門を中心に 400 億ポンドを投じ、労働者の

スキルの底上げや最高 10 万人の雇用創出を目指す。具体的には、校舎の修復、新たな鉄道の建設、病院関連プロジェクト、超高速ブロードバンドの普及、エコプロジェクト（電気自動車、風力・波力発電）の分野の雇用を増やす。

4) 長期失業者の就業支援強化

失業期間が 6 カ月以上に及ぶ失業者に対する支援策。2009 年 4 月から 2 年間で総額 5 億ポンドを投じ、こうした人材を雇用する企業への報奨金や新たな職業訓練プログラムなどを提供する。具体的な支援は以下の通り。

- ・失業期間が 6 カ月以上の者を雇い入れて職業訓練を行う企業に対して、最高 2,500 ポンドを支給
- ・長期失業者のスキルアップや再就職を促進すべく、職業訓練を拡充
- ・再就職をサポートするボランティア活動の促進
- ・独立開業に関する助言と財政支援の提供

5) 労働者の就業機会拡大とスキルアップ

EU加盟国のパートナー組織と連携し、労働者の就業機会の拡大とスキルアップのために新たな手法を開発、試行、運営する地域的なプロジェクト。実施地域はイングランドのみ。

以下の 6 つのプロジェクトの中から、各地域の欧州社会基金委員会が最高 3 つまで（ロンドンでは 4 つまで）選択し、プロジェクトの運営には外部組織が当たる。

- ・障害者やひとり親など、再就職が困難と思われる人々の就業支援
- ・既存の求人のスキル要件と労働者のスキルのマッチングに向けて、雇用主と協力する
- ・コンピュータースキルのトレーニングの提供
- ・高齢労働者を対象としたサポート
- ・「グリーンジョブ」に就くための職業訓練
- ・非営利団体の設立・運営のためのトレーニングの提供

プロジェクトは最高 3 年間実施され、1 つのプロジェクトにつき、最高約 100 万ポンドまで支給される。総予算は 2,700 万ポンドで、欧州社会基金から拠出される。

6) 大学の改築プロジェクトで 1 万人の雇用創出

大学校舎の改築プロジェクト「Building Colleges for the Future」プログラムの 2008/09 年度予算に 23 億ポンドを投じ、労務作業員、建築士、測量士、エンジニアなどの雇用を 1 万人増やす。330 校の約 700 のプロジェクトのうち、既に 250 以上のプロジェクトが進行している（2009 年 1 月現在³²⁾。また、今後の予算から 2 億 2,000 万ポンド前倒しされることが決定した。プログラムに参加す

32：旧イノベーション・大学・職業技能省、2009 年 1 月 27 日付プレスリリース

る建設会社には養成訓練を設けることが義務付けられており、2008/09年度の養成訓練数は500人の見込み。

7) 法定整理解雇手当の週当たり支払額の上限引き上げ

2009年度予算案で、法定整理解雇手当 (Statutory Redundancy Pay) ³³の週当たり支払額の上限を現行の350ポンドから380ポンドに引き上げることが発表された。向こう2年間で、4,000万ポンドの予算を投じる。

33: 同一の雇用主のもとで2年以上就業しており、余剰人員解雇の対象となった者に対して支給される手当。支給額は、対象者の賃金、年齢、在職期間によって異なる。なお、算出に用いる在職期間の上限は20年

III - 3. 職業訓練・見習い訓練支援策

1) 中小企業向け職業訓練支援の拡充

従業員のスキルや専門知識の形成をサポートすることで、中小企業が不況を乗り切れるよう支援する。具体的な支援内容は以下のとおり。

- ・ 助成金を受けられる訓練の種類を柔軟化 (事業改善、チームワーク、カスタマーサービス、リスク管理などの領域の短期訓練パッケージを提供)
- ・ 全国資格枠組み ³⁴ のレベル2の資格を既に取得している従業員に対しても、同レベルの他の資格を取得するための費用を全額支給、および、レベル3の資格を取得するための費用を一部補助する
- ・ リーダーシップ・マネジメント・プログラムの費用支給対象の拡大 (これまで、従業員数10人以上の企業を対象としていたのが、従業員数5人以上の企業へ拡大)

34: National Qualification Framework。アカデミックな学力を評価する教育資格と実際の職場での職務遂行能力を評価する職業資格の価値を相対的に位置付け、レベルの関連づけを行う枠組み

2) 養成訓練の強化

2009年1月、1億4,000万ポンドを投じ、2009/10年度に3万5,000人分の養成訓練を追加することが旧イノベーション・大学・職業技能省より発表された。この追加分により、政府支援の養成訓練は総計25万人分以上となる。

また、2月には、同年4月から、NHS (国民医療サービス)、教育、地方自治体などの公共セクターに約2万1,000人分の養成訓練を設けることが発表された。具体的な内容は以下の通り。

- ・ NHSやソーシャルケア: カスタマーサービス、歯科衛生士、医療・ソーシャルケア、薬局、学習・開発のポストに5,000人分
- ・ 継続教育カレッジや大学: 保育、ビジネスサービス、園芸、自動車整備のポストに2,500人分
- ・ 地方自治体: カスタマーサービス、倉庫保管、ホスピタリティー・ケータリング、ビジネスサービスのポストに7,500人分
- ・ 学校・児童サービス: 保育、ソーシャルケア等の質の高い養成訓練や学校での教師助手、ケータリング、施設管理等のポストに4,500人分
- ・ 防衛省: ビジネスサービス、ケータリング、エンジニアリング等のポスト

に 1,000 人分

- ・ その他政府機関：内務省、労働・年金省、内閣府、旧ビジネス・企業・規制改革省等の省庁に 600 人分

また、「Building Schools for the Future」プログラム（中等教育の学校の改築プロジェクト）に参加する建設会社や地方自治体に対して、2009 年 6 月から養成訓練を設けることを義務付け、最高 1,000 人分の養成訓練を創出する。

3) 高度な職業訓練の提供

向こう 2 年間で 8,300 万ポンドを投入し、失業期間 6 カ月以上の失業者 7 万 5,000 人に対して、高度な職業訓練を提供し、再就職支援を行う。失業者に提供される職業訓練の概要は以下の通り。

- ・ 再就職、または、新たなスキルの習得を目的とした職業訓練
- ・ カレッジやトレーニングプロバイダーによる柔軟な職業訓練（職業訓練と求職活動または就業を並行して行うことができる。職業訓練期間修了前に就業先が見つかった場合は、雇用主の合意の下に、訓練をパートタイムに切り替えて、仕事をしながら訓練を修了することができる）
- ・ カレッジやトレーニングプロバイダーには、再就職を果たした労働者に対してトレイン・トゥ・ゲインを利用した資格取得支援サービスを提供する場合、奨励金が与えられる
- ・ カレッジやトレーニングプロバイダーに対する報酬は、職業訓練受講者の入職状況によっても決定される

また、地域ごとに、L S C、ジョブセンタープラス、地域開発局、部門別技能評議会が協力し、求人市場の状況や雇用主の求めるスキルを特定する。

4) 白書“New Opportunities”で発表された施策

政府は 2009 年 1 月に発表した白書“New Opportunities”で、豊かで公平な未来社会に向けて、現在の不況を乗り切るための施策を提示した。就業支援に関する施策は以下の通り。

- ・ 育児や介護で 5 年以上仕事をしていない人々に対して、最高 500 ポンドの職業訓練支援金を支給し、就業復帰を後押しするパイロットプログラムを実施する
- ・ 低所得家庭に対して、最高 500 ポンドの税控除（または還付）を行い、職業訓練の受講を促進するパイロットプログラムを実施する
- ・ 企業が自社で働く派遣労働者の訓練にトレイン・トゥ・ゲインを利用することを奨励する
- ・ 年内に、全英に新たな養成訓練協会を複数設立し、2014/15 年度までに最高 1 万 5,000 人分の養成訓練の場を設ける
- ・ 事業主主導の養成訓練団体「グループ・トレーニング・アソシエーション」

を拡大し、養成訓練の受け入れの少ない中小企業や新卒者の採用の多いセクターに養成訓練の場を設ける

- ・公共セクターにおける養成訓練を増加する

Ⅲ - 4. 若年者向け緊急対策

1) 若年者向け職業訓練の強化

教育・訓練の計画・資金供給を担当するL S Cの2009/10年度予算を121億ポンドに倍増し、若年者の教育・訓練への参加および大学と企業との協力を促進する。

- ・若年者の教育・訓練への参加を促進し、安定したキャリアを築けるよう支援する
- ・大学と企業との連携を促進し、職業訓練のニーズに応える（大学が提供する全国資格枠組みレベル2以下のコースの柔軟化を図る）

2) 若年失業者の就業支援に14億ポンド

2009年度予算案では、若年失業者の就業支援にも重点が置かれ、向こう2年間で14億ポンドの予算が投じられる。

2010年1月から、12カ月以上失業中の18~24歳の若年者に対して、最低6カ月以上、雇用、職業訓練、就業体験のいずれかの機会を強制的に提供する。対象者がこれを拒否する場合、給付が減額される。新たに「未来雇用基金」（以下参照）を設立し、15万件の雇用を創出する。このほか、社会に役立つ分野の雇用10万件を創出（以下参照）し、合わせて25万人の若年失業者や長期失業者に対する就業支援を行う。

未来雇用基金については、6月末に第1次入札が終了し、総入札数182件のうち、117件（うち、62は地方自治体主導）に助成金が提供されることが決定した。2009年10月以降、4万7,000件の雇用が創出される見込み。

未来雇用基金 (Future Jobs Fund)

2009年10月から2011年3月までの間に、18~24歳の若年失業者10万人、および、高失業率地区³⁵の長期失業者や給付受給者5万人に対する雇用の創出を目的とする。基金の額は10億ポンドで、地方自治体やボランティア団体等からの入札を受け付け、新規雇用1件あたり上限6,500ポンドの助成金を提供する。入札要件は以下の通り。

- ・未来雇用基金がなければ存在しない、新しい雇用を創出すること
- ・週あたり25時間以上で、法定最低賃金以上支払われる雇用を創出すること
- ・地域社会に貢献する仕事（社会的、環境的、文化的な利益をもたらす仕事）を創出すること
- ・6カ月以上持続する、30人以上の雇用創出を目指すこと、等

35: 求職者給付受給者数ベースでの失業率が全国平均を1.5ポイント上回る地区

社会に役立つ分野の雇用

- ・介護分野に5万人分の職業訓練や雇用の場を設ける
- ・12カ月以上失業中の若年者に持続的な雇用や職業訓練を提供する社会福祉サービスのプロバイダーに対して、1,500ポンドの助成金を支給する
- ・ホスピタリティー分野に5万人分の職業訓練や2,000ポンドの助成金付き雇用の場を設ける

3) 若年支援キャンペーン「Backing Young Britain」

7月末に、労働・年金省、ビジネス・イノベーション・技能省、児童・学校・家庭省、コミュニティ・地方自治省が共同で立ち上げた英国の若年者を支援するキャンペーン。事業主に対して、以下の施策のいずれかへの協力を呼びかけている。

- ・未来雇用基金による雇用機会の提供
- ・卒業生または新卒者を対象としたボランティアの機会やボランティアに関するメンタリングの提供
- ・就業体験（仕事とはどういうものか、雇用主との連絡の取り方、履歴書の書き方などを学ぶ）の提供。18～21歳の失業者に対して1万件の就業体験の場を提供する
- ・就業トライアルの提供（求職者給付受給開始日から実施）
- ・新卒者向けのインターンシップの提供
- ・16～24歳向けの養成訓練の提供
- ・地域雇用パートナーシップへの参加

インターンシップのための追加予算4,000万ポンドは、長期失業者の就業支援強化策（Ⅲ－2. 4）参照）の一部。予算編成時点の予測よりも長期失業者数が少ないため、同予算を若年支援に再配分することになった。

また、これに伴い、政府はインターンシップの受け入れ先を紹介するウェブサイト「Graduate Talent Pool」を立ち上げた。新卒者向けインターンシップ1万件以上、ならびに、非新卒者向けインターンシップ1万件以上の情報を提供していく。

4) 16、17歳に教育や職業訓練の場を提供

今年9月から、16、17歳のすべての希望者に対して、教育または職業訓練、養成訓練の場を提供する。主な対象者は、義務教育終了後、短期の就業支援プログラムや職業訓練プログラムに参加していた者や、ドロップアウトした者など。向こう2年間で、6億5,500万ポンドの予算を投じる。

<参考>

労働・年金省 (www.dwp.gov.uk/)

ビジネス・イノベーション・技能省 (www.dius.gov.uk/)

財務省 (www.hm-treasury.gov.uk/)

英国議会 (www.parliament.uk/index.cfm)

Number10.gov.uk (www.number10.gov.uk/)

欧州連合 (www.un.org/en/)

ジョブセンタープラス庁 (www.jobcentreplus.gov.uk/)

Train to Gain (www.traintogain.gov.uk/)

Directgov (<http://ukonline.direct.gov.uk/en/index.htm>)

フランスの
雇用労働政策



I. 雇用政策

I - 1. 雇用・労働政策の主な施策

雇用・労働政策は経済・産業・雇用省および労働・社会関係・家族・連帯・都市省による共同政策であり、省庁の他に、公共職業安定所、雇用センター¹、地方自治体、社会保険機関、領事機関、職種別機関および企業など、多くの協力を得て実施されている。雇用・労働政策の目標は以下の3つ。

- ・「さらなる報酬のためにさらなる労働」を望む者に、働く機会の提供
- ・サルコジ大統領5年任期の終了までに、失業率を5%に下げる
- ・労働市場のグローバル化と流動化に対応した、労働市場の現代化

内閣府が発表している主な施策は以下の通りである（2008年8月8日現在）。

1) 労働の奨励

①超過勤務の奨励

2007年8月21日、「労働、雇用、購買力の改善法²」（通称TEPA法）が可決し、超過勤務分の所得税、一般社会税（CSG）および被雇用者負担の社会保険料が免除されることとなった。加えて、「さらなる報酬のためにさらなる労働」を望む者が超過勤務を行う場合、賃金は35～43時間までは最大25%、43時間を超える場合は最大50%割増となることが定められた。

②所得の増加

2008年2月8日発効のデクレにより、被雇用者は「時短に伴う追加休暇（RTT³）」の現金化ができるようになった。また、2008年12月3日に「労働所得のための法律⁴」の可決により、利益分配制度（intéressement）や利益参加制度（participation）を導入した企業には、政府より特別助成金が支給され、被雇用者の所得増加に繋がる。

③労働時間の改革

2008年7月23日、労使交渉・合意のあり方や、週35時間労働制の改革を目的とした「社会民主主義の刷新および労働時間の改革をもたらす法律⁵」が成立し、勤務時間や代替休暇について、労使間で直接交渉して決定する権利が付与された。各企業内における労使交渉で合意し、労使協定が締結・発効された場合、超過勤務時間を増加することができる。

2) 再就職の奨励

①積極的連帯所得（RSA⁶）の導入

2009年度中の導入を目指す積極的連帯所得は、ワーキングプアや生活保護受給者が雇用を得ることにより、手当受給対象から外れ所得が減少することを考慮し、一定額の収入を保証することで、ワーキングプアの所得改善や就

1: Maison de l'emploi。以下の3つが1カ所に集まり、サービスを提供するワンストップ窓口。

- ・ 公的雇用促進機関：政府、公共職業安定所、成人職業訓練協会（AFPA）
 - ・ 労使機関：地方機関、受入・情報提供・オリエンテーションセンター（PAIO）など
 - ・ 各地域に詳しい職員
- 地域別の労働の需要と供給に従い、失業給付に関する手続き、求職者登録、求職支援、カウンセリング、職業訓練、求職情報、開業支援など、各種サービスがカスタマイズされ、求職者および求人企業に提案される。雇用センターの設立は地域における労働市場のニーズと労働力を調査したうえで、役場レベルで決定する

2: Loi en faveur du Travail, de l'Emploi et du Pouvoir d'Achat

3: Réduction du temps de travail. 直訳は「労働時間短縮」だが、最近では、週35時間労働制の導入に伴い、週35時間を超える労働時間に対する追加の有給休暇を指す

4: Loi en faveur des revenus du travail

5: Loi portant rénovation de la démocratie sociale et réforme du temps de travail

6: Revenu de solidarité active. II-4.

1) 参照

労意欲の向上を目的としている。積極的連帯所得は 34 地域圏で試験的に導入された後、2009 年 7 月よりフランス全土で支給され、従来の 3 つの手当（以下参照）を代替する。

a. 最低社会復帰扶助（RMI）

収入が一定額に達しない 25 歳以上の人に支給する手当（ただし、扶養している子供がいる場合は、25 歳未満でも支給対象となる）

b. ひとり親手当（API）

独身者、寡婦、寡夫、離婚による独居など、子供を一人で育てている親に対して支給する手当

c. 雇用手当制度（PPE）

課税所得が一定額に達しない人を対象に、給与から源泉徴収される一般社会保障拠出金の一部を返還する制度

②自立支援（Contrat d'autonomie⁷）の導入

自立支援は 2009/11 年の複数年度予算の「郊外希望計画（Plan Espoir Banlieues⁸）」に基づく支援であり、労働市場から遠く、「問題の生じやすい都市地域（ZUS）」と指定された地域に居住する若年者の失業対策を目的とした地域密着型求職支援契約である。自立支援は 2008 年 7 月 10 日より導入され、年間 1 万 5,000 件の契約の締結を目指す。

7: I - 2. 2) 参照

8: 都市および都市の社会的発展省庁間委員会（Comité interministériel des villes et du développement social urbain, CIV）による郊外都市問題の改善を目標にした 3 年計画。
a. 雇用施策、b. 義務教育および高等教育施策、c. 地域開発施策、d. 治安施策の 4 つ施策から成り立ち、特に問題の生じやすい 215 の区域を集中的に改善するのが狙い。雇用施策は、各区域内の民間企業の協力を得て、若年者向けの 4 万 5,000 件の雇用創出、2 万件の開業者支援、3 万 6,000 件のインターンシップ先企業の募集、セカンド・チャンス学校の規模拡大を目標にしている

③高齢労働者向け施策

2008 年 6 月 3 日、ローラン・ヴォキエ雇用担当大臣はインタビュー中に、フランスの 55~65 歳の就業率は 38%であり、EU 圏内の平均（46%）より低く、オランダ（53%）、英国（58%）、スウェーデン（70%）と比較しても、圧倒的に低いと述べた。2008 年 5 月より、高齢者の強制的な退職を可能とする措置の撤廃、雇用と年金の併用の制限の排除などにより、高齢労働者の就業促進を図る。

3) 失業者向け個別支援とコーチング

①公共職業安定所と地域商工業雇用協会の改革

公共職業安定所（ANPE）と地域商工業雇用協会（Assedic⁹）が合併し、2009 年 1 月 1 日より Pôle emploi（以下、公共職業安定所）として生まれ変わる。登録、手当の支給および求職支援を一手に担うワンストップ窓口として、求職者を受け入れる。合併の結果、職員ひとり当たりが担当する失業者数は 60 名から 30 名に減少される見込みである。

9: 失業保険の徴収、失業手当の給付、失業者の登録を行う地方窓口

②失業者の権利と義務

2008 年 7 月 28 日、「求職者の義務と権利に関する法律¹⁰」が可決し、求職者は、公共職業安定所より手厚い支援を受ける権利を得たと同時に、紹介される穏当な就職先を 2 回以上断ることができなくなった。「穏当な就職先」は離職してから経過した期間より異なり、以下の条件を満たす就職先を指す。

10: Loi relative aux droits et aux devoirs des demandeurs d'emploi

- a. 離職から3カ月以上経過している求職者
求職者の学歴、資格、職業経験を考慮し、離職前の給与の95%以上を支給する。
- b. 離職から6カ月以上経過している求職者
求職者の学歴、資格、職業経験を考慮し、通勤時間が1時間以内あるいは自宅から30km以内に位置し、離職前の給与の85%以上を支給する。
- c. 離職から1年以上経過している求職者
求職者の学歴、資格、職業経験を考慮し、受給する失業手当以上の給与を支給する。

なお、正当な理由なく就職を断る求職者には、失業手当の減額、給付の一時停止、求職者リストから削除などのペナルティがある。

③大学の自由と責任法

(Loi relative aux libertés et responsabilités des universités)

2007年8月11日、「大学の自由と責任法」(通称LRU法)が可決し、学生に対するキャリア教育や就職指導などを強化する大学には、政府より助成金が支給される。

4) 労働市場の改善

①労働市場の現代化

2008年6月25日、「労働市場改革法¹¹」が可決し、失業保険制度に必要な加入期間の短縮、労使双方の合意による雇用契約の終了、特定のプロジェクト単位に採用できる雇用契約などの導入が盛り込まれた。

11: Loi portant modernisation du marché du travail

②個人事業主¹²向け施策

起業家・中小企業支援、知的財産が基本的役割を担うフランス経済の魅力向上、資本流動化による経済の活性化を目的とする「経済現代化法¹³」(通称LME法)が2008年8月8日に可決し、個人事業設立時および変更時の公告義務や会計関連業務の簡素化、付加価値税(TVA)の徴収義務免除など、個人事業主に対する規制が緩和された。

12: Auto-entrepreneur

13: Loi de modernisation de l'économie

I - 2. 若年者向け雇用施策

1) Pass emploi (就職までの道のり)

Pass emploiの目的は、若年者の就業に役立つ支援機関、交互訓練契約¹⁴、開業あるいは事業継承のノウハウ、社会人としての心得や就職先の見つけ方などの情報提供であり、就業までの道のりを多方面からサポートする。

14: I - 4. 1) 参照

なかでも交互訓練契約は、就職支援としての効果は高い。見習い訓練契約¹⁵を終了した若年者は職業系学位を取得し、5人中4人が正規社員として就職し

15: I - 4. 1) ①参照

ている。政府は 2009 年までに 50 万人の利用を目標としている。そのほか、資格をもたない若年者向け公務員就職支援制度（PACTE¹⁶）および企業における若年者契約（CJE / SEJE¹⁷）など、訓練を受けながら就職を目指す雇用契約が多く導入されている。

16: I - 4. 3) ③参照

17: I - 4. 2) ①参照

2) 自立支援 (Contrat d'autonomie)

自立支援は、「問題の生じやすい都市地域 (ZUS)」と指定された地域に居住する若年者向けの求職支援契約である。公民の求職支援プロバイダと自立支援契約を締結した若年者は、最長 6 カ月間の職業訓練および求職支援を受け、就職後も、途中で挫折しないよう 6 カ月間フォローを受ける。プログラムに継続的に参加する若年者には、奨学金として月 300 ユーロが支給される。同支援は、若年者の失業率が特に高い特定地域圏 35 カ所で導入され、求職支援プロバイダへの支払方法は成功報酬型がとられている。

3) 社会活動参加契約 (CIVIS)

CIVISとは、バカロレア¹⁸以下の学位保持者、あるいは過去 18 カ月間に 12 カ月間以上の長期失業者として登録している就職困難な若年者と、地方自治体あるいは受入・情報提供・オリエンテーションセンター (PAIO) が結ぶ契約である。締結期間中、若年者は社会保険に加入できるほか、求職支援、読み書きなどの基礎知識、職業訓練、開業のアドバイスなど、カスタマイズされた指導を定期的に受けることができる。また、特定の条件を満たす者には、政府より援助金が給付される¹⁹。

18: 中等教育卒業・大学入学資格試験

19: II - 5. 参照

CIVISは、① 6 カ月間以上の有期雇用契約の試用期間の終了、② 開業から 6 カ月間経過、③ 26 歳の誕生日、④ 若年者の活動意欲の喪失のいずれかの時点で終了する。

I - 3. 高齢者向け雇用施策

2005 年 10 月 13 日に調印された労働合意をもとに、2006 年 6 月 6 日に全職種一律で「高齢労働者の 2006/10 年国家行動計画」を導入し、高齢者の労働市場への参加促進、就業の障害を排除、職歴を尊重、エンプロイアビリティの向上を目指している。政府は、2008 年末より、高齢者雇用対策に一層注力している。

20: 例えば、3 年以上の職業経験のある者を対象に、職業経験 (ボランティア労働も含む) から得た知識や技術を認証し、職業の資格あるいは免状、学位を与える職業経験認定証 (VAE) がある。職務経歴が特に重視される 50 歳以上の被雇用者にとって、就労が評価される VAE は有効的であり、モチベーションの向上にもつながる。なお、45 歳以上の従業員の VAE は優先的に扱われ、取得に必要な期間は短縮される。

1) 労使間で「セカンド・キャリア」を考慮する

50 歳をキャリアの終着点ではなく、折り返し地点、第 2 のキャリアの始まりと考える。雇用主には、45 歳を迎えた従業員と定期的に今後のキャリアについて話し合う面接を設けることを義務付け、従業員の職歴を配慮したうえで、昇格の可能性を考慮し、必要があれば研修を取り入れ²⁰、若手とノウハウの共有・

スキルの向上あるいは引退後に開業するうえで必要な知識を得るため、高齢者に対し熟練期間 (職業訓練) を設けることも推進されている。従業員の年齢が 45 歳以上あるいは職務経歴が 20 年以上あれば、優先的に職業訓練が受けられ、最新技術などを習得できる

交換をする機会を与え²¹、労働条件を改善する。同時に、段階的引退制度を含め、引退のタイミングを検討する機会とする。

2) 50歳以上の労働者の採用促進

高齢者の採用を促進する特殊雇用契約が多数あり（シニア有期雇用契約²²など）、政府は、それらの有効活用を促進している。

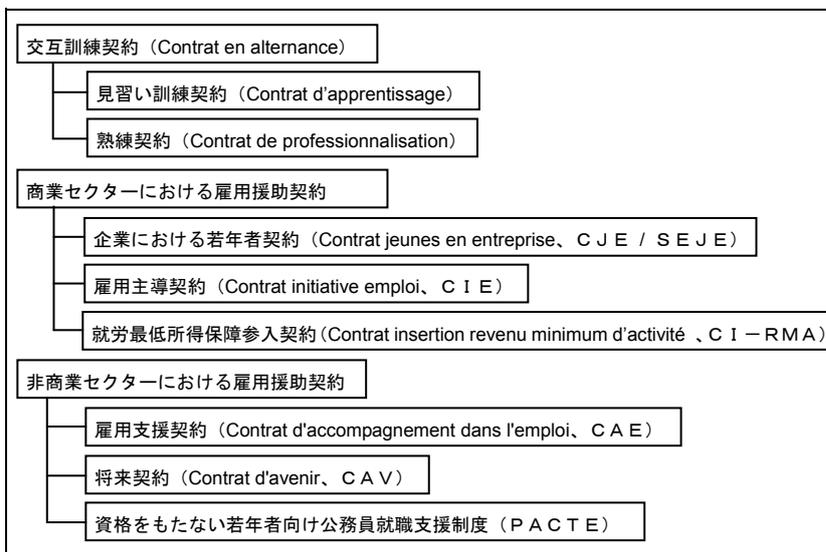
I - 4. 雇用援助契約（Contrat aidé）

正規雇用である無期限雇用契約（CDI）の他、有期雇用契約（CDD）、パート・派遣労働契約、季節労働契約が一般的な雇用形態であるが、雇用援助契約（Contrat aidé）で雇用されている者も少なくない。雇用援助契約は、学歴も職業資格も持たずに長期失業している若年者や就職困難者を対象に、同契約の期間中に職業訓練などを行うことにより、職業資格を習得させ、契約終了後に安定した雇用に就かせることを目的としている。

雇用援助契約は、一般法の例外となる労働契約であり、同契約を利用して採用した雇用主は政府より援助を受ける（雇用に対する補助金、一定の社会保障分担金の免除、職業訓練費の援助金、採用費用の削減など）。

交互訓練契約を含む主な雇用援助契約は図表1の通りである。

図表1 主な雇用援助契約



出所：フランス各省庁ポータルサイトより作成

21: 職種特有のノウハウを熟練従業員から若手の非熟練従業員へ受け継ぐために、チューター（指導員）制度を導入する。一旦定年退職した雇用先から有期雇用契約（CDD）で業務を受ける場合、他社で働くより総所得税（年金および報酬）が低くなる

22: シニア有期雇用契約（CDD-Sénior）は、3カ月以上求職中で57歳以上の高齢者が対象。期間は18カ月以下、更新は1回のみ、最長で36カ月以下

1) 交互訓練契約 (Contrat en alternance)

①見習い訓練契約 (Contrat d'apprentissage)

【目的】

若年者の職業資格あるいは学位の取得

【対象】

原則として、義務教育を修了した 16~25 歳。ただし、16 歳以下の若年者を「見習い訓練契約ジュニア」として受け入れる場合があり、26~30 歳の障害者や、開業を計画中の成人も対象となることがある。

【雇用形態】

原則として、1~3年間の有期雇用契約 (CDD)。うち 2 カ月間の試用期間がある。契約期間は資格・学位により異なる。

【契約内容】

被雇用者はチューター (採用先企業の従業員が務める指導員) がつく就労の他に、職業訓練センター (CFA) にて座学 (一般教養、専門知識) および実習 (年間 400~750 時間) を受講する。

【報酬】

年齢および契約年数により異なるが、最低賃金²³の 25~78%以上と定められている。他にも、美術館の入館料や電車賃などで学生割引が適用される。

23: SMI C。2009 年 7 月 1 日現在で時給 8.82 ユーロ、月給 1,337.70 ユーロ (税込)

【雇用主へのインセンティブ】

社会保険料の雇用主負担分の一部免除、請負補償手当の支給、見習い税の控除

【支援期間】

見習い訓練契約期間内

【締結者数】

29 万 137 人 (2008 年末現在)

②熟練契約 (Contrat de professionnalisation)

【目的】

有給で働きながら、特定の職種に就くために必要な資格やノウハウを習得させる。

【対象】

原則として、16～25歳、あるいは公共職業安定所に求職者として登録する26歳以上の者

【雇用形態】

有期雇用契約（CDD）あるいは無期限雇用契約（CDI）。うち2カ月間の試用期間があり、その間は必要に応じて契約内容の変更ができる。

【契約内容】

雇用主は被雇用者に対し就労の他に、拘束時間の15～25%以内、年間150時間以上の職業訓練を提供する義務がある。被雇用者は雇用主の合意を得た場合、外部チューターを任命することができ、通勤や住宅、健康など、職業訓練以外の問題に対するサポートを個別に受けられる。

【報酬】

被雇用者の年齢により、以下の通り異なる。

- ・16～25歳の者
年齢および経験により、最低賃金の55～80%以上
- ・26歳以上の者
最低賃金以上または協定が定めた最低給与の85%以上

【雇用主へのインセンティブ】

労使同数職業訓練費徴収機関（OPCA²⁴）より訓練費が負担されるほか、社会保険料の雇用主負担分の一部が免除される。

24: 企業に拠出が義務付けられている職業訓練費を徴収し、余剰分を単一調整基金（FUP）に再配分し、職業訓練個人休暇（CIF）や熟練契約、熟練期間（période de professionnalisation）、職業訓練への個人の権利（DIF）を管理する非営利機関。なお、CIFおよびDIFの詳細はⅢ-9. 参照のこと

【支援期間】

雇用形態により、以下の通り異なる。

- ・有期雇用契約者は、職業資格を習得するまでの期間
- ・無期限雇用契約者は、採用時に定められる、職業資格を習得するまでの期間。原則として、6～12カ月間、特例で24カ月間まで延長可能

【締結者数】

17万7,801人（2008年末現在）

2) 商業セクターにおける雇用援助契約**①企業における若年者契約（Contrat jeunes en entreprise: CJE / SEJE）****【目的】**

労働市場から離れている若年者を、無期限雇用契約（CDI）あるいは無期限の熟練契約で採用させる。

【対象】

a. バカローア以下の学位保持者、b. 「問題の生じやすい都市地域（ZUS）」と指定された地域居住者、c. 社会活動参入契約（CIVIS）締結者のいずれかの要件を満たす 16～25 歳の若年者

【雇用形態】

無期限雇用契約（CDI）あるいは無期限の熟練契約。労働時間はフルタイムもしくはパートタイム以上のハーフタイム

【契約内容】

熟練契約で採用された被雇用者には、職業訓練が施されるが、その他の被雇用者の労働条件は採用先企業の従業員のものと同じ。

【報酬】

最低賃金あるいは協定が定めた最低給与以上が支給される。ただし、就労期間が 6 カ月未満の 17～18 歳の報酬は、若干減額される。

【雇用主へのインセンティブ】

無期限雇用契約（CDI）で採用した場合、初年度は月 400 ユーロ、翌年は月 200 ユーロの援助金が支給される。また、無期限の熟練契約で採用した場合、初年度は月 200 ユーロ、翌年は月 100 ユーロの援助金が支給される。ただし、いずれの雇用形態においても、ハーフタイム労働で採用した場合、援助金は労働時間分のみ支給され、配当は毎月ではなく四半期ごとになる。

【支援期間】

最長 2 年間

②雇用主導契約（Contrat initiative emploi : CIE）

【目的】

就職困難者の迅速な再就職。職業訓練や進路指導を受けさせ、就労を持続させる。

【対象】

社会的に問題のある求職者や、資格が不十分で就職困難な求職者。公共職業安定所への登録の有無は問わない。

【雇用形態】

最長 24 カ月間の有期雇用契約（CDD）あるいは無期限雇用契約（CDI）。労働時間はフルタイムもしくは週 20 時間以上のパートタイム。被雇用者がフルタイムの職業訓練を希望する場合、または転職先が決定した場

合は、事前に申告せずに契約を終了できる。

【契約内容】

被雇用者は就労の他に、職業経験認定証（VAE）の交付、進路指導、職業訓練などを受ける。

【報酬】

最低賃金あるいは協定が定めた最低給与以上が支給される。

【雇用主へのインセンティブ】

社会保険料の雇用主負担分の一部が免除されるほか、職業訓練費などが支給される（ただし、助成金は最低賃金の47%まで）。

【支援期間】

雇用形態により、以下の通り異なる。

- ・ 有期雇用契約者は雇用主導契約期間内
- ・ 無期限雇用契約者は最長 24 カ月間

【締結者数】

3 万 5,374 人（2008 年末現在）

③就労最低所得保障参入契約

(Contrat insertion revenu minimum d'activité : C I - RMA)

【目的】

就職困難な特定連帯手当²⁵、成人障害者手当²⁶および積極的連帯所得²⁷受給者の再就職支援。

25: II - 3. 1) 参照

26: II - 4. 4) 参照

27: II - 4. 1) 参照

【対象】

特定連帯手当、成人障害者手当および積極的連帯所得の受給者

【雇用形態】

6 カ月間以上の有期雇用契約（CDD）²⁸ あるいは無期限雇用契約（CDI）。労働時間はフルタイムもしくは週 20 時間以上のパートタイム。うち 1 カ月間の試用期間がある。

28: ただし、被雇用者が服役していた場合、最短期間は 3 カ月間とする

【契約内容】

雇用主には、就労の他に、具体的なアクション・プランや目標を盛り込んだ職業参入計画を被雇用者に提供する義務があり、同計画にはチューター制度、進路指導、職業訓練、VAEの受験などを含めることが推奨されている。

【報酬】

最低賃金に基づいた時給のほか、特定連帯手当、成人障害者手当あるいは積極的連帯所得の一部が支給される。

【雇用主としての条件】

採用日から直近6カ月間、整理解雇を行っておらず、C I - RMAによる採用が、正規社員の解雇と無関係であることが証明できること。

【雇用主へのインセンティブ】

単身者の積極的連帯所得と同額（454.63 ユーロ）が毎月支給される。

【支援期間】

最長 18 カ月間

【締結者数】

2 万 1,384 人（2008 年末現在）

3) 非商業セクターにおける雇用援助契約

①雇用支援契約（Contrat d'accompagnement dans l'emploi : C A E）

【目的】

長期失業者などの社会参入の難しい者を、一時的に公共部門²⁹で雇用することで、社会参加を支援する。

29: 地方自治体の組織、公的サービス提供法人などの非営利団体

【対象】

公的雇用促進機関（S P E³⁰）が各地域圏の労働市場の状況を踏まえて選択する就職困難者。

30: 経済・産業・雇用省と労働・社会関係・家族・連帯・都市省の管轄下であり、公共職業安定所、雇用センターおよび成人職業訓練協会（A F P A）で構成される

【雇用形態】

原則として、6～24 カ月間の有期雇用契約（C D D）³¹。ただし、2009 年 1 月 1 日以降、50 歳以上の高齢労働者または障害者の最長期間は、公共職業安定所の判断により、24 カ月間を上回ることができる。

31: ただし、被雇用者が服役していた場合、最短期間は3カ月間とする

【契約内容】

被雇用者には、就労の他に、進路指導やV A E の受験、職業訓練など、キャリアプランの遂行に必要なとされる雇用支援が提供される。

【報酬】

最低賃金に基づいた時給のほかにも、V A E の受験費用や職業訓練費が支給される。

【雇用主へのインセンティブ】

社会保険料や家族手当³²の雇用主負担分の税金が免除されるほか、給与税および見習い税も免除される。また、各県知事はその年ごとに定める助成金が支給される。

32: Allocation familiale

【支援期間】

雇用支援契約期間中

【締結者数】

18万4,095人（2008年末現在）

②将来契約（Contrat d'avenir : CAV）

【目的】

社会保護受給者の就職支援

【対象】

積極的連帯所得（RSA）などの社会保護受給者

【雇用形態】

原則として、2年間の有期雇用契約（CDD）。12カ月間の更新が可能³³。途中で無期限雇用契約（CDI）に切り替えることができる。

33: ただし、被雇用者が50歳以上の高齢労働者あるいは障害者の場合、36カ月間の更新が可能。2009年1月1日以降、同者の更新期間は、公共職業安定所の判断により、さらに拡張できるようになった

【契約内容】

資格あるいは学位の取得を目的に、週20～26時間のパートタイム労働と職業訓練を交互に行う。

【報酬】

協定で定めた最低給与あるいは最低賃金に基づいた時給³⁴および社会保護受給者向け手当の一部が支給される。

34: 就職訓練時間は含まず

【雇用主へのインセンティブ】

単身者の積極的連帯所得と同額（454.63ユーロ）が毎月支給されるほか、社会保険料および家族手当の雇用主負担分の税金が免除になる。さらに、契約途中で無期限雇用契約（CDI）に切り替えた雇用主には、特別助成金として1,500ユーロが支給される。

【支援期間】

有期雇用契約（CDD）期間内

【締結者数】

10万8,831人（2008年末現在）

③資格をもたない若年者向け公務員就職支援制度（PACTE）

【目的】

国家資格を要するCレベルの公務員³⁵に、資格のない若年者を採用する。

35: 労務員、技術補助職、事務補助職、生活補助職など、国家公務員、地方公務員および医療公務員

【対象】

バカロレア・レベルの資格を保持しないEU国籍の16～25歳

【雇用形態】

原則として、1～2年間の有期雇用契約（CDD）。うち2カ月間の試用期間がある。また、試験や能力査定に不合格の場合、契約期間を1年間延長できる。

【契約内容】

被雇用者は職業訓練（拘束時間の20%以上）および就労を交互に行い、職業資格あるいは学位を修得し、能力査定を受けた結果、レベルが適切であれば公務員として採用される。

【報酬】

被雇用者の年齢により、以下の通り異なる。

- ・21歳未満の者は公務員最低賃金の55%以上
- ・21歳以上の者は公務員最低賃金の70%以上

その他にも、居住地手当や家族扶養付加手当など、公務員と同等の手当を受けられる。

【雇用主へのインセンティブ】

雇用主負担分の税金が一部免除される。

【支援期間】

有期雇用契約（CDD）期間内

【その他】

PACTE終了後の公務員としての任期は、PACTEの期間の2倍まで。

【締結者数】

6,560人（2008年末現在）

I - 5. 雇用・労働政策の2009年度予算

2008年9月26日、経済・産業・雇用省、予算・公会計・公職省が発表した雇用・

労働政策の2009年度支出額は118億2,000万ユーロであり、前年比5.2%減少した³⁶。その内訳は以下の通り。

36: 経済・産業・雇用省、予算・公会計・公職省、2008年9月26日付プレスリリース

1) 就職および再就職支援

求職者支援対策、特に就職が困難な求職者に対する支援の強化を目的とする。公的雇用促進機関（S P E）へ補助金を支給し、若年者や障害者などの弱者支援プログラムや雇用援助契約（Contrat aidé）、連帯制度に代表される安定雇用に向けた支援プログラムなどに注力する。同施策は経済・産業・雇用省の管轄で、支出額は58億1,099万ユーロ。

2) 経済の変動に対応するための支援、および雇用促進

職業訓練制度や見習い制度、経営困難により整理解雇を余儀なくされた企業への早期対策に重点を置いた出資プログラム。経済変動への対応策をとる地方自治体や企業への資金援助や、特定地域・特定産業³⁷に対する援助金が同プログラムに含まれる。同施策は経済・産業・雇用省の管轄で、支出額は51億3,074万ユーロ。

37: 個人向けサービス業や飲食業、ホテル業など

3) 雇用の質の向上、労使関係の改善

雇用の安全衛生の促進および労使関係の改善に関するプログラム。環境労働安全衛生局（A F S S E T）や国立労働条件改善所（A N A C T³⁸）、労働条件改善基金へ資金援助をし、雇用の安全衛生を向上させ、労働審判判事や労働組合員の育成に注力することで、労使関係の改善を目指す。同施策は労働・社会関係・家族・連帯・都市省の管轄で、支出額は8,689万ユーロ。

38: 被雇用者の年齢や性別、健康状態、スキル、地域的なデータに基づく企業の行動計画の作成支援や診断等を行う

4) 労働・雇用政策の概念、管理、評価

雇用・労働政策に携わる職員や政策の進行などを統括して管理するプログラム。同施策は労働・社会関係・家族・連帯・都市省の管轄で、支出額は7億9,252万ユーロである。

また、2009年度雇用・労働政策の2009/11年の方向性は以下の通りである。

①積極的な失業対策

「労働・雇用・購買力の改善法」（通称T E P A 法）の可決や新たな雇用契約の導入、公的雇用促進機関（S P E）の改善、労働組合改革法など、政府の積極的なアクションにより、2008年第2四半期の失業率は7.2%に低下し、1998年以降最低の水準となった。

労働市場の需要と供給のマッチングの向上、産業構造の変化に対する迅速かつ効率的な対策の実施、弱者への求職活動支援の強化に注力する。

②公的雇用促進機関（S P E）のサービスの統合化

公共職業安定所のワンストップ化を皮切りに、2009 年度中に公的雇用促進機関（S P E）の改造を行う。公共職業安定所の職員 4 万 5,000 人は、求職者や求人企業のニーズに合ったサービスの提供を行う。

③若年労働者対策

2009/11 年の複数年度予算「郊外希望計画（Plan Espoir Banlieu）」の一環である自立支援（Contrat d'autonomie）のさらなる促進を目指す。

④障害のある労働者対策

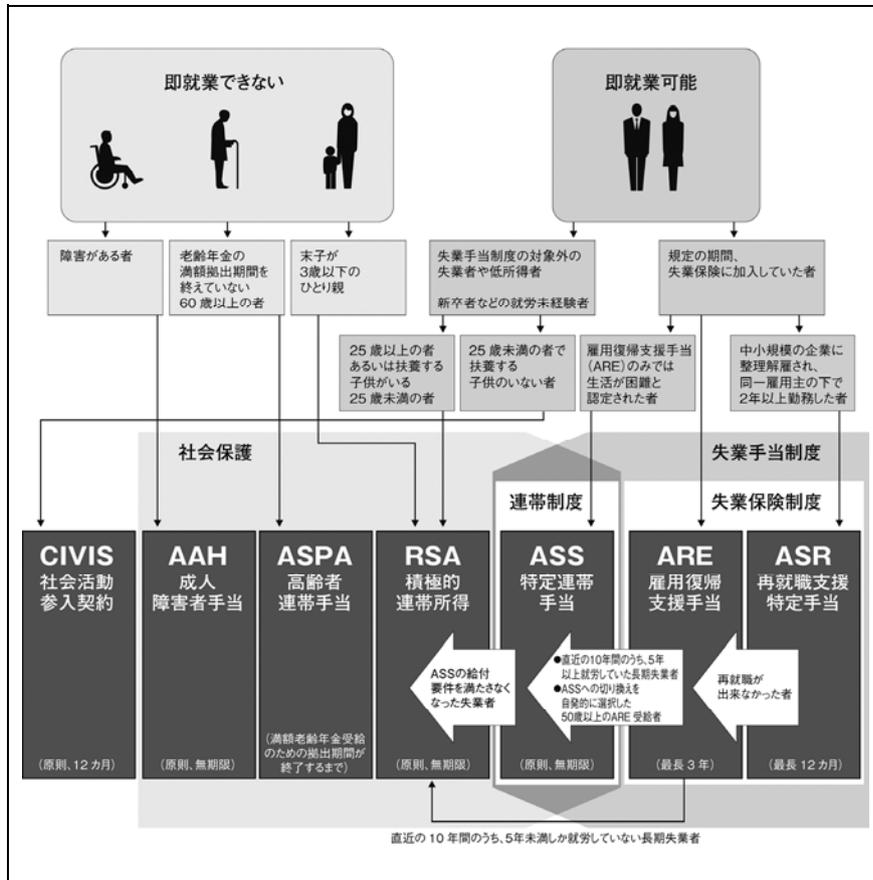
障害者の労働市場への参入は社会参加にも繋がるとし、2009 年度の障害のある労働者対策の予算を前年度比 4 % 増加し、障害者の採用を促進する企業への助成金を 2 万件分用意した。

⑤経済活動別の労働市場への参入

さらに明確な成果目標や資金調達方法を基準にした協定を必要とし、2009 年度中に、求職を支援する企業や組織の現代化対策に 2 億 1,000 万ユーロを充てる。

II. 公的扶助制度

図表2 非就業者に対するフランスの給付制度



出所：労働・社会関係・家族・連帯・都市省の調査統計局（DARES）およびフランス各省庁ポータルサイトより作成

II - 1. 概要

1) 失業者と求職者の定義

失業者とは、①15歳以上であり、②直近の1週間は仕事に就いていない、又は収入を伴う仕事に従事しておらず、③積極的な求職活動を行い、かつ、④2週間以内に就労可能な者をいう。失業者の統計調査は国立統計経済研究所（INSEE）により、フランス在住者7万5,000人を対象に行われ、四半期ごとに発表されている（図表3）。

図表3 15～64歳の失業率と失業者数（ILO定義）

（単位：％）

（季節調整値）	2008年 Q1	2008年 Q2	2008年 Q3	2008年 Q4	2009年 Q1
フランス全土	7.6	7.7	7.8	8.2	8.9
フランス本土	7.2	7.4	7.4	7.6	8.5
15～24歳	17.6	18.8	19.1	20.3	22.3
25～49歳	6.6	6.6	6.6	6.8	7.6
50歳以上	4.8	5.1	5.0	5.0	5.7
男性	6.8	6.9	6.8	7.3	8.1
15～24歳	17.1	18.7	19.2	20.8	23.6
25～49歳	5.9	5.7	5.7	6.0	6.6
50歳以上	4.8	5.3	4.9	4.8	5.6
女性	7.6	7.9	8.0	8.2	9.0
15～24歳	18.3	18.8	19.0	19.6	20.7
25～49歳	7.3	7.5	7.6	7.8	8.6
50歳以上	4.8	4.9	5.1	5.2	5.8
失業者数(1,000人)	1,983	2,027	2,069	2,206	2,407
就業率	64.8	64.8	64.7%	64.7%	64.4%
労働力率	69.8	69.9	69.9%	70.2%	70.4%

出所：国立統計経済研究所（INSEE）

一方、求職者とは、公共職業安定所に登録しているすべての者を指し、必ずしも失業者であるとは限らない。求職者は以下の5つのカテゴリーに分類され（図表4）、その人数は、労働・社会関係・家族・連帯・都市省の調査統計局（DARES）より毎月発表されている（図表5）。

図表4 求職者の5つのカテゴリー

- カテゴリーA：仕事に就いていない、又は収入を伴う仕事に従事しておらず、積極的な求職活動を要する者
- カテゴリーB：直近の1カ月間の就労時間が78時間以下で、積極的な求職活動を要する者
- カテゴリーC：直近の1カ月間の就労時間が79時間以上で、積極的な求職活動を要する者
- カテゴリーD：インターンシップ中、職業訓練中、療養中などの理由により、積極的な求職活動が免除されている者
- カテゴリーE：就業者中であるため、積極的な求職活動が免除されている者

出所：労働・社会関係・家族・連帯・都市省の調査統計局（DARES）

図表5 四半期末の求職者数

（単位：人）

（季節調整値）	2008年 Q1	2008年 Q2	2008年 Q3	2008年 Q4	2009年 Q1
フランス本土					
カテゴリーA	2,004,300	2,009,000	2,058,100	2,204,500	2,448,200
カテゴリーB	453,900	459,700	462,400	466,100	482,200
カテゴリーC	612,800	594,200	581,000	565,200	550,300
カテゴリーD	176,800	173,400	177,100	186,500	192,200
カテゴリーE	224,800	222,500	223,100	225,500	226,700
カテゴリーB・C	1,066,700	1,053,900	1,043,400	1,031,300	1,032,500
カテゴリーA・B・C	3,071,000	3,062,900	3,101,500	3,235,800	3,480,700
全カテゴリー	3,472,600	3,458,800	3,501,700	3,647,800	3,899,600
全土、カテゴリーA・B・C	3,263,200	3,257,500	3,298,600	3,438,400	3,438,400

出所：労働・社会関係・家族・連帯・都市省の調査統計局（DARES）、公共職業安定所

2) 失業手当受給者数とカバー率

フランスの場合、失業手当は「求職者」を募る公共職業安定所が給付しているため、失業手当の支給率の母数は「失業者」ではなく「求職者」である。

2009年6月末時点で、公共職業安定所に登録し、失業手当を受給する求職者は205万3,300人おり³⁹⁾、前月比で0.7%増加し、前年同月比21.3%増加した(図表6)。うち、失業保険制度(労使拠出の保険)から手当を受給している求職者数は前月比で0.7%増加し、連帯制度(国庫負担の保険)から手当を受給している求職者も前月比で0.3%増加した。公共職業安定所に登録している求職者のうち(職業訓練を受けている者は除く)、失業手当を受給する求職者の割合は50.1%で、求職活動免除者を含めると、受給者の割合は60.1%であった(図表7)。

39: フランス本土のみ

図表6 失業手当受給者数 (単位: 1,000人、%)

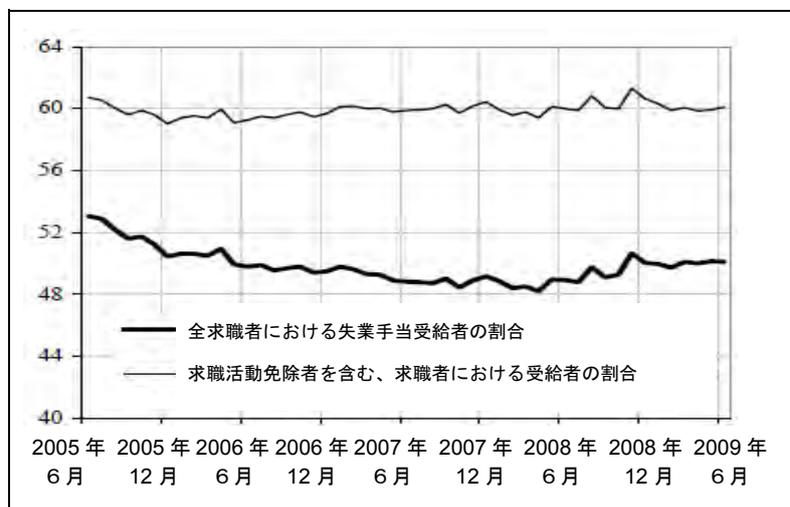
(季節調整値)	2008年 6月*	2009年 5月**	2009年 6月**	前月比	前年 同月比
フランス本土					
カテゴリーA・B・C・D・Eの求職者数(有給職業訓練を受けている者を除く)	1,692.3	2,039.6	2,053.3	+0.7%	+21.3%
失業保険制度受給者数	1,464.7	1,804.0	1,817.0	+0.7%	+24.1%
連帯制度受給者数	227.7	235.7	236.3	+0.3%	+3.8%
失業手当の求職者受給率	48.9	50.1	50.1	0.0pt	+1.2pt
失業保険制度受給率	42.3	44.3	44.3	0.0pt	+2.0pt
連帯制度受給率	6.6	5.8	5.8	0.0pt	-0.8pt
求職活動免除者かつ 手当受給者数	365.0	334.1	330.7	-1.0%	-9.4%
失業手当の受給率 (求職活動免除者を含む)	60.0	59.9	60.1	+0.2pt	+0.1pt
失業保険制度受給率	48.4	49.9	50.1	+0.2pt	+1.8pt
連帯制度受給率	11.7	10.0	10.0	0.0pt	+1.7pt

*: 推定値

** : 予測値

出所: 公共職業安定所

図表7 失業手当受給者の割合 (単位: %)



出所: 公共職業安定所

II - 2. 失業保険制度 (Régime d'assurance chômage)

失業保険制度は、1958年12月31日に職を失った被雇用者に失業手当を支給するために創設された。労使対等主義のもと、給与から徴収される失業保険の負担率から失業手当の額、職業支援の内容に至るまで、労使交渉で定められる。労使間で結ばれた協定は政府により承認され、民間企業は一律に適用しなければならない。ただし、公共機関の失業保険制度の適用は強制ではない。

1) 雇用復帰支援手当

(Allocation d'aide au retour à l'emploi : A R E)

【根拠法令】

労働法典第 L. 3132-3-1 条、他⁴⁰

40: 労働法典第 L. 3132-3-1 条、第 L. 5422-1 条～L. 5422-8 条、第 R. 5422-1 条、第 R. 5422-2 条、第 R. 5426-3 条～R. 5426-17 条、2009年2月19日発効の労働協約

【被保険者】

原則として、15歳以上、60歳未満の被雇用者

【受給要件】

・非自発的な失業者

- a. 解雇や経済的理由による雇用契約の解除
- b. 有期雇用契約の期間満了
- c. 例外

配偶者の転職に伴う引越しなど、特別な事情による自発的失業者や、自発的に退職したものの、再就職が予想より困難であるため、短期就労をしたり、職業訓練を受けたりするなど、就労意欲があるとみなされる者などは、給付対象者となる。

・失業保険制度に一定期間加入していた者

- a. 50歳未満

離職直前28カ月の間に4カ月以上(122日間あるいは610時間)加入していた者

- b. 50歳以上

離職直前36カ月の間に4カ月以上(122日間あるいは610時間)加入していた者

- c. 例外

A R Eを受けたのちに再就職し、12カ月以内に再び失業した場合、必要最低加入期間は6カ月(182日間あるいは910時間)となる。

・公共職業安定所に求職者として登録しているか、パーソナライズド雇用促進計画(P P A E⁴¹)に登録された職業訓練参加者

・積極的に求職活動を行う者。雇用促進機関から提案される就職先や職業訓練を、正当な理由なく2回以上断ることはできない。ただし、2009年に56歳半、2010年に58歳の誕生日を迎える者や、2011年に60歳以上

41: *Projet personnalisé d'accès à l'emploi*. 求職者と公共職業安定所のカウンセラーが共に立てる就職計画。求職者の学歴、資格、技能、職業経験、家庭事情(例えば子供の有無)、通勤の状況(自宅からの通勤圏の決定や転勤の可能性)、居住する地域の雇用情勢、求職者の希望(勤務地や賃金、職種)などを考慮し、再就職に相応しい業界、職種、雇用形態、穏当な就職先を、まず定義する。その上で、必要な職業訓練など、再就職に向けた活動方針計画を策定する。さらに求職者とカウンセラーの面談を定期的を実施し、必要に応じて計画を柔軟に修正・更新する。

P P A Eの職業訓練活動や面談に参加しない求職者は、公共職業安定所の求職者リストから削除され、失業手当が受給できなくなる

になる者の求職活動は、申請により免除される

- ・60歳未満である者。ただし、満額老齢年金受給のための拠出期間（原則160四半期）を終了していない場合は、65歳まで延長が可能
- ・就労し得る能力を有する者
- ・フランス居住者

【給付水準】

給付日額は、離職前の月収および勤務形態（フルタイム、パートタイムなど）に基づいて算定され、比例部分（準拠賃金日額の40.4%）と固定部分（2008年7月1日現在、10.93ユーロ）の総額である。総額の下限は準拠賃金日額の57.4%あるいは26.66ユーロで、上限は準拠賃金日額の75%である。

図表8 フルタイム被雇用者の給付額

離職前の月収	給付額(日額)
€ 1,066 未満	課税前賃金(月収÷30日)の75%
€ 1,066 以上、€ 1,168 未満	€ 26.66 の定額(月額換算では€ 799.80)
€ 1,168 以上、€ 1,928 未満	課税前賃金(月収÷30日)の40.4%+€ 10.93
€ 1,928 以上、€ 11,092 未満	課税前賃金(月収÷30日)の57.4%

出所：労働・社会関係・家族・連帯・都市省より作成

【給付期間】

原則として、失業保険制度の加入期間と同期間。就労1日に対し、失業手当は1日給付されるが⁴²、最短・最長期間は年齢により、以下の通り異なる。

42: 労働法第5422-1条、2009年3月27日

- 50歳未満
最短4カ月間（122日間）、最長2年間（730日間）
- 50歳以上
最短4カ月間（122日間）、最長3年間（1,095日間）
- 例外

満額老齢年金受給のための拠出期間（原則160四半期）を終了していない60歳以上の求職者の給付期間は65歳まで延長され、一方、政府や地方自治体を実施する有給職業訓練を受けている求職者の給付期間は短縮される。

【財源】

労使拠出の保険料および政府助成金。保険料率は総賃金の6.4%（使用者は給与の4.0%、被保険者は2.4%を負担する）（2009年2月19日現在）

【管理運営機関】

公共職業安定所

2) 再就職支援特定手当

(Allocation spécifique de reclassement : A S R)

【根拠法令】

労働法典第 L.1233-65 条、他⁴³

43: 労働法典第 L.1233-65 条～L.1233-70 条、2009 年 2 月 19 日発効の労働協約

【被保険者】

原則として、15 歳以上、60 歳未満の被雇用者

【給付対象者】

個別職業斡旋協定 (CRP⁴⁴) に同意した被雇用者

44: Convention de reclassement personnalisé. 従業員数 1,000 人未満の雇用主が整理解雇を行う場合、雇用主には個別職業斡旋協定 (CRP) と呼ばれる再就職支援措置を被雇用者に提供する義務がある (労働法典第 L.1233-71 条)。CRP を受け入れるか否かの選択権は、被雇用者にある。

【受給要件】

- ・ ARE の受給権を有するフランス居住者であって、就労し得る能力を有する者
- ・ 同一雇用主の下で、2 年以上の勤続年数を有する者
- ・ ただし、勤続年数が 2 年以下の者でも、前者の要件を満たす場合に限り、一定条件下で CRP を受けることができ、ASR が給付される。

被雇用者が CRP を受け入れた場合、ARE の代わりに再就職支援特定手当 (ASR) が失業手当として給付され、被雇用者は求職活動以外の活動を禁じられ、雇用促進機関との面談やセミナーなどに参加する義務が課せられる。

被雇用者は事前総合評価を受けた後、以下が含まれるパーソナライズド再就職活動計画 (PARP) に従った再就職活動をフルタイムで行う。

【給付水準】

- ・ 1～8 カ月目までは、準拠賃金日額の 80%
- ・ 9～12 カ月目までは、準拠賃金日額の 70%
- ・ 例外として、勤続年数が 2 年以下の者には、ARE を選択すれば給付されたであろう金額と同額が、給付される。

①能力査定、②再就職から 6 カ月が経過するまでのカウンセリング、③社会的・心理的支援措置、④地域の労働市場の状況を考慮に入れた指導措置、⑤採用面接の準備、履歴書の作成、就職活動のテクニックなどの支援措置、⑥被雇用者の職業経験を考慮に入れた職業訓練措置

【給付期間】

最長 12 カ月間。ただし、勤続年数が 2 年以下の者には、ARE を選択すれば受けられたであろう期間と同期間給付される。

【財源】

政府助成金、元雇用主から徴収した訓練費および 2 カ月分の賃金

【管理運営機関】

公共職業安定所

【受給者数】

7 万 2,600 人 (2009 年 8 月現在⁴⁵)

45 : Unistatis

3) 再就職補償手当 (Indemnité différentielle de reclassement)

【根拠法令】

労働法典第 L.5424-1 条、他⁴⁶

46: 労働法典第 L.5424-1 条～L.5424-5 条、第 L.5411-8 条～L.5421-3 条、第 R.5424-1 条～R.5424-6 条、2009 年 2 月 19 日発効の労働協約

【被保険者】

原則として、15歳以上、60歳未満の被雇用者

【給付対象者】

A S R 受給者

【受給要件】

- ・ 2年以上の勤続年数を有する者
- ・ C R P 終了前に再就職する者
- ・ 再就職後の収入が前職の収入を 15%以上下回る者

【給付水準】

準拠賃金日額の 30 倍から、再就職後の基本月収を差し引いた額。ただし、上限は A S R の残余総額の 50%。

【給付期間】

最長 12 カ月（A R E 受給期間満了まで）

【財源】

政府助成金、元雇用主から徴収した訓練費および 2 カ月分の賃金

【管理運営機関】

公共職業安定所

II - 3. 連帯制度（Régime de solidarité）

連帯制度は、①長期失業で失業手当の受給期間が過ぎ、前述の失業者保険制度の適用対象外となった失業者、②前職で失業保険に未加入の失業者、③老齢年金の受給に必要な 160 四半期の期間を満了したが定年退職を望まない失業者を対象とした制度で、政府が財源を負担する。

1) 特定連帯手当（Allocation de solidarité spécifique : A S S）

【根拠法令】

労働法典第 L.5421-1 条、他⁴⁷

47: 労働法典第 L.5421-1 条～
L.5421-4 条、第 L.5423-1 条～
L.5423-6 条、第 R.5423-1 条～
R.5423-14 条

【給付対象者】

- ・ A R E の受給期間あるいは職業訓練を終えた長期失業者
- ・ A S S を自発的に選択した 50 歳以上の A R E 対象者
- ・ 特定職種として、賃金労働者ではない芸術家、漁業従事者、臨時港湾労働者がある

【受給要件】

- ・積極的に求職活動を行い、就労し得る能力を有する者（妊婦や病人は含まれない）、あるいは55歳以上の求職活動免除者
- ・直近10年間のうち、5年間就労していた者。ただし、育児休暇を取得していた場合は、就業年数を3年間まで短縮できる。
- ・失業保険手当を申請した時点で、家族扶養手当および住宅手当を除く世帯月収が、以下の額を上回らない求職者（2008年7月現在）。
 - a. 単身者世帯は1,047.20ユーロ（A S S日額の70倍未満）
 - b. 夫婦・カップル世帯は1,645.60ユーロ（A S S日額の110倍未満）
- ・年齢制限
 - a. 65歳以下であること
 - b. 60歳以上の場合、満額老齢年金受給のための拠出期間（原則160四半期）が終了していること

【給付水準】

月収および世帯構成人数により、以下の通り異なる。

- a. 単身者（2009年1月現在）
 - ・月収598.40ユーロ未満：448.80ユーロ
 - ・月収598.40～1,047.20ユーロ未満：1,047.20ユーロと収入の差額
 - ・月収1,047.20ユーロ以上：なし
- b. 夫婦・カップル（2009年1月現在）
 - ・月収1,196.80ユーロ未満：（1人あたり）448.80ユーロ
 - ・月収1,196.80～1,645.60ユーロ未満：1,645.60ユーロと収入の差額
 - ・月収1,645.60ユーロ以上：なし

【給付期間】

原則として、6カ月間。6カ月ごとに、積極的な求職活動が行われ、収入制限を含む受給要件が満たされているか否かの認定審査がある。満たされている場合は給付期間が更新され、6カ月間延長となる。ただし、55歳以上の求職活動免除者に限り、認定審査は年に1度実施される。

被保険者が受給要件を満たす限り、満額老齢年金受給のための拠出期間（原則160四半期）を終える60歳までA S Sは給付される。

【財源】

全額国庫負担

【管理運営機関】

規則制定などの制度管理は政府が、事業の管理運営は公共職業安定所が行う。

【受給者数】

30万4,900人（2009年8月現在⁴⁸）

48: Unistatis

2) 待機一時手当 (Allocation temporaire d'attente : A T A)

【根拠法令】

労働法典第 L.5423-8 条、他⁴⁹

49: 労働法典第 L.5423-8 条～
L.5423-14 条、第 R.5423-18 条～
R.5423-37 条、第 R.5425-1 条～
R.5425-8 条

【給付対象者】

- ・ 難民
- ・ 無国籍者
- ・ 特殊な理由 (外国勤務者、服役していた者) により失業保険の受給資格がない者

【受給要件】

月収が最低社会復帰扶助 (RMI) 以下の求職者。ATA 受給者には、公共職業安定所に求職者として登録していることが義務付けられており、定職に就いた際には、補充手当が 12 カ月間給付される。

【給付水準】

日額は 10.54 ユーロ、月額換算では 316.20 ユーロ (09 年 1 月 1 日現在)。一定の留保付であるが、社会保険料は免除される。

【給付期間】

最長 12 カ月間

【財源】

全額国庫負担

【管理運営機関】

規則制定などの制度管理は政府が、事業の管理運営は公共職業安定所が行う。

【受給者数】

2 万 9,400 人 (2009 年 8 月現在⁵⁰)

50: Unistatis

II - 4. 社会保護 (Prestation de protection sociale)

社会保護には、社会リスクごとにそれをカバーする運営機関があり、医療・労働災害・職業病や、家族給付、老齢保険などそれぞれ施される保護は異なる。本章では失業者に対する社会保護のみ取り上げる。

1) 積極的連帯所得 (Revenu de solidarité active : R S A)

【根拠法令】

社会政策・家族法典第 L.262-2 条、他⁵¹

51: 社会政策・家族法典第 L.262-2 条～L.262-12 条、第 R.262-1 条～R.262-31 条、第 R.262-74 条～R.262-80 条

【給付対象者】

低所得者

【受給要件】

- ・原則として、25 歳以上の者。ただし、扶養している子供がいる場合は、25 歳未満であっても受給が可能⁵²
- ・月額が 880 ユーロ未満の者
- ・フランス住居者

52: 2009 年 9 月 29 日、サルコジ大統領は総額 5 億ユーロを超える新たな若年者雇用支援策案を発表した。職業オリエンテーションの強化など、教育システムから離脱した若者への雇用支援対策を強化する他、積極的連帯所得の受給年齢を 18 歳まで引き下げる見込み(ただし、直近 3 年、勤続 2 年以上の若年者に限る)

【給付水準】

月収、世帯構成人数、住宅手当や家族手当などの有無を考慮し、以下の計算方法により決まる。

$$R S A \text{ 給付額} = (\text{①定額金} + \text{②世帯賃金の 62\%}) - (\text{③世帯収入} + \text{④住宅援助定額金})$$

①定額金

扶養する子供の有無、末子の年齢および家族構成により、以下の通り異なる。

図表 9 定額金の計算方法

扶養する子供	定額金		
	単身者・ひとり親	単身者・ひとり親 (元ひとり親手当受給者)	夫婦・カップル
0 人	€ 454.63	€ 583.80	€ 681.95
1 人	€ 681.95	€ 778.40	€ 818.34
2 人	€ 818.34	€ 973.00	€ 954.73
3 人	€ 1,000.18	€ 1,167.60	€ 1,136.56
4 人目以降	1 人につき € 181.85	1 人につき € 194.60	1 人につき € 181.85

出所：フランス各省庁ポータルサイトより作成

②世帯賃金

該当世帯が就労により得た賃金。臨時雇用や有給職業訓練により得た賃金も「世帯賃金」に含まれる。

③世帯収入

R S A 受給世帯が得ている収入の総計。②の「世帯賃金」のほかに、扶養する子供が 2 人以上の家族に給付される家族手当や、ひとり親に給付される家族扶養手当⁵³、養育費⁵⁴、老齢年金⁵⁵、一時帰休手当なども「世帯収入」

53: Allocation de soutien familial

54: Pension alimentaire

55: Pension de retraite

に含まれる。

④住宅援助定額金

家族住宅手当⁵⁶や社会住宅手当⁵⁷などの住宅手当の受給、家賃の有無、家族構成により、「住宅援助定額金」は以下の通り異なる。

- ・間借しているなどの理由により、家賃の支払いがないため、住宅手当を受給していない： 0 ユーロ
- ・ひとり暮らし： 54.56 ユーロ
- ・2人暮らし： 109.11 ユーロ
- ・3人暮らし： 135.03 ユーロ

56: Allocation logement familiale (ALF)

57: Allocation logement sociale (ALS)

【給付期間】

四半期ごとに、RSA受給者が受給要件を満たしているか否かの審査がある。満たしている場合、給付期間は3カ月間更新される。RSA受給者は月収制限を4カ月連続で超えない限り、RSAを受給し続けられる。

【財源】

受給者が無職であるうちは県が、再就職した時点で政府が負担する。

【管理運営機関】

家族手当金庫⁵⁸、農業社会共済⁵⁹、県議会議長

58: Caisses d'Allocations familiales (CAF)

59: Mutualité Sociale Agricole (MSA)

【RSA受給者の権利と義務】

RSA受給者とその配偶者には、県が選ぶ雇用促進機関より社会的援護と就職支援を受ける権利が与えられる。受給者と配偶者は、県が選択した機関が公共職業安定所であればパーソナライズド雇用促進計画(PPAE)を、他の機関であれば社会復帰に繋がる契約を、RSA受給開始から2カ月以内に締結することになる。

RSA受給者が失業中であり、世帯収入が定額金(前述①参照)を下回る場合、あるいは直近3カ月間の平均月収が500ユーロを下回る場合、受給者は以下の項目のいずれかを満たす義務がある。

- a. 求職活動を行う
- b. 開業を行うための手続きを開始する
- c. 雇用促進機関が提供する社会的・職業的参入アクションを受ける
- d. 雇用促進機関が紹介する穏当な就職先を2回以上断ることはできない
- e. 求職活動が免除されているRSA受給者は、専属カウンセラーと年に1回は面談し、就労の可能性を検討する

また、RSA受給者が失業中であり、世帯収入が定額金(前述①参照)を下回る場合、あるいは、直近3カ月間の平均月収が500ユーロを下回る場合、RSA受給者にはパーソナライズド再就職支援金⁶⁰が給付され、求職活動に必要な交通費、衣服の購入費、住宅費、ベビーシッター代、資格取得費などに充てられる。なお、パーソナライズド再就職支援金の上限は県、公共職業

60: Aide personnalisée de retour à l'emploi

安定所、政府の3者協定により決められる。

2) 高齢者連帯手当

(Allocation de solidarité aux personnes âgées : A S P A)

【根拠法令】

社会保障法典第 D.815-1 条および第 D.815-2 条

【給付対象者】

満額老齢年金受給のための拠出期間（原則 160 四半期）を終了していない 65 歳以上の者

【受給要件】

- ・原則として、65 歳以上の者。ただし、就労が不可能とみなされた場合に限り、60 歳以上でも受給が可能
- ・フランス住居者
- ・月収制限
 - a. 単身者は 692.43 ユーロ未満
 - b. 50 歳以上の戦没者寡婦は 1,403.22 ユーロ未満
 - c. 夫婦・カップルは 1,147.14 ユーロ未満

なお「月収」には、就労による賃金、動産・不動産収入、A S P A 申請時から 10 年の間に行うであろう寄付金が含まれる一方、以下は含まれない。

- a. 本人とその家族が住む本宅の不動産価値
- b. 家族給付
- c. 社会住宅手当
- d. 介護手当
- e. 軍人年金、等

【給付水準】

月収および世帯構成人数により以下の通り異なるが、いずれも上限は月額 666.96 ユーロ。

- a. 単身者
677.13 ユーロと月収の差額
- b. 夫婦・カップルの双方とも A S P A 該当者
1,147.14 ユーロと月収の差額

【給付期間】

満額老齢年金受給のための拠出期間（原則 160 四半期）が終了するまでの期間、給付される。

【財源】

全額国庫負担

【管理運営機関】

全国老齢保険金庫（CNAV）

3）年金相当給付（Allocation équivalent retraite : AER）

【根拠法令】

労働法典第 L.351-1 条

【給付対象者】

満額老齢年金受給のための拠出期間（原則 160 四半期）が終了した 60 歳未満の者で、非自発的の失業者。特定連帯手当（ASS）や積極的連帯所得（RSA）の代わりに AER の受給を希望する場合は代替的年金相当給付（AER-remplacement）、雇用復帰支援手当（ARE）を受給しながら補足的に AER の受給を希望する場合は補助的年金相当給付（AER-complément）と呼ばれる。

【受給要件】

- ・ 公共職業安定所に求職者として登録している者（ただし、すべての AER 受給者は、年齢に関係なく申請することで求職活動が免除できる）
- ・ 満額老齢年金受給のための拠出期間（原則 160 四半期）を終了した 60 歳未満の者
- ・ 収入制限
 - ・ AER 申請前から 12 カ月の間に行われたインターンシップあるいは就労による賃金、家族手当、住宅手当、特定連帯手当（ASS）および積極的連帯所得（RSA）を除いた世帯収入により計算される。
- ・ 代替的年金相当給付（AER-remplacement）特有の要件
 - a. 特定連帯手当（ASS）あるいは積極的連帯所得（RSA）の受給者
 - b. あるいはその他の手当を一切受給していない者
- ・ 補助的年金相当給付（AER-complément）特有の要件
 - a. 雇用復帰支援手当（ARE）対象者
 - b. 単身者は月額 968.00 ユーロ以下、夫婦・カップルは月額 2,195.58 ユーロ以下の月収入を得ている者

【給付水準】

月収および世帯構成人数による。単身者の場合は 677.13 ユーロと、夫婦・カップルの双方とも ASPA 該当者である場合は 1,147.14 ユーロと月収の差額が給付される。上限は月額 666.96 ユーロ。

【給付期間】

満額老齢年金受給のための拠出期間（原則 160 四半期）が終了するまでの期間、給付される。

【財源】

全額国庫負担

【管理運営機関】

全国老齢保険金庫（CNAV）

【受給者数】

5万7,800人（2009年8月現在⁶¹⁾）

61: Unistatis

4) 成人障害者手当（Allocation aux adultes handicapés : AAH）

【根拠法令】

社会保障法典第L.821-1条、他⁶²⁾

62: 社会保障法典第L.821-1条～
L.821-8条、第R.821-1条～R.821-9
条、第D.821-1条～D.821-11条

【給付対象者】

成人障害者

【受給要件】

- ・永続的就労不能度が80%以上で就労が不可能な者、あるいは永続的就労不能度が50～79%で就労に制限がある者
- ・フランス住居者
- ・原則として、20歳以上、60歳未満の者。ただし、16歳以上の者が世帯主となった場合は受給ができ、永続的就労不能度が80%である場合は、60歳以降もAAHの一部を老齢年金と同時に得られる。
- ・年収が、単身者は年額8,003.52ユーロ未満、夫婦・カップルは年額1万6,007.04ユーロ未満の者。ただし、扶養する子供がいる者の年収制限は、子供1人につき4,001.76ユーロ増額される。

【給付水準】

月収により異なるが、上限は月額666.96ユーロ

【給付期間】

受給要件を満たす限り無期限

【財源】

全額国庫負担

【管理運営機関】

家族手当金庫、農業社会共済

II - 5. 社会活動参入契約

(Contrat d'insertion dans la vie sociale : C I V I S)

I - 2. 3) で述べた通り、C I V I S は若年者向け求職支援を目的とした契約であるが、特定の基準を満たす者には、政府より援助金が給付される。

【根拠法令】

労働法典第 L.5131-4 条、他⁶³

63: 労働法典第 L.5131-4 条、第 L.5131-5 条、第 L.5131-7 条、第 R.5131-10 条および第 D.5131-11 条～D. 5131-27 条

【給付対象者】

C I V I S 締結者

【受給要件】

インターンシップによる賃金や手当などを一切受給しない 18 歳以上の C I V I S 締結者であり、以下の要件のいずれかを満たす者。

- ・バカロレア以下の学位保持者
- ・直近 18 カ月間に 12 カ月間以上の長期失業者として公共職業安定所に登録している者

【給付水準】

補助金の額は地方自治体あるいは受入・情報提供・オリエンテーションセンター (P A I O) により決められるが、上限は日額 5～10 ユーロ、月額 300 ユーロ、年額 900 ユーロと定められている。

【給付期間】

原則として、12 カ月間、更新は 1 回まで。ただし、該当者の学位がレベル V (C A P・B E P) 以下である場合に限り、就職するまで更新できる。

【財源】

全額国庫負担

【管理運営機関】

地方自治体、受入・情報提供・オリエンテーションセンター (P A I O)

Ⅲ. 緊急雇用対策

Ⅲ - 1. 概要

金融危機と経済不況を受け、フランス国内の経済は2008年第4四半期以降マイナス成長している。また失業者数は2008年夏より増加し続け、10月末には200万人を超えた。2008年11月時点で、派遣労働者数も9カ月間連続で減少しており、同年の最悪の減少率（マイナス22%）に並んだ。危機の深刻さを踏まえ、政府は景気対策の施行を担当する経済振興策推進大臣を設置し、景気再浮揚策として650億ユーロを経済に投入し、①景気活動と雇用の促進、②公共投資の助成、③連帯の強化を目指す。中小企業向けの支援や、新規投資する企業に対する法人事業所税の全額免除（2009年の1年間の期限付き）、特定の産業向けの基金を立ち上げるなど、企業の経済活動を支援する施策を導入することで、経営者側に解雇を抑え、危機を乗り越えてもらうことを目的としている。

一方、雇用の不安が広がる労働者に対しては、失業者向けのワンストップ機関の早期稼働、雇用援助契約の増大、そして就職支援制度を強化した。

即効性を重視し、政府は投資・インフラ事業に重点を置いた260億ユーロの景気刺激策を2008年12月4日に発表した。国民は一般労働者が対策を享受できないとし、更なる解決策を求め、2009年1月29日に大規模なデモとストライキを決行した。しかし同日、景気刺激策の特別予算法案は可決された。

また、2009年6月4日、国立統計経済研究所（INSEE）が発表した調査結果によると、2008年第1四半期に18.4%だった若年者の失業率は、同年第2四半期には19.6%、第3四半期には19.9%、第4四半期には21.1%、そして2009年第1四半期には23.5%まで上昇すると見込まれた。2009年4月24日、事態の悪化を受け、サルコジ大統領は従来の若年者向け雇用施策をさらに強化した緊急雇用施策を発表し、2009年6月1日より実施した。施策の支出総額は13億ユーロで、若年者50万人の雇用創出を目指す。

Ⅲ - 2. 零細企業向け「社会保険料の雇用主負担ゼロ制度」の導入

2009年の1年間、新規採用する従業員数10人未満の企業に対し、社会保険料の雇用主負担分を全額還付する「社会保険料の雇用主負担ゼロ制度」を導入し、7億ユーロを投入する。企業への払戻額は通減型で、最高で最低賃金の1.6倍、最低でも月額180ユーロとする⁶⁴。

64: 最低賃金受給者の場合

これまで従業員数10人未満の企業は、年間平均300万人を採用していたが、経済危機により脆弱化している。零細企業が低迷期にも採用し続けるよう、一時的な減税措置を導入する。

Ⅲ - 3. 人員整理対象者向け職業支援制度の拡充

企業による人員整理を回避するために一時帰休制度を拡張し、やむなく解雇された者に対する職業支援制度を増設するため、5億ユーロを投入する。

1) 一時帰休制度の拡張

2009年1月1日以降、就労者に支給する一時帰休手当の最低額は、税込み時給の50%から60%に増額し、最低時給も4.42ユーロから6.84ユーロに増額する。従業員数251人以上の企業には時給2.13ユーロ、250人以下の企業には2.44ユーロの助成金を企業側に支給する。

また、適用期間は年600時間から800時間まで延長する。経済危機によって特に大きなダメージを受けたセクターの場合、一時帰休期間は1,000時間まで延長可能とする。

2) 職業移行契約（CTP）の拡大

職業移行契約⁶⁵は、従業員数1,000人未満の企業から、経済的な理由により解雇された就労者に対し、報酬の80%を最長12カ月間支給する契約制度。職業移行契約を締結した就労者には個別就職支援や職業訓練などの強化支援を提供する。また、再就職先での報酬が減少した就労者には補償金を支給する。

2008年9月末現在、CTP締結者数は1,000人以上おり、職業移行契約の適用は「問題のある雇用地域」の7地域に限られていた。今後は18地域に増設され、合計25地域まで拡大していく。

65 : Contrat de Transition Professionnelle。基本的にII - 2. 2)の個別職業斡旋協定（CRP）と同じ内容の求職支援だが、同一雇用主の下で2年以上勤続年数を有する正規社員のみが受給対象のCRPと異なり、CTPは被雇用者の雇用形態や勤続年数を問わず適用される

Ⅲ - 4. 就職困難者向け雇用援助契約の拡大

政府は、失業率が低下していた2008年上半期まで、雇用援助契約の件数を意図的に減少させていた。しかし危機の影響を受け、スキル不足が故に労働市場から長期的に離れざるを得ない就労者の増加を懸念し、再度拡大することを発表した。

2008年度の雇用援助契約6万件的創出を年度内に実行し、2009年には更に2億5,000万ユーロの追加予算を投入、予定していた20万件より10万件多い30万件的の雇用援助契約を導入する。

66: 2009年7月末、雇用担当大臣はワンストップ化作業に遅れが生じていると発表。7月末現在、全国950カ所に設置予定のPôle emploiは200カ所にしかなく、ワンストップ窓口の設置が終了するのは2009年末と見込まれる。全国統一された代表電話番号「3949」の応対率も低く、利用者からの苦情の絶えない状況が続いている。また、不況のため失業者がPôle emploiに殺到しており、人材・研修不足を訴える職員らは、2009年10月20日にストライキを起こした

Ⅲ - 5. ワンストップ機関 Pôle emploi の設置の加速化

ワンストップ窓口の設置を加速化することで、より質の高い、よりパーソナライズ化された、そしてより人間味のあるサービスを、多くの求職者に提供する。増加する失業者への対応と合併作業を円滑に進めるため、職員を増員した（200人を有期雇用契約で採用）⁶⁶。主な施策は、以下の通り。

- ・ 2009年9月までにワンストップ窓口の設置を終了し、失業手当の申請と求職者登録が1回の面談で行えるよう目指す
- ・ 2009年3月以降、求職者にマンツーマンで対応する専属担当者⁶⁷を Pôle emploi に配置する
- ・ 再就職率、求職期間、安定雇用への再参入率など、全サービスの質を数値管理する

67: 失業手当の申請から職業訓練、求職活動まで一貫して求職者をサポートする専属職員

III - 6. 失業者向け開業支援

政府は預金供託金庫と共同で企業設立・買取り支援金制度（NACRE）を設置し、失業者を対象に開業を促進する。同制度は2009年1月1日以降、既存のサービス（開業コンサルティング・チケット⁶⁸および新規企業発展奨励措置⁶⁹）を代替し、貸付金を増加する。

68: Chèque-conseil。マーケティングや経営管理、産業固有の課題などのコンサルティング・サービスを、低料金で受けられる6枚つづりのチケット

フランスでは毎年約7,000人の失業者が開業を目指しているが、長期失業者が設立した企業の寿命は平均より短い。その対策として、開業する失業者がより手厚いアドバイスと、より多くの貸付が無利子で受けられるように、政府は4,000万ユーロ、預金供託金庫は1億ユーロを用意した。年間2万人の利用者を見込んでいる。

69: EDEN。最高5年間の償還期限内で無利子の貸付を受けることが可能な措置

III - 7. 企業の雇用調整計画に対する警告

今回の経済危機とは明らかに関係がないにもかかわらず、危機を理由にした経営縮小や従業員解雇を行うことがないよう、企業に警告した。

III - 8. 積極的連帯所得を導入するまでのつなぎ対策

積極的連帯所得（RSA）が導入される2009年7月1日までのつなぎ対策として、7億6,000万ユーロを投入し、2009年3月末に、低所得380万世帯に200ユーロを支給する。

III - 9. 職業訓練制度と失業手当制度の改善促進

フランスの職業訓練制度および失業手当制度の運営は労使に託されている。しかし政府は「もっとも職業訓練を必要としない者が（訓練を）優先的に受けられ」、「過去26カ月の間、有期雇用で15カ月間働いていた失業者の手当は、同期間に無期限雇用で16カ月間働いていた失業者の3分の1」という不当な現状を打破する改善策を2008年末までに提出するよう指示していた。結果、労使は以下の協定書を提案し、法令改正を行った。

1) 職業訓練制度の改善に関する協定書

職業訓練計画 (Plan de formation) を簡素化し、現行の3つの計画から以下の2つに絞られた。

- ・ 職や企業の発展に伴って必要となる訓練を、就労者の勤務時間内に実施する職業適合を目的にしたアクション・プラン
- ・ 就労者の勤務時間外に実施する能力開発を目的にしたアクション・プラン

2) 熟練契約の増加

低資格層や労働市場から離れている者 (連帯制度の受給者や雇用援助契約で働く就労者) を対象に、熟練契約 (Contrat de professionnalisation) の締結数を増加した。

3) 個別訓練受講権のポータビリティ性の確保

失業手当受給権のある失業者は、取得した個別訓練受講権 (Droit Individuel à la Formation : D I F⁷⁰) を失業後にも保持することが可能となった。権利保持に伴う費用は労使間公認訓練費徴収機構 (O P C A) が負担する。

70: 被雇用者は、雇用主との合意に基づき、自らの意思で年間 20 時間の職業訓練を受けることができる。合意が得られない場合は、職業訓練個人休暇 (C I F、以下参照) を利用する権利がある。職業訓練は、セクター別労使協定あるいは企業内協定に基づき、勤務時間内もしくは勤務時間外に受けることができる。被雇用者には、前者の場合は賃金の 100% が、後者の場合は手取り賃金の 50% が支給され、雇用主には職業訓練にかかる費用が支給される

4) 繰延初期教育訓練の導入

繰延初期教育訓練 (Formation initiale différée) は大学レベルの初期教育訓練を受けていないが、いずれ復学を考えている就労者を対象にした新しい職業訓練制度。教育訓練休暇基金 (O P A C I F) が出資する能力調査書⁷¹ や職業経験認定証 (V A E) の交付が受けられる。

71: Bilan de compétences。職業能力、人間的資質、適性、モチベーションについて調査した書類

5) 職業訓練を必要とする低資格労働者および求職者向け訓練の増加

①低資格労働者向け職業訓練、年間 50 万人増

低資格であるが故に不安定な雇用に就いている被雇用者を対象に、職業訓練にかかる費用を負担し、訓練を受けやすくする。被雇用者向けに職業訓練期間 (Période de professionnalisation) または訓練活動 (Action de formation) を設ける雇用主には、労使間公認訓練費徴収機構 (O P C A) が職業訓練費を優先的に支給するほか、職業訓練個人休暇 (C I F⁷²) を取得する被雇用者には、教育訓練休暇基金 (O P A C I F) が休暇中手当を優先的に支給する。

72: Congé individuel de formation。被雇用者が自発的に職業訓練を受けるための休暇。雇用主の承認は必須ではないが、被雇用者は訓練計画書を作成し、一定の条件を満たしているか否か審査され、休暇中に得られる賃金が決められる。なお、フルタイム訓練の場合は 1 年間、パートタイム訓練の場合は 1,200 時間までの休暇が取得でき、C I F の申請ができるのは勤続 24 カ月以上の被雇用者に限る

②求職者向け職業訓練、年間 20 万人増

公共職業安定所で募集中のポストに就ける可能性はあるが、スキルが足りない求職者に対し、即戦力準備措置 (P O E) を新しく導入し、最長 400 時間の短期間の職業訓練を提供する。公共職業安定所の一次選考と採用予定企業の二次選考によって選ばれた求職者は、該当するポストに就くうえで不足

するスキルを特定してもらい、公共職業安定所が出資する職業訓練を受けることができる。

6) 失業手当制度の協定書

①失業保険負担率の減少

毎年12月末および6月末時点で、全国商工業雇用連合（Unedic⁷³）の四半期利益が5億ユーロ以上であれば、雇用主および従業員の失業保険負担率を年間0.5ポイントまで下げる。2008年12月末のUnedicの利益は450億ユーロと予測されている。

73: 全国レベルで失業保険制度を運営する労使同数代表主義機関

②失業手当の受給条件

従来、過去22カ月間に6カ月以上の就労を条件としたが、2009年1月1日以降、28カ月間に4カ月間就労すれば失業手当を受給できる。ただし28カ月間の該当期間は、年齢により36カ月間まで延長する。また、就職後12カ月以内に失業した者の最低就労期間は6カ月間とする。

③失業手当の給付期間

就労1日に対し失業手当は1日給付される。給付期間は24カ月間まで延長が可能だが、以下の失業者には異なる制度がある。

- ・ 50歳以上（27カ月間以上就労した高齢者に限り36カ月間給付）
- ・ 季節労働者
- ・ 経済的な理由による解雇

④失業手当の額

これまでと同様で、前職の税込み日給額の57.4%。

III - 10. 若年者向け緊急雇用施策

1) 施策の支出総額

図表 10 若年者向け緊急雇用施策の支出総額 (単位: 人、100万ユーロ)

雇用対策	目標人数	2009年度 支出額	2010年度 支出額
熟練契約			
熟練契約 17 万件	170,000	113.3	113.3
見習い訓練			
社会保険料の雇用主負担ゼロ制度	120,000	50.4	50.4
追加採用する企業に特別助成金	40,000	36	36
インターンシップ生、無期限雇用契約で採用	50,000	150	-
商業セクターにおける雇用援助契約	50,000	75	75
セカンド・チャンス学校	7,200	9	17
訓練支援契約	50,000	80	250
若年者向け雇用援助契約	30,000	70	160
合計	517,200	583.7	701.7
若年者向け緊急雇用施策の支出総額			1,285.4

出所: 内閣府

2) 職業訓練の強化

①見習い訓練制度の強化

2009年6月1日から2010年6月1日までに、見習い訓練生32万人の採用を目標とする。2008年度中、座学と実務を兼ねる見習い訓練契約は25万8,000件締結されたが、不況のため、2009年に入ってから締結件数は減少している。同施策の目的は、企業による見習い訓練生の採用促進と、見習い訓練制度の積極的なプロモーション活動である。

a. 「社会保険料の雇用主負担ゼロ制度」の枠の拡大

2010年6月30日まで、見習い訓練生を新規採用する企業に対して、「社会保険料の雇用主負担ゼロ制度」を企業の規模を問わず適用する。同施策の支出額は1億ユーロ。

b. 追加採用する従業員50人未満の企業へ特別助成金の支給

見習い訓練生を追加採用する従業員数50人未満の企業には、1,800ユーロの特別助成金を支給し、その半額は採用時に、残りの半額は6カ月後に支給する。同施策の支出額は7,000万ユーロであり、見習い訓練生4万人の採用を見込む。

c. 「目標と手段の複数年契約」の追加条約に署名し、職業訓練開発・近代化国家基金を総計6億ユーロに増額

2009年6月30日までに、見習い訓練制度の発展を目的とする「目標と手段の複数年契約(COM)」の追加条約に、地域圏議会および県知事が署名することで、職業訓練開発・近代化国家基金(以下、FNDMA)から1億ユーロの資金が提供される。これにより、見習い訓練制度の促進に利用できる資金は総額6億ユーロになる。

また、2010年1月1日より、従業員数250人以上の企業から徴収される見習い税(月収の0.1%)の全額は、FNDMAを通して、見習い訓練制度の促進を目指す以下の施策に充てられる。

- ・人材を募集しているセクターに見習い訓練契約2万件の創出
- ・見習い訓練制度が浸透していないセクターに見習い訓練制度を促進
- ・職業訓練センター(CFA)などのインフラの増設および教材に投資
- ・モビリティ支援の提供: 職業訓練センターまでの交通費や宿泊費の援助、EU圏内のモビリティ支援など
- ・見習い訓練契約の破棄の減少

②熟練契約の促進

2009年6月1日から2010年6月1日までに、熟練契約17万件を創出することを目標とする。熟練契約の目的は、締結者に職業訓練と企業における実務を交互に受けさせ、特定の職種に就くために必要な資格やノウハウを習得させることである。締結者の75%は、6カ月間以上勤続しており、就職支援としての効果は高い。2008年度中、14万2,000件の熟練契約が26歳未満の若年者により締結されたが、2009年に入ってからその件数は減少している。

a. 若年者を熟練契約で採用する企業へ特別助成金の支給

26歳未満の若年者を熟練契約で採用する企業には、1,000ユーロの特別助成金を支給する。対象者の学歴がバカロレア未満の場合は、特別助成金は2,000ユーロになる。同施策の支出額は2億2,600万ユーロ。

b. 労働組合に積極的な拠出の要求

労働組合に、単一調整基金（FUP）および新しく設立された職業課程安定化労使同数基金（FPSPP）に積極的に拠出するよう求める。熟練契約で新規採用を検討する企業には金銭的援助、同契約の活用を試みるセクターには支援金を基金から提供することで、契約締結件数を増加するのが目的。

c. 公的雇用促進機関（SPE）による熟練契約の推奨

公的雇用促進機関（SPE）は、若年求職者、特に社会保護受給者に熟練契約を推奨し、民間企業に熟練契約の採用を促進する。なかでも公共職業安定所は、各地域圏に熟練契約斡旋係（約400名）を任用し、2009年内に熟練契約2万5,000件の創出を目指す。

③交互訓練制度の促進計画をヴェオリア社に委託

交互訓練制度の企業への導入を促進するため、ヴェオリア・エンバイロメント社に促進計画を委託した。ヴェオリア・エンバイロメント社は交互訓練の進捗状況を数値化する交互憲章を策定し、他社の手本となる大手企業やセクターに、同憲章に同意するよう働きかける。

④就業に慣れることを目的とする訓練支援契約

2009年9月より、訓練支援契約5万件の創出を目標とする。不況のため、有期雇用契約や派遣労働契約の更新件数が減少し、若年者が労働市場に参入できる機会が減少している。若年者に資格レベル向上の機会と、不況時に市場のニーズに合った技能の習得の場を提供し、景気回復と同時に即戦力として活躍できるように育成する。同施策の支出額は3億3,000万ユーロ。

2009年9月より、学歴レベルIV（バカロレア・レベル以上）からレベルII（学士課程修了以下）の16～25歳、公共職業安定所あるいは公的雇用促進機関（SPE）に登録している若年者を対象に、訓練支援計画を提供する。特に、資格の無い若年者および交互訓練契約を途中で挫折した5万人に、計画の提供を優先する。パーソナライズ化された就職支援に基づく訓練支援計画は、以下の項目を含む。

- ・将来性の高い職業に就くための事前技能訓練および技能訓練の提供
- ・企業実習
- ・インターンシップ生としてのポジションを与えることによる、社会保険への加入と、研修費の支給
- ・資格の習得あるいは長期採用する就職先の紹介

⑤セカンド・チャンス学校の促進

2009年から2010年にかけて、セカンド・チャンス学校の定員数を現在の4,800人から7,200人増員し、合計1万2,000人にすることを目標とする。セカンド・チャンス学校は、資格・学歴レベルの低い若年者に再教育の場の提供を目的とし、生徒の3分の2は就職先あるいはインターンシップ先を見つけている。さらに成果をあげるため、「郊外希望計画」は300万ユーロの支援金を用意し、セカンド・チャンス学校ネットワークが掲げる課題や方針を忠実に守る学校に配分される予定である。しかし2009年4月現在、セカンド・チャンス学校は11地域圏、24県にしかなく、生徒数は4,740人と少ない。

政府は同施策に積極的に参加し、地域圏と同等の費用の3分の1を負担する。同施策の支出額は2,600万ユーロ。

3) 長期的社会参入のための支援

①インターンシップ生として安定したステータスを作り、無期限雇用契約(CDI)で採用されるように支援

2009年4月24日から9月末までに、インターンシップ生5万人の無期限雇用契約の採用を目指す。毎年220万人の若年者がインターンシップ生になるが、その殆どが短期契約である。昨今、大学におけるインターンシップ制度の導入は拡大傾向にあり、就業体験を持つ学士課程修了者数は増加している。その一方で、インターンシップ終了後に安定した状況が作れない学生数も増加傾向にある。そのため政府は、インターンシップ生を無期限雇用契約で採用する企業に対し、助成金を支給する。

2009年4月24日以前から研修している26歳未満のインターンシップ生を、同年9月末まで無期限雇用契約で採用した企業には、3,000ユーロの特別助成金を支給し、その半額は採用時に、残りの半額は6カ月後に支給する。同施策の支出額は1億5,000万ユーロ。

インターンシップ開始から2カ月以降の研修生に、報酬の支払いを義務付ける法改正にも着手する。

②若年者向け雇用援助契約を用いて、若年者に就業体験を与え、契約終了後に商業セクターで活用できる技能を習得させる

2009年6月から2010年6月までに、非商業セクター、主に地方公共団体において、若年者向け雇用援助契約3万件の雇用創出を目標とする。若年者向け雇用支援契約(CAE-passerelle)は、若年者に就業体験を与えると同時に、商業セクターで活用できる技能も習得させるため、非商業セクターから商業セクターへの橋渡しになることが期待される。公的雇用促進機関(SPE)には、非商業セクターに対する雇用援助契約のプロモーション活動などの協力が求められる。採用にかかる費用の9割は政府が負担し、同施策の支出額は2億3,000万ユーロ。

4) ZUS居住者向け施策

2009年6月26日、ローラン・ヴォキエ雇用担当大臣とファデラ・モラノ都市政策担当大臣は各県知事宛てに通達を出した。「問題の生じやすい都市地域（ZUS）」と指定された地域の雇用状況は2009年に入ってから悪化し続けており、特に若年者の求職者数が急増している。これまで政府が実施していた若年者向け雇用施策をさらに強化するため、社会統合・機会均等庁（Acsé）が1,000万ユーロを融資し、以下の4つの施策に充てるというものである。

①経済活動を介した社会参入（Insertion par l'activité économique : IAE）

社会統合・機会均等庁は都市再生整備機構（ANRU）と共に、都市再生整備地域内に社会参入を目的とした作業場を約100件創出する。政府は、景気刺激策として既に3億5,000万ユーロを都市再生整備費に投じており、各県知事には、参入計画に沿った雇用を都市再生整備業内で創出することを求める。

②就職支援

支援者制度（parrainage）などを導入し、就職困難な若年者、特に新卒者に対する就職支援を、以下の通り強化する。

- ・ZUS内の支援者制度を、各県50～100人分追加援助する
- ・求職支援活動⁷⁴の援助や、求人企業と若年者を引き合わせる機会を増やす
- ・離職を防ぐため、支援活動を就職後も引き続き行う

74 : Action d'accompagnement d'aide à la recherche d'emploi

③開業支援

ZUSに居住する若年者の多くは開業に関心を持っている。各県知事に対しては、企業設立・買取り支援金制度（NACRE）と新制度の個人事業主制度（auto-entrepreneur）を活用し、若年者の開業を積極的に支援することを求める。支援計画を立てた県には、プロジェクト維持費として若年者1人あたり2,000ユーロを支給する。

④職業訓練およびモビリティ支援

ZUSに居住する若年者の中には、見習い訓練契約や熟練契約に参加できるレベルに満たない者や通勤が困難な者がある。各県知事に対して、若年者のレベル向上を目的とした育成コースや企業内のチューター制度の設置、移動や住宅支援の提供を求める。各地域に応じた需要の高いサービス業（一般家庭向けサービス、幼児向けサービス、高齢者向けサービス、障害者向けサービス、等）を選択し、それらに関連する育成コースを設置し、雇用を創出することを推奨する。

<参考>

内閣府 (www.gouvernement.fr)

労働・社会関係・家族・連帯・都市省 (www.travail-solidarite.gouv.fr)

労働・社会関係・家族・連帯・都市省の調査統計局

経済・産業・労働省 (www.minefe.gouv.fr)

予算・公会計・公職省 (www.budget.gouv.fr)

フランス各省庁ポータルサイト (www.service-public.fr)

国立統計経済研究所 (www.insee.fr)

公共職業安定所・統計調査局 Unistatis (<http://info.assedic.fr/unistatis/>)

Works Report 2009
欧米主要国の雇用労働政策
- 2009年の緊急雇用対策 -
2009年11月 発行

発行：株式会社リクルート ワークス研究所
人材ビジネス・労働政策チーム
村田弘美 杉田万起 長岡久美子 藤野充香

©株式会社リクルート
本書の全部または一部の複写・複製および磁気または光媒体への入力を禁じます。
これらの許諾については小社にご連絡ください。

Works Report 2009

欧米主要国の雇用労働政策
【2009年の緊急雇用対策】

株式会社リクルート ワークス研究所
〒100-6640
東京都千代田区丸の内 1-9-2
グラントウキョウサウスタワー
TEL 03-6835-9200

